

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 9 日 )  
( 第 9 号 )

第 9 号  
3 月 9 日



令和4年

# 三重県議会定例会会議録

## 第9号

○令和4年3月9日（水曜日）

---

### 議事日程（第9号）

令和4年3月9日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第57号から議案第76号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第57号から議案第76号まで
- 日程追加 議員辞職の件
- 日程追加 差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	里 香
21	番	山 本	稔 尚
22	番	稻 森	初 男
23	番	濱 井	真 治
24	番	森 野	衛 野
25	番	津 村	熊 三
26	番	杉 本	宜 昭
27	番	藤 田	昭 成
28	番	稻 垣	成 生
29	番	石 田	村 聡
30	番	村 林	正 人
31	番	小 林	富 男
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	東 豊
34	番	東	

35	番	長 田 隆 尚
36	番	奥 野 英 介
37	番	今 井 智 広
38	番	北 川 裕 之
39	番	日 沖 正 信
40	番	舟 橋 裕 幸
41	番	三 谷 哲 央
42	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員  
警察本部長

長 江 正  
佐 野 朋 毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊 藤 隆  
紀 平 益 美

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

北 岡 寛 之  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） おはようございます。

会派新政みえ、いなべ市・員弁郡選挙区選出の日沖正信でございます。

議長の許可をいただきましたので、本日のトップバッターで質問させていただきたいと思っております。

質問に入らせていただきます前に、国内外とも穏やかならぬ状況でござい

ますので、少し触れさせていただきたいと思いますが、ロシアのウクライナへの侵攻でございます。

何の罪もない多くの人たちが犠牲になっておられます。尊い命がこれ以上失われないように、一刻も早く攻撃が停止されることを、平和を尊ぶ全世界の皆様と共に願うものであります。

一見知事は、昨日、避難民受入れの意向を表明くださいました。私たちも必要に応じて協力をしっかりと努めてまいりたいと思います。

また、一方、コロナ禍ですが、三重県ではまん延防止等重点措置が解除されたといえども、いまだ状況は予断を許しません。お亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、感染された方々の早い御回復をお祈り申し上げます。

また、医療や介護の現場を支えていただく方々、そして、今は卒業式や入学式の時期で御苦勞をいただいている学校関係の方々をはじめ、厳しい中で社会を支え、御尽力いただいております皆様に、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

そして、もう一言、唐突でございますけれども、この3月で定年をお迎えになれる皆様、少し時期が早いか分かりませんが、長年にわたり県政に御貢献いただきまして、誠に御苦勞さまでございました。私も60歳で同じ年でございます、今年は一息の思いで一言添えさせていただきました。

実は、日沖正人危機管理統括監と真弓明光県土整備部理事は、同じ高校の同級生でもございます。立派な同級生で、私たちの誇りでございます。中には延長となる方もあるか分かりませんが、これまでの御経験を基に、皆様のさらなる御活躍をお祈り申し上げまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、今日の1点目の質問です。DXの推進について質問させていただきます。

この質問の一つ目は、一見知事が考えるDXの推進とはということで、お



聞きいたします。

このDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉、この後はDXという言葉の使用で通させていただきますけれども、この言葉は概念が広い言葉のようでございまして、DXとはこういうこと、こういうものとうまく人に伝えることができる自信はなかなか私にはございませんが、しかしながら、進化したデジタル技術が様々な分野に浸透していくことによって、仕事の上でも生活の身近な場所でも、また行政においても、効率性や利便性が飛躍的に向上したり、また、今まではできなかったことができるようになったりと、そのような変革が身の回りのあらゆる分野で起こっている、また、起こっていかうとしていることであると自分なりに捉えています。

そして、そのことが私たちの社会にとってよりよい方向へ、よりよい成果に結びついていけるように、DXの推進は、行政にとってもこれからの時代の大きく重要なテーマになっているのだと、私なりに認識しているつもりです。

三重県では、これまでもSociety5.0時代を見据えて、デジタル技術も活用しながら、県庁の働き方や組織運営を見直すとともに、あわせて、そのことによって県民サービスの向上につなげるためのスマート改革など、新たな時代へ向けて様々な取組を進めていただいているところですが、コロナ禍における必要性も高まる中で、さらに人に優しいデジタル社会の実現へと、行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて、全国に先駆けた取組を加速させていくことを打ち出されました。

そして、鈴木前知事の下に、行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に強い権限を持って推進するため、令和3年度から最高デジタル責任者を配置されるとともに、デジタル社会推進局を設置されるなど体制を整備され、三重県のDX推進に向けた取組が非常に意欲的で華々しく映る中で進み始めました。

鈴木前知事の下における令和3年度三重県経営方針においては、DXの推進を県政運営の大きな一つの柱に据えられて特出しされておられ、DXの推

進への強い意志、強い意欲がうかがえます。

DXは、進化したデジタル技術を浸透させることで、行政の改革のみならず、製造や輸送、農業から医療、福祉など、社会のあらゆる分野においてその進展が望まれるところでございます。

先日、知事から御説明を受けた強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）では、おおむね10年先を見据えた政策展開の基本方向の一つとして、活力ある産業、地域づくりを掲げられ、社会の様々な場面においてDXを推進し、デジタル技術の先端技術を取り込んでいくということで、デジタル社会の実現につなげていくとされておられます。

また、みえ元気プラン（仮称）においては、みえ元気プランで進める7つの挑戦にデジタル社会の実現に向けた取組の推進を掲げ、DXの推進と行政DXの推進を、政策体系の施策、行政運営としてそれぞれ位置づけておられますが、私は鈴木前知事に比べて、一見知事はDX推進に係る熱量が少ないとは申し上げませんが、ちょっとまた違うなと感じさせてはいただいております。知事交代時のブランクがあったかもしれませんが、少しそのように感じさせてはいただいております。今回、DX推進について、一見知事はこれからどのように取り組んでいこうと考えておられるのかお聞きしたくて、質問させていただく次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） デジタルトランスフォーメーションの推進につきまして、御質問いただきました。

お答えさせていただく前に、冒頭、議員からお話をいただきましたウクライナ関係と新型コロナウイルス感染症の関係について、少しでもお話をさせていただきたいと思っております。

ウクライナの関係、もう皆さん御案内のとおりでありまして、県議会ではいち早く決議を出していただきました。感謝を申し上げたいと思っております。

やはり全世界の人間が、声を上げて行動する必要があると思っております。

執行部ではしっかりやっていくつもりでございますが、また、御指導を頂戴したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係でございます。まん延防止等重点措置は取りあえず延長しないということにいたしました。が、まだまだ感染者の数は収まったとは言えません。やはり感染の拡大を抑えるために可能な方はワクチンを打っていただく、これしかないんだろうと思いますので、御協力もお願い申し上げたいと思います。

また、県民の皆さんには、我々からも感染防止についてしっかりやっていただきますように、引き続きお願いをしております。

御質問いただいたDX、デジタルトランスフォーメーションの推進につきまして、私の認識を申し上げたいと思います。

二つの観点がございます。一つは、日本を含む先進国は、今、人口減少の荒波にさらされております。人口が減少していくと、当然、国力、産業力が落ちていくわけですけれども、これを補うためには生産性を飛躍的に上げる必要があります。このための大きなツールがDXであります。したがって、各先進国は、今、DXの導入に血道を上げているという状況です。日本も遅れるわけにはいかないと考えています。

私も国土交通省の職員をしていましたときに、革命的な生産性を上げるプロジェクトがありまして、それに取り組んでおりましたけど、そのときの大きな柱がDXでありました。

例えばMa a Sという言葉があります。モビリティ・アズ・ア・サービスでありまして、交通の関係でありますけれども、いながらにして、例えば旅行に行くときに旅行先の宿泊施設も、あるいは交通機関も、その場でスマートフォンでも予約ができてしまう、それから、決済も全部できてしまう。行ってそのスマートフォンをかざすだけで、旅行ができるというようなサービスでありますけれども、そういうサービスの業務もやっていたということでもございまして、DXの必要性は誰よりも感じているところでございます。

もう一つ、DXの観点は、生活がやっぱり豊かに、高齢者の方も含めて、

あるいは便利になっていくということでございまして、先ほど申し上げましたMa a Sもその一つではありますが、例えばネットバンキング、以前は金融機関は窓口に行かんとお金を動かすことができませんでしたけど、それがもう自宅でスマートフォンでできるようになると。もう非常に便利であります。特に外出が難しい高齢者の方々にとっては、DXを進めるということは非常に重要であると思います。議員が御指摘された人に優しいDXというのは、こういうところもやはりポイントになってくるんだらうと思っています。

県におきましても、国と国との競争だけではなくて、デジタル化の流れに遅れるということは、地域間競争に取り残されるということも意味しますので、しっかりと対応していきます。

御指摘いただいたような新型コロナウイルス感染症への対応で、デジタル化を進めていかなきゃいけないという大きな国の動きもあります。それにもしっかりと同調していきたいと思っています。

また、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）でもみえ元気プラン（仮称）でも、例えばプランの中の7つの挑戦において、デジタル社会の実現に向けた取組の推進を一つの柱として位置づけております。ビジョンでもプランでも取り上げているところでございまして、まずは、行政手続における県民の皆さんの利便性を向上させるというところで、行政手続のデジタル化をしっかりと進めて、県民の皆さんに便利さを実感していただきたいとも思っております。そのために、新たな情報通信基盤の整備の予算も来年度予算に盛り込んでいところでございます。

こういったことを進めていまして選ばれる三重県になる、あるいは便利で住みやすい三重県にしたいと考えているところでございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 知事にお答えいただきましてありがとうございます。

一見知事としてのお考え、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの知事のお話にもございますけど、県民の皆さんの便利さの実感、

分かりやすいDXというお話もございましたけれども、この後、引き続き質問させてもらいますけど、どうか分かりやすく、県民の皆さんと共にDX推進を進めていっていただきたいなと添えさせていただきます。どうか期待しておりますので、どうぞ一見知事の下で、さらなるDX推進、よろしく願いたいと思います。

それでは、続いて、この設問の二つ目ですけれども、今、申し上げました分かりやすいDXということで、DXの見える化についてお聞きしたいと思います。

このDXが社会の中で推進されますことにより、私たちの暮らしにおいて様々な変革、メリットが生まれてくるものでありながら、三重県においてDXがどのように、また、何が進展しているのか、なかなか具体的な実感が県民に届いていないように思います。

DXという言葉自体の概念が広いものですから、捉え方が曖昧になってしまいがちですし、ふだんの生活においてはなじみがなかなか薄い言葉でもありまして、実際に、今、身の回りで起こっている変化と、DXというもののイメージがなかなかつながらないということも、多々あるのではないかと思っております。

昨年9月に開設されましたみえDXセンターについては、相談件数も当初は少なく、相談内容もDXに関する情報提供やセミナーの開催など、まずの入り口からの相談が多くを占めているようにお聞きしておりまして、昨年12月の総括的質疑で野村議員からも、DXの認知や理解がまだまだ社会の中で進んでいないのではないかとのお指摘もあつたところでございます。

より多くの皆さんにDXに取り組んでもらうため、もっと分かりやすく伝え、共有することが必要でありまして、DXへの理解を促進するためにも、具体的な成果を伝えたり、事例の紹介などによって、多くの県民の皆さんに実感してもらえるための取組をさらに進めていただきたいと思っております。

そこで、お聞きいたしますが、県ではDXの推進において全ての方々が共通の言葉と共通の認識を持ち、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に

移してもらえるような機運の醸成を図ることが必要として、デジタル社会の未来について県民の皆さんと一緒に考え、デジタル社会に対する意見を取りまとめるために県民ヒアリングを実施されておられますけれども、県民の皆さんからいただいた御意見を今後どのように活用していかれるのか、御答弁をお願いいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） DXの推進に向けまして、県民の皆さんからいただいた御意見をどのように活用していくのかということで、御答弁させていただきます。

DXは、御指摘にあるとおり多義的な用語でありまして、デジタル社会の実現に向けては、DXを県民の皆さんに分かりやすく伝えて、やっぱり自分事として行動に移していただくということが重要だと考えてございます。

県では、三重県のデジタル社会の未来につきまして県民の皆さんと考え、自分事としてDXに取り組んでいただくことや、意見、アイデアを未来像として取りまとめまして、デジタル関連の計画や機運醸成の取組の参考とすることを目的に、昨年10月から11月にかけて、グループインタビューやワークショップなどのヒアリングを行ったところでございます。

ヒアリングにつきましては、県内5地域でグループインタビューを行いまして、参加型のワークショップをオンラインで3回、合わせて71名の方に御参加いただいております。

意見を取りまとめるに当たりましては、将来に予想される世界の変革や生じ得る課題などの要素をまとめた動画を制作しまして、参加者に御視聴いただきながら、デジタルによる課題解決、目指したい三重県の未来像について意見交換を行ったところでございます。また、有識者で構成するみえDXボードの会議からも、御意見をいただいたところでございます。

参加者から出された御意見としましては、三重県の未来像ということで、仕事における通勤時間などの制約であるとか、行政手続などの煩雑さから解放されて、余暇や自己研さんなど本当にやりたいことに時間を充てることが

できるということであったりとか、新しいアイデアを持つ若い人や新産業を生み出したい人に魅力を感じてもらおうようになっているといった、新しい考えやデジタル技術の活用による期待を感じる意見がある一方で、デジタル化が便利になる反面、ついていけるか不安であるとか、デジタル化が進むと個性が消されてしまうのではないかといった不安を感じるような意見もございました。

こうした意見を基に、三重県のデジタル社会の未来像と実現に向けたデジタル価値の観点につきまして、今月中に報告書として取りまとめることとしております。

この報告書とともに、県内で行われておりますDXの取組としまして、県の防災対策部で取り組んでおる個人や地域の避難所経路をウェブ上で作成できるMyまっぷラン+や、市役所で取り組まれております書かない窓口などの様子を含めた機運醸成のための動画、先ほど御説明しましたワークショップとかインタビューの様子を収めたものでございますけれども、そのような動画も制作してございます。

これらの報告書や動画を広く周知しまして、デジタル社会に関する対話の契機とすることによりまして、県民の皆さんにとってDXを身近に感じていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、今回のヒアリングでいただいた御意見の中でも、デジタル格差の解消に向けた取組など、県が速やかに実施すべきものにつきましては、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）やみえ元気プラン（仮称）の策定において参考とするとともに、具体的な取組を進めていきたいと考えております。

今後も、引き続き県民の皆様の御意見をお聴きしながら、デジタル社会形成に向けた取組を進めてまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 御答弁ありがとうございます。

なかなかこのDXというものについて実感いただくということは、一長一短にいくことではないのかも分かりません。御答弁いただきました中で、活

動の例を動画で制作したりとか、また、いただいた御意見、ぜひみえ元気プラン（仮称）のほうで反映させたいというふうで活用していかれるということでございます。

再質問はいたしませんけれども、どうかしっかりとその辺、県民の皆さんと共に実感を共有しながら進めていっていただくということが、DXの推進、まず、一つ大事なことだと思っておりますので、引き続きそういう取組、たゆみなくお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次の2点目の質問は、三重県住生活基本計画の見直しについてということで、質問させていただきます。

このたび、三重県住生活基本計画が見直されることとなりまして、現在、最終案の取りまとめが進められているところでございますが、今日の機会にこの見直しについて取り上げさせていただいて、質問させていただきたいと思っております。

この質問の一つ目ですが、三重県住生活基本計画のポイントについてお伺いします。

三重県住生活基本計画は、住宅政策の目標、基本的な施策、成果指標等を定めた今後の住宅分野の具体的な施策の指針となる計画であり、住生活基本法に基づいた全国計画に即して策定されております。

国では、国民の豊かな住生活の実現のため、従来の住宅供給中心の量、数の量ですけれども、量の政策から住宅の質、中身の質の政策に転換することとし、平成18年6月に住生活基本法が公布、施行され、本県ではこの基本法に基づく県計画として平成19年3月に三重県住生活基本計画を策定し、取組を進めてきていただいております、これまでに2回にわたり見直しが行われ、現在の計画に至っております。

住宅は人が生活していく上で欠くことのできないものでありまして、住宅の購入となりますと、一生のうちで機会はそう多くはない重大なことでございます。また、住まいを取り巻く環境や地域コミュニティの在り方なども、豊かな生活を送る上で大切なことでございます。



この三重県住生活基本計画は、各種ございます三重県の住宅関連計画と連携し、私たちの住生活に関わる方向を定める重要な基本計画とされています。

このたびは、昨年3月に全国計画が閣議決定を受けて改定されたことで、三重県の計画もそれに伴い、現在、見直しを進められておられるとのことでありますけれども、まず、その見直すこととなった背景や今回の見直しのポイントについて聞かせていただきたいので、よろしくお願いたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

**○県土整備部理事（真弓明光）** 三重県住生活基本計画の見直しの背景やポイントについて、お答えさせていただきます。

現在の三重県住生活基本計画は、平成28年度に策定してから5年が経過しましたが、この間に人口減少、少子・高齢化、空き家の増加がさらに進んだこと、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化に加え、南海トラフ地震への対応の必要性が高まっていること、国において2050年のカーボンニュートラルの実現という目標が掲げられたこと、新型コロナウイルス感染症によって県民の住生活に対する意識や価値観も大きく変化したことなど、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化が進みました。こうした変化に的確に対応していくため、国が見直しました住生活基本計画に即して、本計画の見直しを進めております。

本計画の見直しの主なポイントとしては、公営住宅の供給を含めた居住支援体制の充実など、高齢者等の住宅確保要配慮者への対応、危険な空き家の除却や空き家の有効活用の促進など社会問題化する空き家への対応、自然災害の頻発・激甚化、南海トラフ地震に対応するための住宅の耐震化の促進や立地適正化計画の策定など、災害に強いまちづくりの推進、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた、省エネルギー性能の高い長期優良住宅やゼロエネルギー住宅などの普及促進、コロナ禍を契機としたテレワークなどの新しいライフスタイルへの対応などでございます。

なお、本計画につきましては、現在、中間案のパブリックコメントを実施したところであり、令和4年6月の策定に向けて見直しを進めているところ

でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

今、いただいた御答弁を受けまして、再度、質問させていただくんですが、今回の見直しについては、社会情勢の変化や自然災害の対応でありますとか、また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた対応が盛り込まれるとか、そして、さらには全国計画の見直しで必要となります部分も多々あると思いますが、こういうものも含めて計画が見直されるとのことでございまして、そういうお話を、今、いただいたんだと思いますけれども、そこで、このたびの見直しで、県民の皆さんがどうなるんだということなかなか実感しにくいところもあって、住宅を取り巻く環境がどのように変わって、私たち県民の生活がどのように向上するのか、改めていま一度具体的にお聞かせいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 計画の見直しによって何がどのように変わるのかについて、お答えさせていただきます。

計画の見直しにより居住支援体制が整備されることで、高齢者等が住まいに困ることなく地域で安心して暮らすことができます。

また、空き家については、管理が不適切なものの除却や移住者向けの住宅への活用などが進むことで、住環境の改善や地域の活性化が図られます。

耐震性のある住宅が増えるとともに、災害リスクの低い地域への住宅移転が進むことで、県民の皆さんが災害に対して安全な住まいで暮らすことができます。

また、住宅の省エネルギー性能が向上し、再生可能エネルギーが普及することで、カーボンニュートラルの実現に寄与することができます。

住戸内にテレワークスペースを確保するなど、新しいライフスタイルに対応した住まいづくりが進みます。

このように計画を見直すことにより、三重県の住生活の将来像である、住

みたくなる、住み続けたいくなる、快適で安全な住まいを創出し、人々と地域の活力に資する住生活が実現するものと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 改めて、ありがとうございました。

それぞれ、より具体的にお答えいただきまして、改めてよく分かったわけでございますけれども、この計画によって、どうか、今お答えいただきましたような、県民の皆様の暮らしがより豊かになっていくようお願いしたいと思います。

それでは、この設問の二つ目に続いてまいりますけれども、今のお話の中にもあったんですけれども、次に空き家対策についてお伺いしたいと思います。

少子・高齢化社会の進展、また、若い世代の人口流出、核家族化が進む中で、県内の世帯数が減少に転じたこともあって、今後も空き家の増加が見込まれておりますけれども、空き家の増加の問題は、防災や治安の面からも大きな社会問題となっております、三重県においても、今後さらなる取組が必要となってまいります。

県及び市町が、空家等対策の推進に関する特別措置法、一般的に空家対策特別措置法というんですかね。空家等対策の推進に関する特別措置法などに基づいての措置の実施や、危険な空き家の除却などを進めていただいておりますけれども、空き家の発生抑制や空き家の除却などについて、権利関係の問題であるとか、また、除却費用がどうしても大きな負担になるなどの問題などがございまして、実際の現場はなかなか難しい問題に苦慮しているのが現実のようでありまして、より実効性のある対策が求められております。

そこで、このたびの三重県住生活基本計画の見直しのポイントにも、先ほども真弓理事の答弁の中にもございましたけれども、社会問題化する空き家への対応ということが上がっていることを捉えさせていただきまして、今後のさらなる具体的な取組について聞かせていただきたいので、よろしく願いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 空き家対策の今後の取組について、お答えさせていただきます。

まず、これまでの取組でございますが、県では、空き家対策に取り組む市町の支援及び市町相互の連絡調整等を図るために、三重県空き家等対策連絡会議を設置し、空き家対策に係る情報提供などを実施しております。

また、市町に対する財政上の支援としまして、空き家を移住者向け住宅として活用するための空き家リフォーム支援事業、所有者不明の老朽空き家を市町が略式代執行で除却する場合の特定空家等除却支援事業を実施しております。さらに、県ホームページ等で空き家の現状、リスク、税制上の措置などの情報を発信し、空き家の適切な管理について啓発を行っております。

今後の取組でございますが、令和4年度からは、これまでの市町の略式代執行への支援に加えまして、新たに所有者等が老朽空き家を除却する場合に補助を行う制度を設け、空き家の除却を強化するほか、県民を対象とした空き家の適正管理等についてのセミナーを開催するなど、空き家の発生抑制に関する啓発にも力を入れていきます。

さらに、空き家を活用した二地域居住やワーケーションなどの取組への支援についても検討を進めてまいります。

今後も、引き続き市町への情報提供や財政支援、県民の皆様への積極的な情報発信に努めてまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○**39番（日沖正信）** どうもありがとうございました。

老朽空き家等への補助とか、新年度に向けて様々さらなる対策を御検討いただいておりますといいますが、準備していただいておりますけれども、事前にお聞きもしておる中で、なかなか例えば特定空家の解体などについて確かに補助を増やしていただいて、より前進はしていただいているということは承知しておるんですけども、実際にやっぱり家の解体となると個人負担が、解体費、処理費の費用負担が大変でございまして、個人負

担の分でその補助をいただいてもなかなかそこまではということになったりも現実はある中で、なかなか厳しい現状があるわけです。しかしながら、そうしたら個人の財産に対してそんな業者から過大な補助ができるかという、それもできるわけでもございませんし。その辺のところではなかなか難しい、もちろん権利関係も複雑になってまいりますとその辺の調査の中で行き詰まってしまうとか、いろんな難しい問題もあって、まだまだもっと実効性を上げようとする、より考えていっていただかなければならないんだろうなと思っております。

これから、冒頭に申し上げましたように、少子・高齢化の時代、また、人口減少の時代の中で、本当に空き家が増えてくることはもう必然でございます、何とか個人の所有物に対してどこまでできるかというところの難しいところがありながら、より研究もしていただいて、確かに新年度、一歩進んでいただくことはありがたいと思いますけれども、再質問はいたしませんけれども、さらにより実効性のある対策というものを考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の今日の3点目の質問に入らせていただきます。

産業構造の変化を踏まえたものづくり産業の振興について、お聞きいたします。

三重県では、三重県経済を牽引するものづくり産業の振興について、積極的な取組を進めていただいているところでありますけれども、近年、地球温暖化問題における温室効果ガス抑制への取組や、また、デジタル技術の著しい発展などによりまして産業構造は大きく変化し、さらには、予期もしなかった新型コロナウイルス感染症が製造業へも大きな影響を及ぼすこととなっているなど、ものづくり産業において急激な環境変化が起っております。

そのような背景を踏まえまして、私は、今回、三重県における基幹産業とも言える自動車産業と、コロナ禍の影響の直撃を受けることとなりました航空宇宙産業に対する県の取組について聞かせていただきます。

まず、一つ目に、次世代自動車の開発に関わる支援ということでお聞きいたします。

気候変動に大きな影響を及ぼす温室効果ガス削減に向けて、2050年のカーボンニュートラルという高い目標を掲げ、取り組むことが世界の潮流となっている中で、自動車の業界においても、排気ガスの出ない電気自動車への転換、電動化が世界的に進んでおります。

また、その電動化に加えて、さらに今はコネクティッド、自動化、シェアリングサービスなどの技術革新も急速に進んでおりまして、頭文字を取ったCASEという造語がこのような技術革新のキーワードとして使われていますが、各自動車メーカーは競ってこのCASEを意識した事業展開を図っていかれようとしておられまして、今、自動車産業は100年に一度の大変革の時代に入っているとも言われるほどの変化が起こってきております。

ちょっとこの資料をお示しいただきたいんですが、（パネルを示す）CASEという言葉をちょっと再確認させていただきますけれども、CASEとは、つながる、コネクテッドの頭文字のC、自動化、自動運転ですけれども、オートノマスの頭文字のA、シェアリング・サービスのS、そして電動化、電気自動車のエレクトリックのE。C、A、S、Eという頭文字を取った造語でございます。

本県も、みえ県民力ビジョンのものづくり産業の振興の中で、このCASEに対応していくことの必要性を認識していただいているところであります。ICT機能の搭載、AIを活用した完全自動運転、自動車の活用の在り方、そして電動化など、これまでの自動車部品などの業界にとどまらず、これからは通信やIT関連など、自動車づくりを支える業種やサプライチェーンも大きく変化し、次世代自動車においては、私たちが持っている自動車というものに対する既成概念は全くがらっと変わってしまうようでございます。

自動車産業においては、電動化が進めば、エンジン部門などの仕事の減少によりまして、関連する様々な業種において100万人の雇用に影響が出る可能性があるとも言われておりまして、県民の雇用を守るという意味からも、

今後の行方が大事な産業でございます。

そこで、そのような背景を踏まえて質問いたしますが、この変革期において、県は次世代自動車の開発支援についてどのように取り組んでおられるのか、また、今後の自動車産業を守り発展させていく上で、CASEについてどのように対応されていかれるのか、お聞かせください。よろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、CASEを含めました県の取組について御答弁申し上げます。

県内自動車関連中小企業等におきましては、カーボンニュートラルや自動走行、電動化など、CASEを強く意識した次世代自動車分野に向けた動きが加速する中で、産業構造の変化に乗り遅れることなく、さらなる成長につなげていくことが重要な課題となっております。

このため、県におきましては、令和元年度から次世代自動車開発支援を行っております。

具体的には、各企業が持つ技術や製品、生産工程における強みといったものをさらに向上させるため、専門家による技術的な助言を受けたりとか、あるいは自社の製品を外部に売り込む際の提案力の向上に向けた支援などを実施することで、新たな分野への参入促進を図っております。

また、昨年度に引き続きまして、今年度におきましても補助事業を行うこととしてございまして、例えば、自動車分野で確立したプラスチック確保の独自技術を家電分野へ展開するなど、こうした新たな事業展開に挑戦する取組等につきましても支援を行っております。

さらには、人材育成の観点からも、専門家を講師に次世代自動車に対応する、新たな技術や素材等に関する講座といったものを開催いたしまして、今年度につきましましては、延べ180名以上の方々に御参加いただいております。

CASEやカーボンニュートラルの実現に向けまして、自動車関連産業を取り巻く環境は今後も大きく変化していくと予想されてございます。

引き続き、時代の流れを注視しながら、県内企業が社会情勢の変化に的確に対応し、それぞれが持つ技術をさらに磨き上げ、競争力を維持・強化していく、それとともに積極的にその強みを他分野・新たな業種へ展開できるよう支援してまいりたいと考えております。

また、自動車産業をはじめ、産業構造の変化に対応できるような、そうした人材の育成をしっかりと図っていきたいと考えてございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

次世代自動車の開発支援についての事業に取り組んでいただいているところでございますけれども、CASEということ意識しながら、専門家にもお願いしながら、人材育成も含めて取り組んでいくということでございますが、なかなかこれからの自動車が変わっていく、自動車のDXというのか分かりませんが、本当に速いスピードでどうも変わっていくようで、私は専門家でも技術者でもございませんので、新聞やいろんな報道で知る程度の知識でございますけれども、本当にスピードが速いと思いますので、次世代自動車の開発の支援を事業として進めていただっていくのであれば、ぜひこのCASE、もちろん電動化も含めてこのCASEということについて意識していただきながら、世界の潮流に沿って、ぜひ次世代自動車の、大事な三重県の産業でございますので、進めていっていただきたいとお願いさせていただいて、この質問は終わらせていきます。それではもう一つ、ものづくり産業の質問をさせていただきますが、二つ目に航空宇宙産業の振興の今後についてを聞かせていただきます。

ものづくり産業の振興において、三重県は航空宇宙産業についての支援にも、みえ航空宇宙産業振興ビジョンを策定されて、力を入れてこられているところでございますけれども、現在、航空機産業は、コロナ禍での需要の急減による苦境に直面しておりますとともに、これまで進められてまいりました国産初のジェット旅客機、スペースジェットの開発も停滞しているなど、航空機産業を取り巻く環境は大変厳しく変化してきております。



現に、新たな分野への転換を模索される企業や、また、スペースジェットに関わる一部工場を売却する企業などの状況が、県内でもこれまでに聞かれるところでありまして、コロナ禍が収束すれば需要の急回復が見込まれると言われているものの、採算を取るにはこの航空機産業というのは長い期間を要するというところをお聞きもしているところもございまして、関連する企業におかれましては、なかなか先が見通しにくい中での事業活動を進められておられるのではないかとお察しさせていただいている次第でございます。

そこで、お伺いするわけですが、この業界の振興策を進めてきていただいている県としては、航空機産業の現状と将来の見通しを見据えながら、今後のさらなる振興策をどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

また、このように業界を取り巻く背景や今後の見直しが変化してきている中では、みえ航空宇宙産業振興ビジョンを見直す必要が出てくるのではないかと思いますけれども、その御所見も併せてお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（島上聖司）** 2点、御質問いただきました。順次、お答え申し上げます。

まず、航空宇宙産業の取組等々について御答弁申し上げます。

航空宇宙産業につきましては、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けておるということで、また、そうした中で国産初のジェット旅客機の開発活動が一旦立ち止まるといったような状況でございます。

一方で、国際航空運送協会が今年の3月に公表した資料がございます。この資料によりますと、航空機旅客需要が2019年レベルまで回復するには、国際線で2025年、国内線で2023年までかかると予測されてございます。

航空宇宙産業の今後の見通しにつきましては、引き続き、国際情勢や新型コロナウイルス感染症の影響を注視していく必要がございますけれども、一

部では回復の兆しといったようなものも見え始めてございまして、中長期的には、引き続きの成長が見込まれているのではないかと認識しておるところでございます。

県内企業におきましても、雇用調整助成金や家賃支援給付金等の制度を活用いたしまして、事業継続に向けた取組が行われてございます。

他方、特区制度の課税特例や利子補給金を新たに受ける企業が出てきたりとか、航空宇宙産業特有の高度な認証を取得する企業なども出てきておるといふそういった状況でございまして、航空宇宙産業に果敢に挑戦する動きが一部見られるといったような状況でございます。

また、過去にも航空機旅客需要が大きく落ち込んだ際に、その後、数年で需要が急激に回復した経緯もございますことから、県内企業の事業継続を図るとともに、今後、航空機需要が回復した際に県内企業がその好機を生かせるよう、取組を進めていくということが重要だと考えてございます。

具体的には、人材育成、認証取得、そして、受注獲得推進による参入促進、また、特区制度を通じた設備投資支援等の事業環境整備等々に取り組んでまいりまして、事業継続や航空宇宙産業分野の挑戦を後押しできるよう、支援してまいりたいと考えております。

また、国産ジェット旅客機の開発につきましては、将来の航空機産業の発展のためには、大変重要なプロジェクトであると考えてございまして、早期に開発活動が再開されるよう今後も国に働きかけるとともに、国際戦略総合特区5県が連携した取組を進めてまいりたいと考えてございます。

二つ目の、みえ航空宇宙産業振興ビジョンについての見直しでありますけれども、航空宇宙産業を取り巻く状況変化や、県内企業のニーズ等を正確に踏まえる必要があると考えてございますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響だとか、航空機需要等の動向等を注視して、航空機旅客需要がコロナ禍前の水準に戻った際には見直しの必要性を検討いたしまして、適切な時期に見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

回復した際の好機を生かすためにということで、事業継続を何とか図っていただいているようにという内容を含め、お答えいただいたと解釈しておりますけれども、この事業継続が、今度回復するまでに各企業が維持しているかということもございますけれども、一つ、新聞で見たんですが、岐阜県では成長が見込める宇宙産業の参入支援に取り込まれるということもございますけれども、三重県でも同じような検討というのはできるかどうかということの一つお聞きしたいのと、このみえ航空宇宙産業振興ビジョンですけれども、確かにコロナ禍がめどがついて回復してきたときにということもございますが、そもそもスペースジェット、当時MRJと言いましたか、この開発ははっきりと停滞しておるわけでございますので、そのことを踏まえますと、今のビジョンのままで本当にこの背景がええのかなということがあるんですが。いま一度このビジョンについての見直しについては、今、直ちにということとは考えておられないようではございますけれども、この点についての御見解をいま一度聞かせていただきたいので、よろしくお願いたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 2点いただきました。

一つ目の、岐阜県の航空宇宙産業の参入支援についての制度というのがあるという御紹介でございましたけれども、今後どうしていくのかということについて、そうした他県の状況、特に航空宇宙産業をしっかりと支援しているような県とのその動向を引き続き注視しながら、三重県にとって必要があれば積極的にやっていければと思っておりますけれども、いずれにしましても、そういった状況の変化をしっかりと見極めながら、そうした新しい制度についても研究していければと考えてございます。

もう1点、みえ航空宇宙産業振興ビジョンにつきましては、当然、かなりの状況変化といいますか、事情変更というぐらいのレベルの変化がございますので、そうしたことを踏まえると、見直しを行うというのは必至であろうとは思っておりますのでございます。

ただ、今後の動向だとかそういったものが分からない限りは、机上の空論に終わってしまうということもございますので、ある程度そういった予測が立つような段階になりましたら、しっかりと状況を見極めながら、今後の必要性だとかそういったことを踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 再度、御答弁ありがとうございました。

岐阜県の例も添えさせていただきましたけれども、いろいろしっかりと他県の動向を見ながら検討いただくということで、よろしく願いいたします。

それと、みえ航空産業振興ビジョン、今、直ちにちょっとそういうわけにいかないということも承知させていただきました。ぜひ今後の動向をしっかりと見据えながら、必要な部分はしっかりと対応していただきたいと思いますと思います。

時間が大分来ましたので、最後の質問に入らせていただきたいと思いますけれども、今日の四つ目ですけれども、東海環状自動車道を生かした観光振興についてということで、質問していきます。

東海環状自動車道は、現在、岐阜県と三重県を結ぶ西回り区間の開通を目指して、NEXCO中日本と国土交通省により、鋭意、建設工事が進められております。

三重県からは、直轄道路事業の負担金をもって建設促進をしっかりと支えていただいているところでありまして、順調に進めば令和8年度に開通する見通しが示されており、既に開通しております東回り区間を合わせて、全線が開通ということになります。

沿線地域においては既に企業立地も進んでおりますが、今後、さらに将来に向けて新たな産業集積、観光振興、生活圏域拡大によるメリットなど、様々な面において大きなストック効果が見込め、活気とにぎわいのある地域づくりに向けて、沿線自治体は積極的に様々な取組を進められておられるところでございます。

この東海環状自動車道ですが、三重県の県民の方でもちょっと地域が違うとぴんとこない方もあるか分かりませんので、改めてどんな道路かということを資料でお示ししたいんですが、（パネルを示す）ちょっとこのまま映しておいていただきたいんですけど、名古屋を中心に周辺30キロメートルから40キロメートルに位置する愛知県、岐阜県、三重県の各都市を環状に結んで、新東名・新名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道と、広域的なネットワークを形成して、湾岸線を共有して、あのとおりに名古屋を中心に円ができる高速道路になりまして、中部経済圏がより一体となるような道路であって、全線開通による経済インパクトは大きなものが期待されて、沿線自治体と共に三重県にとってこれからの発展に大きく寄与する道路です。

ちょっと1枚、代えていただきたいと思いますけれども、資料、すみません。（パネルを示す）三重県の区間はほとんどこういう高架橋の構造になっておりまして、これ、私の家の近くなんですけれども、こういう構造で三重県の区間はずっと岐阜方面へ走ってまいります。これですべて円を描く高速道路ができるわけでございます。

この東海環状自動車道に関しましては、経済効果の大きな期待から、私も含めまして、地元のいなべ市の前職の水谷隆議員とか、また、ここにおられますけれども石垣智矢議員からも、何度か質問に取り上げられているところでありまして、度々で恐縮なんですけど、今日は知事が大変注力されようとしておられます観光振興という観点でお聞きさせていただきますので、よろしくをお願いします。

この東海環状自動車道による観光誘客への効果は、当然、見込まれるわけですが、私は、環状道路によって、愛知県、岐阜県、三重県の3県の地域が輪につながる利点を生かして、隣県との連携による相乗効果を生み出す観光戦略を図って、周遊観光の形を、東海環状観光とでもいいですか、共にそういう形をつくっていったらいいなと期待しているところでございます。

三重県の北部地域にはナガシマリゾートであるとか、湯の山温泉もござい

ます。上げ馬神事の多度大社だとか、もちろん石垣議員のところの猪名部神社もご紹介します。

また、岐阜県では養老公園、また、金華山や長良川の鶉飼いなどをはじめとして、東海環状自動車道の沿線の近くには、愛知県においてももちろんですけれども、魅力的な名所旧跡や観光レジャー施設がたくさんご紹介します。

ここで特に最近の話題の場所を少し話のタネに紹介させていただきますが、資料をちょっとお願いします。（パネルを示す）これ、岐阜県の岐阜関ヶ原古戦場記念館ですが、この施設が令和2年10月にオープンしました。総建設費約52億円ほどとお聞きしておりますけれども、ナポレオン戦争でのワテルローであるとか、南北戦争でのゲティスバーグと並ぶ世界3大古戦場の一つとして売り出していくんだと岐阜県からお聞きしておりますけれども、こちらも東海環状自動車道の誘客効果を期待されての施設でございませう。

そして、もう1枚、これはちょっとおまけですが、（パネルを示す）この岐阜関ヶ原古戦場記念館、昨年、新型コロナウイルス感染症が下火になったときに視察に行かせていただきまして、このコーナーは関ヶ原合戦図屏風のそれぞれの武将隊の前で写真を撮っていただくということで、私も陣羽織を着せていただいて、侍大将になったつもりで、島津義弘の軍勢の前で写真を撮らせていただきました。大変楽しかったです。

また、私の地元のいなべ市に目を向けますと、もう1枚お願いします。（パネルを示す）これ、北欧調の本当にすてきなキャンプ場が今年の夏オープンする予定でございませう。ちょっと見た感じメルヘンチックでもありますけれども、こんなすばらしいキャンプ場もオープンする予定でございまして、このようなすばらしい資源を磨き上げながら、隣り合う自治体同士が連携した観光PRや周遊ルートの構築など、地域が高速道路で輪につながる効果をうまく生かして、観光ツールができれば理想的であると考えませう。

そこで、以上のようなことを踏まえましての質問ですけれども、全線開通を見据えて、東海環状自動車道の開通による観光の活性化への効果をどのように捉えているのか、また、環状道路で地域がつながる効果を生かして、隣

り合う市町との連携による相乗効果を生み出すような戦略を図っていくことについて、県としてどのように考えられるか。

なお、お答えの中で、西美濃・北伊勢観光サミットなどの広域連携における活動の成果や、今後の観光振興の展望なども含めてお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

東海環状自動車道、令和8年度全線開通の見通しが示されておりまして、三重県と岐阜県が高速道路でつながることで、北陸などの日本海側から北勢地域へのアクセスが容易となるという観点から利便性が向上するというところで、沿線市町が観光の目的地というような形で新たに選ばれるというような、様々な効果が今後期待できるのかなと考えておるところでございます。

本県といたしましても、全線開通を観光誘客の大きなチャンスと捉えまして、沿線自治体と連携して広域観光に取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

これまで、三重県と岐阜県と両県の16の市町で構成いたします西美濃・北伊勢観光サミットにおきまして、名古屋市の金山総合駅であるとか、大垣市内での観光物産展の開催であるとか、養老鉄道と連携したハイキングの実施であるとか、名古屋市内でのメディアキャラバンなど様々な取組を実施してきております。

コロナ禍でここ2年間は中断しておりますが、コロナ禍が明けましたらしっかり取り組んでいきたいというふうな形で思っております。

また、3県連携の取組でございますが、三重県、愛知県、岐阜県、3県で、武将・忍者、観光産業をテーマに、県内299の施設に参加いただくスタンプラリーというのでも連携して実施しております。西美濃・北伊勢エリアからも25の施設に御参加いただき、様々な特色ある施設を巡っていただくことで、地域の魅力を感じていただいたところでございます。

今後に向けてでございます。本当に多くの自然等、様々な観光資源が北勢地域にはございます。今は特に梅がよくて、いなべ市農業公園とかそんなところについても旅行商品を造成したり、プロモーションをしておるところでございます。

令和4年度は、拠点型滞在観光のブランディングに向けた。

○議長（青木謙順） 速やかに終結願います。

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 新たな魅力投資事業についても取り組むなど、今後、本当に全線開通を視野に入れた取組をきっちり進めることで、この地域への誘客策についてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） これで終わりますけれども、私の時間配分が悪いものですから、観光局長、すみませんでした。

ゆっくりもっと聞きたかったですけれども、ぜひ東海環状自動車道を活用した広域的な観光の戦略、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。16番 木津直樹議員。



[16番 木津直樹議員登壇・拍手]

○16番(木津直樹) 皆さん、こんにちは。松尾芭蕉生誕の地、伊賀市選挙区選出、自由民主党の木津直樹でございます。

1年ぶりの一般質問となります。一見知事とは初めての一般質問となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、連日、ウクライナの悲惨な状況が報道されております。これは他国のことではありません。対岸の火事でもないと思っております。日本は、今、ウクライナに軍事侵攻しているロシアに、我が国の固有の領土、北方領土を実効支配されております。本日、大統領選挙も行われております韓国にも、我が国の領土、竹島が実効支配されております。北方領土と同じくもう70年がたつと思います。また、このどさくさに紛れてミサイルを日本海に打ち込んでくる北朝鮮には、日本人がいまだ拉致されて帰ってこない状態でありませぬ。

そして、尖閣諸島であります。一見知事は海上保安庁での経験があると聞きますが、私も、2019年11月に前野会長の下、三重県議会防衛・防災議員連盟で、第十一管区石垣海上保安部へ視察に行かせていただきました。

正義仁愛の精神で、八重山の海の安全・安心を守るのスローガンで、我が国の領土、領海警備をはじめ、海難事故から環境保全まで、約600人の方が従事されると聞かせていただきました。

海上保安庁のホームページを見ますと、先月2月は延べ76船が接続水域に侵入して、4隻が領海侵入があったと、ホームページでは毎月公開されております。このように、尖閣諸島にはほぼ毎日、中国の船が来ているわけですが、1週間交代でパトロールを行っていると聞かせていただきました。

今まさに平和の大切さを感じるところではありますが、平和の構築のためには、いま一度、国家防衛を考える機会になればと思います。加えて、憲法改正の議論も深まればと思っております。

それでは、順次質問に入ります。

さて、あさって11日は東日本大震災が発生した日であります。11年前の今

日、2日後に、あのような未曾有の災害が起こるとは誰も予測はしなかったと思います。

私も阪神・淡路大震災、東日本大震災など、いろんな被災地にボランティアに行かせていただきました。そこには、いつも自衛隊をはじめ国の機関の皆さんが活動をされておりました。

被災地の方に聞きますと、自衛隊が入ってくれてよかったわ、安心した、心強い、勇気づけられた、口々にそういう言葉を聞かせていただきました。

2020年の年末に、伊賀市で豚熱が発生いたしました。そのときにも、自衛隊の中部方面隊の方が作業に来ていただきました。現場は見られなかったわけですが、伊賀庁舎の駐車場で野営している姿を見ると、被災地の方の言葉が改めて分かったような気がします。

三重県も、南海トラフ地震をはじめ、防災・減災など確実に対策を進めておりますが、一たび想定外の災害が発生したときの初動体制、情報収集は、三重県だけではとても対応し切れないと予想しております。

三重県には、自衛隊が久居、そして、明野、また、笠取、白山と基地がございます。海上保安庁第四管区海上保安部もあります。いずれも国の機関ではありますが、平時からの情報を共有し、災害時には速やかに連携を取れる体制が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 日本は、ウクライナのように陸路を通じて軍事侵攻を受けるといったことはないんですけれども、日本の周辺は幸いなことに海で守られておりますけど、実は、この海で相手国との間で境界が確定したのはアメリカとだけなんですわね。

御指摘いただいたように、北方領土やロシアとの関係は確定していませんし、竹島で韓国との間も確定していない。北朝鮮とはまず国交がありませんので、確定していないということでありまして、非常に危うい状態であるのは事実であります。

今回、ウクライナに対してロシアが、非常に国際社会、憤っていますけれ

ども、力による現状の変更をしようと、国際法で許されないことをやっているわけですね。ところが、尖閣諸島で同じように中国が力による現状の変更をしようということで、荒れた日を除いてほとんど毎日、中国の公船が尖閣諸島にやってきました。それをしっかりと守っているのは海上保安庁でありますので、そういったことを陸に暮らしているとなかなか海のことを意識しませんけど、日本は静かなる脅威、危機的な状況はあるということは、常に意識しておく必要があります。

治にいて乱を忘れずという気持ちが大事だと思いますが、それは議員から御指摘いただいたような、災害対応でも同じことやと思っております。

災害に関しては、以前も御答弁申し上げたことがございますけれども、三つの局面、フェーズがあります。第1フェーズは人命救助であります。その次に来るのが避難の支援、そして3番目に来るのが復旧対応ということであります。この中で最も重要なのが人命救助、人の命がかかっているわけですから、かつ時間も72時間以内に救わなきゃいかんということでもありますので、一番大事であります。

私が海上保安庁におりましたときに心がけておりましたのは、とにかく自治体の要請がなくても早く部隊を出すということであります。関東地方の豪雨のときもそうだったんですが、自治体要請が来る前にヘリコプターを飛ばすと、全国からかき集めたヘリ5機を飛ばしました。長官の指示もいただいて動いたわけですが、海上保安庁は警察機関なものですから、災害派遣要請がなくても動けます。ただ、自衛隊は、法律に基づいて災害派遣要請を出さなきゃいけないので、これがないと動けない。しからばどうするかと言ったら、やっぱり自治体のほうで早めに要請を出すということが重要だと思います。

私、航空局で勤務していたときに、仙台空港、1か月もたたないうちに4月の頭に行きましたけれども、そこで米軍、自衛隊、よく活動していただいていた。彼らの力をやっぱり使わないという手はないと思います。人命救助において当然そうだと思います。県民の命を守るためにちゅう

ちよなく要請を出していく、これが重要だと思います。

御指摘もいただいたように、自衛隊は、伊賀市の豚熱だけではなくて津市の豚熱でも対応してくれています。災害対応だけではないというところでございます。

平成23年の紀伊半島大水害に関しましては、自衛隊から11日間で延べ2042人、海上保安庁から7日間で延べ652人の応援もいただいています。

大事なのは、議員から御指摘のように、やはり常に情報連絡を密にしておくということです。そのためには、リエゾンというのが非常に重要だと思います。ここの充実というのは、我々は考えていかないかと考えているところでございます。

去年の11月、東紀州、熊野、御浜、紀宝で防災訓練、これは紀伊半島大水害10年の防災訓練、私も参りまして、自衛隊車両によります被災住民の移送の訓練とか、あるいは海上保安庁の船舶を使いました物資輸送訓練を見てまいりました。

連携がよく取れているなという感じはしますけど、日頃の連携をしっかり取らんと、実際、事が起きたときにはうまくいかないんで、これを繰り返していくということが重要やと思っております。

そういう意味で、来年度の組織改正で、災害即応・連携課というのをつくります。これは市町への支援を強化するという部分もありますし、今申し上げたような実動機関との連携をちゃんと取っていくという意味もございます。

さらには、官邸をはじめとしました国、内閣防災がしっかりと対応してくれますが、そこの連携もしっかりと取っていくというために、この課を設けております。

こういった組織もしっかりと使いながら、県民の命を守ってまいりたいと考えているところでございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 一見知事からは、力強い答弁をいただきました。

また、一見知事の下、新しい庁内体制もつくっていただくということで、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

熊本地震の際には、自衛隊がすぐに対策本部も入ったということでございました。行政でありますと、災害箇所が何丁の何番地とかよく言われるんですけど、やはりそういうプロの方からいくと、経緯度でこういうふうにするので、被災地域が広くなる、例えば海側の中とか、そういうのもやっぱり経緯度でしっかりとピンポイントで分かるということ、視察させていただきました。

やはり有事の際にはプロの経験が大変必要になるかなと思ひますので、知事、何回も言っておられました連携ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一見知事には、正義仁愛の精神で三重県民を守っていただくことを、よろしくお願ひいたしまして、次の質問に入りたいと思ひます。

次に、今回の一般質問の柱であります三重県のがん対策の充実について、まずはがん検診の受診率向上について質問します。

加太部長をはじめ医療保健部の皆様には、長引く新型コロナウイルス感染症の対策の中、大変なところでございますけれども、今回の質問を御理解いただければと思ひます。

(実物を示す) 一般社団法人がんと働く応援団が出している冊子でございます。現役世代のためのがん防災マニュアルです。がんは誰にでも突然やってくる災害のようなものという考えから、ふだんの備え、いざというときの知識など、事前の準備により被害を最小限に抑え、生活を復興させるということ、を提案しております。

(パネルを示す) 最初の1ページだけ紹介させていただきますが、備えている人、油断している人、さて、皆さんはどちらですかということ。関西で言うとき、あるときないときとよう言うことですが、あとの内容はがん防災で検索をしていただければよろしいかなと思ひます。

がんは、日本人の死因の第1位であります。三重県でも、年間約1万人の方が新しくがんと診断されております。三重県では、平成16年、2004年に、

総合的ながん対策を推進するため、基本計画として三重県がん対策戦略プランを策定し、おおむね5年、6年で改定し、現在では2023年までの第4期に入っています。あわせて、平成26年、2014年、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めた三重県がん対策推進条例も策定したところであります。

三重県がん対策推進計画によると、県民ががんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、がん患者がそれぞれの状態に応じたがん医療や支援が受けられるよう、がん予防、がん医療の充実、がんと共生を3本柱として、様々な取組を着実に推進していくということとなります。

先ほど申し上げましたとおり、がんの死亡原因は第1位ですが、近年ではがん医療体制も充実し、早期発見であれば生存率は90%以上と極めて高く、がんと共生する時代に入りました。

国は、受診により早期発見で、着実にがんによる死亡率が下がるというがん検診の項目を五つ定め、三重県でも市町において受診を推奨しております。また、その一環として、厚生労働省では、毎年10月にがん検診受診率50%の達成に向けた集中キャンペーンも行っております。

(パネルを示す) 少し資料が細かくなっておりますが、茨城県が公表している資料でございます。都道府県別、5項目の受診率の一覧表です。残念ながら、三重県は目標の50%を超えている項目はありませんが、何と山形県は全部1位で50%を超えているということが分かります。がん検診は市町村単位ですが、山形県がかなり高いということになります。新型コロナウイルス感染症がなかったら山形県に調査でも行きたかったんですけども、大変残念でございます。

さて、ここ最近ではコロナ禍が長引き、病院に行く人がちゅうちょする方も多く見られます。最近の調査では、全国で受診者が30%減少しているという報告もあります。そうなれば、せつかくのがん早期発見も遅れることとなり、治療の選択肢も狭まることにつながります。

そこで質問ですが、三重県における総合的ながん対策の取組と、がん検診の受診率向上についてお聞きします。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 三重県におけるがん対策及びがん検診の受診率向上についてお尋ねいただきましたので、御答弁させていただきます。

本県におきましても、がんは、1982年以降、死亡原因の第1位となっており、近年の死亡者数は毎年5000人を超えるなど、重要な健康課題の一つとなっております。

そこで、本県では先ほど議員からも御紹介ございましたが、平成26年に三重県がん対策推進条例を制定し、平成30年3月に三重県がん対策推進計画を、三重県がん対策戦略プランでございまして、策定し、がん予防、がん医療の充実、がんとの共生の三つの柱と、これらを支える基盤整備を含めて、総合的ながん対策を推進しているところでございます。

とりわけ、がん対策の第一のとりでであり、全ての人のがん対策を取ることができるがん予防が重要であると考えており、これまで国に先駆けたがん教育の導入でありますとか、様々な機会を捉えたがんに関する啓発を行ってきたところでございます。

さらに、がん予防を進める上では、いかにがんを早期に発見するかという視点から、定期的ながん検診の受診を通じて早期にがんを発見し、適切な治療へとつなげていくことが大切であると考えてございます。

がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として市町が実施をしておりますが、実施に当たりましては、国の補助金を活用して受診者に対する検診費用でありますとか、個別の受診勧奨・再勧奨費用の助成を行っております。

また、市町ごとになん検診の実施状況の評価を行いまして、受診率が特に低い市町に対しまして課題解決に向けた助言を行うとともに、精密検査の受診率向上につながる取組に対して、財政支援も行っているところでございます。

一方、昨年、国立がん研究センターが発表しました院内がん登録2020年全国集計の中で、先ほど議員からも若干御紹介ございましたことと同じことだ

と思うんですが、この新型コロナウイルス感染症に伴う影響によりまして、検診などでの発見率が高い、比較的早期のがんを中心にがん発見数が減少した可能性が高いとの分析がなされているところでございます。

または県内においても、一部の市町でこの新型コロナウイルス感染症の影響の中でがん検診が延期や中止となったケースがあったほか、検診の受診控えも指摘されるなど、がん検診受診率の低下が懸念されているというところでございます。

このことから、がん検診などの受診は不要不急の外出に当たらないことも含めまして、がんの早期発見・早期治療の大切さについて、改めて多くの県民の方に正しく理解していただき、実際に受診へとつなげることがますます重要となってきていると認識してございます。

このような中、今年度につきましては、行動経済学における考え方である、人々が自発的に望ましい行動を取るように導く考え方であるナッジ理論という理論がございまして、こういったナッジ理論を活用した受診率向上対策に新たに取り組んでございます。

これは、市町が受診の対象者に案内を送るんですが、その場合に、このナッジ理論を活用して取組をしようというものでございまして、この受診案内を受け取った人を受診へと誘導できるような工夫を凝らした受診案内を用いた、がん検診の受診勧奨モデル事業というのを、今年度、モデルとして亀山市において実施させていただいております。現在、この1月まで実施しておりましたので、勧奨結果の集計・分析を現在行っているところで、ちょっとまだ結果が出ておらないところなんですけど、その中でうまくいった点がありますとか、課題となった点を抽出した上で、来年度以降、県内の他の市町での取組にも生かしていきたいと考えてございます。

また、この取組の中で、受診率向上に向けた相談窓口も設置しまして、頑張ってみえる市町の方、どういったら受診率が上がるだろうということの御相談にも応じて、支援させていただいているところでございます。

今後こうした新たな手法も取り入れながら、様々な手段、あらゆる機会



を捉えて少しでも受診率向上が図れるように、市町と一緒に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 一定の答弁をいただきました。

やはり何においても早期発見が大事、そのためにはまずは検診を受けるということが始まりかなと思いますので、市町にも御指導のほどよろしく願いしたいと思います。

誰でもなる病気ですから、防災意識を持って、まずは日頃から健康な生活を心がけ、住まいの市町から検診表が届いたら、ぜひとも検診に行っていたきたいと思います。

私の経験ですが、おやじが35年前、母親が20年前にがんで他界をしております。どちらももう病院に行ったら末期がんやということで、家族には余命何か月という告知を受けました。

その時代は、本人には直接告知せず、治る病気とごまかしながら治療を進めたわけですが、今は医学の進歩でいろんな治療の選択肢もありますので、本人に告知してがんと闘う、そしてがんと共生していくという時代になったかなと思います。もうちょっとはよ行っておいたらよかったなと後悔しないように、やっぱり早めの検診をお願いいたしたいと思います。

次に、がん患者の支援について、3点質問させていただきます。

がんが発見されたら次に治療に入るわけですが、先ほど何回も言いますけれども、がんは治る病気となった、不治の病から付き合う病となったということでございます。治療を続けながら働ける、または教育を受けられる環境整備や経済的な支援が、喫緊の課題であろうと思います。

まずは1点目、治療と仕事の両立についてであります。

厚生労働省の調査によりますと、治療が始まる前に辞めてしまう、治療に専念したいということで仕事を辞めてしまう人が多くいるという報告があります。治療と仕事の両立は、短時間勤務や休暇制度など企業の理解があれば不可能ではありません。

行政においても参考になるのが、東京都の取組です。がんや難病と闘う患者を新たに採用したり、休職していた人を復職させた上で継続して働けるような勤務体系や休暇制度など、それを後押しするなど、治療と仕事の両立に配慮する企業に対して、1人当たり最大60万円を支援する制度があるそうです。

また、このコロナ禍においてテレワークなどが普及いたしました。在宅でも病室でも仕事ができるようなインターネットの環境整備などが整備する必要があると思います。

そこで、がん患者の治療と仕事の両立について、どのように進めていくのかをお聞きします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一）　がん患者の治療と仕事の両立についての取組についてお答え申し上げます。

現在、がんに罹患する3人に1人が20代から60代の方でございまして、企業等で働く従業員の方が、がんに罹患される事例も増えてきているというところでございます。

一方で、がん検診の精度の向上や医療技術の進歩により、がんを早期に発見して適切な治療を受けることで治癒するケースや、治療を行いながら日常生活に復帰できるケースも多くなってきておりまして、がんに罹患しても働き続けることが可能となってきたところでございます。議員からの御指摘のとおりでございます。

これらの現状を踏まえまして、平成28年にがん対策基本法が改正をされまして、事業主ががんに罹患した従業員の雇用継続について配慮するよう努めるといったことが定められたところでございます。

しかし、厚生労働省の調査では、先ほど議員からも御紹介がございましたが、がんと診断を受けた就労者の約2割が仕事を辞め、そのうち5割以上の方については、初回治療までに離職しているという結果も出ておりまして、治療と仕事の両立を支援する体制を構築することが重要な課題と認識してい

るところでございます。

こうした課題に対しまして、本県におきましては、三重県社会保険労務士会と連携しまして、社会保険労務士による就労相談を実施するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターや、県が設置しております三重県がん相談支援センターにおいて、就労に関する相談支援や情報提供を行っており、多くの相談をお受けしているところでございます。

また、県内各地の労働基準監督署が主催する様々な研修会に出向きまして、まず、この事業者の特に管理者の方へこういったことを知っていただくことが重要だと思っております、事業者に対してがん患者に対する治療と仕事の両立支援についての説明を行い、企業における治療と仕事の両立支援の理解を深めるといった取組を行っているところでございます。

最近、ちょっとコロナ禍の中でなかなかお邪魔できないので件数は減っているんですが、今年度でいうと大体100社ぐらいを対象に御理解を求めているところで、その前は200社、300社と働きかけさせていただいたんですが、また新型コロナウイルス感染症が落ち着けばそれも増やしていきたいと考えてございます。

さらに、企業の健康経営を促進するために、令和2年に創設いたしました「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度というのがございます。こちらにおいて、がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取組を、このカンパニー認定制度の評価項目の一つとしておりまして、働きながら治療を行う両立支援の必要性の啓発も含めまして、その推進を図っているところでございます。

加えまして、三重労働局が立ち上げております三重県地域両立支援推進チーム、それと長期療養者就職支援担当者連絡協議会、こちらに本県も参画いたしまして、がん患者の就労支援の方策や周知の方法等について認識の共有を図り、連携した取組を行っているところでございます。

がんを抱えながらも働く意欲や能力がある方が、仕事を理由として治療機会を逃さずに、また、治療によって就業生活の継続を妨げられることのない

よう、引き続き企業に対して治療と仕事の両立支援の周知、啓発を務めるとともに、三重労働局やがん診療連携拠点病院などの関係機関と連携いたしまして、先ほど議員から財政支援的なお話もございましたが、そういうことも含めて検討しながら、がん患者の就労支援をどうしていくかということを今後も推進してまいりたいと考えております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 200社以上に声をかけていただくということで、また、これからもだんだん増やしていただきたいと思います。

それでは、次に、（パネルを示す）AYA世代への在宅医療支援について質問をいたします。

AYA世代とは、アドレセント・アンド・ヤングアダルトの頭文字でAYAですね。15歳から39歳までの思春期及び若年成年のことです。就学、就職、結婚、出産、子育てと人生のイベントが様々あり、いろんなことを経験する世代であります。

AYA世代のがん対策については、自由民主党女性局の最重要課題として谷川議員や山本佐知子議員が、特に子宮頸がんワクチンや乳がんの検診について推進しているところであります。

私の質問は、在宅医療の支援についてを質問いたします。

先ほど申しましたように、AYA世代の20代から30代はまさに働き盛りであります。そしてまた、子育て世代でもあります。この時期では、自宅でのがん治療を希望し、家族に囲まれ仕事や子育てをする患者が多いと聞いております。

そこで問題なのが、在宅医療ではなかなか支援制度が手薄いということがあります。20歳未満の患者は、小児慢性特定疾病等のサービスが受けられます。また、40歳以上なら介護保険の対象となりますが、20歳から39歳までの在宅補助制度はすっぱり抜けているわけでございます。

こういったことから、他県では、和歌山県、静岡県、鹿児島県など先進的に介護保険に準じた、例えば福祉用品のレンタル代の補助でありますとかを

行っております。

三重県のAYA世代の、とりわけ在宅医療についてどう取り組んでいるかをお聞きます。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） AYA世代の在宅療養支援についてお答え申し上げます。

先ほどフリップにもございましたが、AYA世代は、就労、就学、結婚、出産、育児など、重要なライフステージを迎える中心的な年代でございまして、がんに罹患すると様々な心理的、経済的負担を抱えるため、これらの負担を軽減させる支援の在り方は、重要な課題であると認識してございます。

これまで本県では、三重県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターにおいて、AYA世代の方のライフステージに応じた様々な悩みに関する相談支援や就労支援、情報提供などを行ってきたところでございますが、他方で、議員から御紹介がございましたように、20歳未満の小児慢性特定疾病の医療費助成制度がありますが、40歳以上の介護保険制度を利用できるといった世代の間にあって、必要とするサービスを受けられないといった特有の課題があるということも事実でございます。

こうした課題も含めまして、AYA世代のがん患者が抱える様々な負担を軽減させる支援の在り方について、実は、がんセンターや小児・AYAがんトータルケアセンターを持っております三重大学医学部附属病院と県でワーキングを設置しまして、実はこの4月から検討を開始しようとしているところでございまして、そういった中で在宅療養支援の在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

こうした連携の機会を活用しながら、議員から御紹介もございましたが、他県では8県ほどそういった支援制度を設けておるということも聞いておりますので、そういった他の都道府県の支援策でありましたり、県内市町の意向を確認しながら、県としてどのような支援ができるのか検討を進めてまい

りたいと考えてございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 妊孕性温存支援というのがあります。がん治療によって生殖器を温存するという事です。例えば、精子、卵子などを採取して冷凍保存するとかございます。

これは今年度から国の制度で得られたということでありまして、令和4年度からは、がん患者の不妊治療も国で面倒を見るということになったと思います。

先ほど申し上げましたように、AYA世代は、これからの三重県、そして日本を担う世代でございますので、ぜひともこういったことは国の制度でも取り上げてほしいなと思いますので、例えば全国知事会で言っていただくとか、その辺はよろしく願いいたします。

最後に3番目ですね、アピアランスケアについてお伺いします。

（パネルを示す）アピアランスケアとは、治療に伴う外見の変化に対し、その人らしくいられるよう、外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートです。

社会生活をしながらがん治療を行うという方が増えている中で、がん治療もいろいろありまして、外見が変化をするということがあります。例えば抗がん剤によって髪の毛が抜けるとか、女性の方は乳がんで摂取して、外見が変わるということです。

そういったときに、例えばウィッグって今やっていますけれども、その補助をするとか、乳房の補整具の補助をするとか、いろんな外見の補助に対して支援があると思います。

全国では、県が主体的に行っているのが約15県ほど、その他市町村で行っているところ、例えば、金額的にも上限が1万円から3万円ぐらいの補助だと思えます。そんなに財政的な負担も、行政のほうはそんなにないのかなと思えます。

ぜひとも、三重県のアピアランスケアも進めていただきたいと思いますけ

れども、御見解をお伺いします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） アピアランスケアの取組について御答弁申し上げます。

がん治療に伴う脱毛などの外見の変化は、がん患者が社会生活を送る上で大きな苦痛をもたらすものと認識してございます。

三重大学医学部附属病院内に設置されておりますリボンズハウスというのがあるんですが、そこにおいては、治療により脱毛された方への帽子の提供や医療用ウィッグの相談などを行っており、多くのがん患者の方々が利用されているというところでございます。

治療に伴う外見の変化に対する医療用ウィッグや補正用下着等の購入支援、いわゆるアピアランスケアにつきましては、今年2月に最新の調査をさせていただいたところ、17県が何らかの費用の助成を行っているということを確認しておるところでございます。

また、本県が今年度に、県内の市町に対して意向調査を実施させていただきましたが、これでは現時点でアピアランスケアを事業化している市町はございませんが、15の市町が県において費用を負担する場合は事業化を検討すると回答されております。

一方で、残りの市町からは、助成を必要とする対象者やニーズを把握できていないでありますとか、今後、がん患者から要望があれば検討するといった意見を聞いております。

アピアランスケアにつきましては、こういった先ほどの17県ということで徐々に広がりつつある一方で、県内市町の約半数については、実施に向けた意向が定まっていない状況であるというのも事実でございます。

がん患者に向けたアピアランスケアを県が実施するとすれば、がんを患い支援を必要とする県民の皆さんにとって、居住する市町にかかわらず、ひとしく県内どこでも利用できる制度であることが重要であると考えておりますので、県内全ての市町の理解と協力の上で実施することが望ましいと考えて

ございます。

これらを踏まえまして、県といたしましては、がん患者のニーズをしっかりと把握しながら、事業の必要性や期待される効果につきまして市町との意見交換を行いながら、先ほどの他県の取組も参考にしながら、引き続き検討していきたいと考えてございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 三重県は、今のところはないということでございます。

相談もあることですので、ぜひとも三重県も導入していただきたいと思えます。これは要望にしたいと思えます。

がん対策についてる質問をさせていただきましたが、まだまだほんの一部であります。教育の面では、学習指導要領で2022年から年次進行でがん教育もやっていくということで、その辺も聞きたかったんですけども、所属委員会ということで、教育警察常任委員会のほうでまた議論したいと思えます。

それでは、県民の皆様の健康を願いつつ、次の質問に入ります。

それでは、次に、いつもの農業についての質問です。

今回の一般質問では、多くの同僚議員が米の問題を取り上げていました。私からは端的に、令和4年産の生産の目安についての達成についてを質問いたします。

伊賀といえば伊賀米コシヒカリが三重ブランドにも認定され、全国でも高い評価を受けています。あまりいい例えではございませんが、冷や飯を食うという言葉がございます。冷や飯を食うならおいしい伊賀米を食べていただきたいなと思えます。あんまり受けへんですね。自画自賛で、すみません。

米の消費量については年々減少しているということで、また、さらに新型コロナウイルス感染症で減少しているということでございます。こうした中、本県においては、国が令和3年11月に公表した米の需給見通しを踏まえ、昨年12月に開催された三重県農業再生協議会において、令和4年産の主食用米の生産量の目安を令和3年産の目安より2.75%減らした12万8000トンと算定



し、各地域に配分されたと聞いております。

米の需給バランスを安定させるためには、今後も生産量の目安を踏まえ、主食用米の生産調整をしっかりと進めていく必要があると考えます。そこで、農林水産部長にお聞きします。県として、令和4年産の米の生産量の目安の達成に向け、主食用米から作付転作にどのように取り組むのかをお聞きします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、主食用米からの作付転換に対する県の取組についてお答えします。

全国的に米の消費量の減少が続いており、今後も引き続き主食用米の生産調整を進めていく必要がございます。

こうした状況や国が公表した米の需給見通しを踏まえ、本県では昨年12月に開催した、県、JA、卸売業者などで構成する三重県農業再生協議会において、令和4年産主食用米の生産量の目安を定めるとともに、市町別に設置されている地域農業再生協議会を経て、生産者や集落に対して目安となる生産量や前年産からの減少率を情報提供してきたところです。

今回、定めた令和4年産の生産量の目安の対前年減少率は、令和3年産には及ばないものの、引き続き、主食用米の生産調整を着実に進めていく必要があります。

このため、県では地域農業再生協議会と連携しながら、生産者に対して生産調整の理解を求めながら、収益性や定着性の高い麦や大豆、野菜への作付転換を進めているところです。

具体的には、麦では、ニーズに応じた品種の作付拡大や安定生産、品質向上に向けた技術支援、大豆では、作付拡大や単収向上に向けた排水対策の実施、野菜等の高収益作物では、収益力強化に向けた地域の実情に合った品目の推進に取り組んでいます。また、麦、大豆への作付転換が困難な湿田地域においては、飼料用米の生産の維持・拡大を図っているところです。

今後も主食用米における生産調整の継続的な実施に向け、市町やJAと連

携して、国の水田活用の直接支払交付金等のより一層の活用を促進しながら、主食用米から他作物への作付転換を着実に進めることで、生産量の目安の達成、ひいては米の需給安定と水田農業における収益向上につなげてまいります。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 続きまして、今度は売るほうですね。先ほどは作るほう、そして売るほうということで、出口ということになります。

昨年から米が余りまして、スーパーにも東北地方やら千葉県やらのお米がどんどん目立つようになりました。

これから、米離れといいますか、消費量も減ってくるということで、販売面が大変大事かなとなっております。販売面についてどうするかを聞きます。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、県産米の販売促進に向けた取組についてお答えします。

人口減少や食の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、全国的に米の消費は減少しています。

このため、県産米の販売促進に向け、県やJAなどの集荷業者、卸売業者などで構成するみえの米ブランド化推進会議が中心となり、消費者が最も購入する機会の多いスーパーにおける新米や無洗米の販売促進キャンペーン、需要が高まっている弁当などの中食事業者や企業の食堂、外食事業者への県産米利用の働きかけ、学校給食における県産ブランド米、結びの神の導入推進に取り組んでいるところです。

また、昨年12月に締結した県と株式会社ポケモンとの包括連携協定に基づき、無洗米、結びの神を活用したコラボ商品の開発・販売にも取り組んでおり、ポケモンファンのいる家庭などにも県産米の魅力を広げているところです。

さらに、今後は、新型コロナウイルス感染症の収束も見据えながら、県内の外食事業者や宿泊事業者にアンバサダーになっていただき、それぞれの顧

客に対し県産米の魅力をPRしていただく取組を推進したいと考えています。

今後も、引き続きみえの米ブランド化推進会議を中心となり、様々な販売チャンネルにおいて県産米の販売促進に取り組んでまいります。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 部長は、農業はされているんですか。されていますか。廣田副知事はされていますよね。

実は私の家内の実家も百姓をしております、義理の兄貴に、一遍収支を書いてみてくれへんかということで頼みました。

作付が1町4反ほどでありまして、7枚の田んぼでございます。いろいろ苗は買うたりもしているんですけど、やっぱり米を売った収入が125万円です。そして、支出が肥料代やら何やかんや入れて178万円ということで、53万円の赤字やったと。さらに機械は仲間で使い、田植えから米のプロスまでほとんど自分たちでやるんですけど、それだけの赤字やなということで、改めて分かってよかったわと。もうからへんの分かるけど、一回数字に変えてみるとやっぱりあかんなということで、兼業農家でよく言われますけど、サラリー収入は全部消えていくというのが、これが現場の実態であろうかなと思います。

農業がもうかれれば、やはり若手が参画して、地方創生にもつながると思います。今回、新型コロナウイルス感染症がありまして、日本はマスクがなくなる、不足する、外国から部品が入ってこないので製品が作れない、ウッドショックで木材が高騰するという現実を学びました。

食料もそうですけれども、国内に優良な農地がありながら、海外から輸入しているということです。やはりもっと食料の自給率、地産地消を進めていかなあかんのかなと思います。

その中で、国の農業政策もちょっと地方を無視したような、机上の空論的なことがよく出てきます。本当にもうちゃぶ台返しみたいな、今までと全然違うやんかみたいな政策も見受けられます。こういうことは、ぜひとも知事のほうから、県のほうから、地方のほうから国にしっかりと要望をいただい

て、現場の声を伝えていただきたいと思います。

さて、次に、過疎地域の追加指定でございます。

先般の国勢調査によりまして、新たに志摩市全域、そしてまた、伊賀市の三つの地域が過疎指定となりました。特に、人口が減少しているという地域であるというのが要因でございます。

平成の大合併がありまして、三重県もそれに従い、市町村は69市町村から29市町となったということでございます。そのとき私も町議会議員をしておりましたが、県の方が来て、あめとむちを使いながら合併特例債、伊賀市では430億円ありましたけれども、スケールメリットええよええよみたいなことがありまして、そっちの方向に向いたということでございます。

それで十何年たちまして、その地域がもう過疎指定をされると。伊賀市の中では、名阪国道沿いの旧上野市、そして、旧伊賀町が過疎指定がなかったということで、周辺郡部は過疎指定になったということでございます。

この過疎指定についてはいろんなメニューがあるものの、過疎地域では少子・高齢化、中山間地農業、地域交通など、いろんな課題が山積しております。

今から伊賀地域活性化局をつくれということは申しませんけれども、市町と協力しながら、県としてこの過疎地域になったことについて、今後のお考えを問います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** 県内での過疎地域の追加指定と、県としての支援についてお答えさせていただきます。

過疎地域につきましては、令和3年4月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、現在、三重県では10市町14地域が指定されているところでございますが、このたび、令和2年国勢調査の結果を反映した指定要件、これは新たな人口要件ですとか、財政要件が上乘的に広げられたというイメージですが、これが指定されております。

そういったことによりまして、志摩市におきましては、これまで旧浜島町、

旧大王町、旧志摩町、旧磯部町、ここに対象になっておりましたが、今回、全域で指定されるということになりまして、旧阿児町が加わっております。

また、伊賀市におきましては、これまで対象だった旧島ヶ原村に新たに旧阿山町、旧大山田村、旧青山町が追加されることになっております。

市並びに町が過疎地域に指定されますと、有利な支援措置の対象となりまして、例えば国の過疎地域持続的発展支援交付金というのがございますけれども、これら補助事業等が活用することができます。また、過疎対策事業債はソフトにもハードにも様々なメニューがございますけど、こういったことも活用することができます。

さらに、制度の中では、過疎地域の市町は過疎地域持続的発展市町計画を定めることとされておりまして、志摩市並びに伊賀市におきましても、従前の指定地域に関しまして既にこの計画を策定しているところでございますが、過疎地域の追加により、新たにこれを変更する必要があるということがございます。

変更に当たりましては、手続上、あらかじめ県への協議が必要ということになることもございまして、県としても、市町の計画がより効果的なものになるようサポートしてまいりたいと考えております。

また、県におきましても、過疎地域の追加に伴いまして、県が既に策定しております過疎地域持続的発展方針を変更するとともに、県が講じようとする施策を定めた三重県過疎地域持続的発展計画を変更しまして、県内の各過疎地域の持続的発展を図るための施策を進めてまいりたいと考えております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） よろしくお願いたします。

そして、最後になりますが、名神名阪連絡道路についてでございます。（パネルを示す）

またかよと、またやるんかということですけども、もうずっと毎回やろうと思っております。

御存じのように、名神高速道路、新名神高速道路、そして、名阪国道の横

軸に縦軸を入れるストック効果を生み出そうとするインフラ整備であります。

今年1月13日にも名神名阪連絡道路建設促進大会がありまして、地元国会議員、一見知事も出席、そしてまた、水野県土整備部長も出席されました。今後の展望についてお伺いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 名神名阪連絡道路の進捗状況と、今後の見通しについてお答えさせていただきます。

まず、進捗状況でございます。昨年5月に滋賀県内のルート構想、大きなルートについて見直しをして、名神高速道路との接続を蒲生スマートインターチェンジ付近から八日市インターチェンジ付近に変更したところでございます。少し曲がっていたのを真っすぐにしたといったような形になっています。

このルート構想に基づいて、現在、国、滋賀県とも連携しながら、地域の課題整理、あるいは、この道路の整備効果等の調査検討を進めているところでございます。

今後の見通しでございます。今後については、ルート幅の絞り込みなど、計画の熟度を上げてまいりたいと考えてございます。

一般的なステップといたしましては、今後、構想段階のPIだとか、あるいは環境アセスの手続、都市計画の手続、そして、新規事業に係る評価の手続、そして、事業化といったようなステップになっていくところでございます。

いずれにしても、この道路については重要な道路でございますので、しっかりとこうしたステップを踏めるように、三重県としても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○**16番（木津直樹）** 鉄道ではリニア中央新幹線、そしてまた、道路では名神名阪連絡道が、これからの三重県の発展のためには不可欠なインフラ整備であると思います。特に、関西、北陸エリアにつながる道路ですので、直結し

ますので、ぜひともお願いしたいと思います。

関西の意味、諸説いろいろありますけれども、一見知事も少し関わりありますね。亀山市の関から西ということで、関西と言われたこともあるということですので、ぜひとも関西戦略、また、経済の発展にも、インフラ整備を進めていただきたいと思います。

ちょうどいい時間となりました。恒例によりまして、俳句を一句申し上げます。平和について読んでみました。

平和とは、もろく感じる、薄氷。平和とは、もろく感じる、薄氷。これを持ちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。  
(拍手)

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） 松阪市選挙区選出、会派新政みえ、喜田健児でございます。

一見知事を先頭に日々奮闘されている、モニターで御覧の県職員の皆さん、そして執行部幹部の皆さん、改めまして、こんにちは。

今日のお昼御飯、何を使って食べられましたか。お箸、スプーン、フォー

ク、手。お箸を使って食べられたという方にお聞きしたいです。執行部の皆さんに手を挙げてもらおうというのは、議会のルール上どうなのか。怪しい雰囲気ですので、やめておきます。

その使われたお箸は、三重県産杉の割り箸ですか。中国産割り箸ですか。家から持参したマイ箸ですか。また、どうしてそれを選択しているのでしょうか。

問いかけたまま、一つ目の質問に入ります。

1、地産地消の循環型地域、(1) 県産杉箸から始まる！豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業についてです。

三重県産杉割り箸も、新型コロナウイルス感染症の影響をもろに受けました。大口だった料亭、割烹料理店、観光旅館やホテルでの宴席がなくなり、箸の需要もなくなりました。生産、出荷は半分以下に落ち込んでいるそうです。

三重県における最後のとりでとも言える地場産業、三重県産杉の端材を使った割り箸生産工場の火が消えるという経営危機に直面しています。

映写資料を御覧ください。(パネルを示す)

新型コロナウイルス感染症が出現する前から、丸太が製材されないから端材の原材料が入ってこないという状況下にありました。県内に幾つもあった割り箸工場は閉鎖に追い込まれ、その中で新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけたわけです。

三重県産の木材の利用促進で地場産業を守ることは、農林水産部の重点目標であると認識しています。今回の新規事業、豊かな暮らしを創る身近な三重の木づかい推進事業は、県民一人ひとりの意識改革につながるのではないかと注目しています。

そこで、この事業の狙いと概要をお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(更屋英洋) それでは、豊かな暮らしを創る身近な三重の木づかい推進事業について、その事業の狙いと概要をお答えいたします。



木材は、成長過程で二酸化炭素を吸収して炭素を固定するほか、再生可能で環境負荷の少ない資源であります。

とりわけ県産材の利活用は、適切な森林の管理を促進し、森林の多面的機能の発揮につながるとともに、県内の林業及び木材産業、ひいては、地域経済の活性化に資するものと考えています。

こうしたことを踏まえ、県では三重の木づかい条例に基づき、現在、建築物における木材利用に加え、様々な形で暮らしの中に木を取り入れる取組を推進しているところです。

令和4年度からは、新たに豊かな暮らしを創る身近な三重の木づかい推進事業により、日常生活における木材利用の選択肢を広げ、木づかいユーザーを増やすことで、建築物においても県産材が選択される環境づくりを進めていきたいと考えています。

具体的には、県産材を使った魅力的な生活用品の募集・選定、自発的に木づかいに取り組む三重県木づかい宣言登録事業者と連携した情報発信、県民の皆さんから夢のある木製品のアイデア募集、森林の大切さや木製品を使う意義を学んでいただくツアーの開催に取り組みます。

今後も民間事業者や関係団体、市町と連携し、建築物や日常生活・事業活動など、様々な分野で県民の木づかいの機運が醸成されるよう取組を進めてまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 更屋英洋部長、この事業のことがよく分かりました。御答弁ありがとうございます。

世界は、社会や環境に配慮した消費行動、エシカル消費が注目を浴びています。私は13年前に、未来を生きる子どもたちに多様性に富んだ森、川、海を残していくために、三重県杉箸の利用促進プロジェクトを仲間たちと共にやり始めました。

日本で使われている割り箸の98%が輸入物で、そのほとんどが中国産とされています。中国産は、ロシア、モンゴルの伐採現場から原材料の原木を

トラックで輸送し、工場で製品化した後、空、船便で輸出、日本に着いてから港から全国への輸送、その過程でどれだけのCO<sub>2</sub>を出しているのでしょうか。森林伐採による環境破壊も指摘されています。

三重県産杉箸は、丸太を製材したときの端材で作られています。いわゆる木材製品として使えないところを有効利用しているわけです。だから、三重県産杉箸はエコ割り箸です。

御承知のとおり、国策で杉を密集して植えたため、地面に日が当たらず、下草が生えないことで土壌が弱く、太く大きな木が育ちにくく、豪雨により山崩れも起こしやすくなっています。森、川、海を守るためには、間伐が必要であることにも着目しなければなりません。

私が言うには、温室効果ガスによる気候変動で災害が激甚化する状況下において、中国産の割り箸の背景を知ってしまった大人が、未来を生きる子どもたちの前でそれを使うことができますかということです。子どもたちはシベアに見ています。

三重県産杉箸は消滅の危機です。私たち一人ひとりの選択で、このような事態を招いている。これ、言い過ぎでしょうか。

割り箸、今日持ってきましたが、（実物を示す）コンビニ等に出される中国産の割り箸、この袋を開けると、こういう割り箸ですけれども、これは1円です、1本1円。新政みえが会派で使っている三重県産杉箸は、（実物を示す）これですけれども、1本4円です。見るからに全然違いますが、その3円、1日3食使っても10円、それを1か月使っても300円。マイ箸もいいのかもしれませんが、箸も包み袋も水と洗剤を使って洗わないといけません。三重県産杉箸は、使えば使うほど未来を生きる子どもたちが生きる、地球環境に貢献するという割り箸です。

更屋英洋部長、三重県行政が関係するところで使っているお箸を全てこれに替えて、その3円を消費者に負担を促すエシカル消費募金を設置するぐらいの大胆な施策をお願いしたいです。

一見知事、問いかけたままここまで来ましたが、オリンピック・パラリン

ピックの選手は、目標を決めてからやります。条件がそろってからやるなんていう考えは1ミリもありません。不可能は可能性です。三重県産木材の利用促進を引き続き、共に汗をかき、共に頑張りましょう。三重県産杉箸を知事室までお持ちいたします。

次に、(2)有機農業、オーガニック給食、移住促進、選ばれる三重県についてです。

教育現場の実態ですが、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、ぜんそく、発達に凸凹の子どもたちが、少子化なのに増えています。発達障がいの子もたちが増えている背景には、愛着障がい、そして、食べ物が関係しているのではないかというのが、私の調査研究の現時点での結論です。

さらに、7人に1人の子どもが貧困状態にあり、栄養状態が不安です。給食費が払えない家庭もあり、その徴収に学校は苦慮しています。

我が子の心身ともに健やかな成長を願う親の気持ち、その愛情の深さは計り知れません。今日、傍聴席に見えているお母さん、お父さんは、子どもへの愛情を行動で表現しています。ママエンジェルス の答申が知事の手元にも届いたことと思いますが、その答申、どこからも諮問されていない、そんなものではありません。

目の前の我が子がこれを食べて大丈夫なの、病気にならないの、元気に成長できるの、地球の未来にも大丈夫なの、友達みんなみんなこれでいいのと親に向かって子どもが諮問している、その答申だと認識しなければならない、私はそう思います。そんじょそこの答申とは込められた思いや願いが違います。魂が入っています。

農薬や化学肥料、抗生物質、ホルモン剤、遺伝子組換え、ゲノム編集、土壌改良剤、添加物等を使用していない食材なのか、子どもが口にする食べ物は、どんな場所で、どんな人たちによって、どんなふうにならされているものなのか。

今も昔も子どもたちはきちんとしたものを与えてやりたいと願う親の気持ちは変わりません。コスト削減による大量生産、利益優先の飼育、基準値を

緩和しての農薬使用など、食材への信頼性は失われていると言っても言い過ぎではないと思います。

また、世界人口が増加する中で、カロリーベースで6割を輸入に頼っている日本人として、世界の食糧危機に備えて食料自給率を上げていく。そのためには、地域の将来を見据えた持続可能な食料システム、地産地消によるローカルマーケットの創出による循環型地域をつくっていくことは、重要かつ喫緊の課題です。

2月17日の全員協議会において、一見知事は、全庁を挙げて、なりふり構わず人口減少対策をやっていかないといけないと発言されました。

みえ元気プラン（仮称）2026年の展望には、このままでは人口減少が加速し、5年後の三重県人口が現在よりも約8万人の減となり、地域経済において、生産年齢人口の減少に伴う供給制約による経済の低迷、人口減少そのものに起因する消費の低迷による地場産業の縮小、それに伴う雇用減少が懸念されると書かれています。大変なことです。

そこで知事、私もなりふり構わず人口減少対策の一つを申し上げます。

最初に結論ですが、給食の無償化、自校方式によるオーガニック給食を中山間部の学校に導入する、そのことから生まれる地産地消の循環型地域が、三重県の人口減少を食い止める、これが私の結論です。

私は、真の人口減少対策は、子どもたちが地域で取れた安心・安全なものを食べて育ち、大きくなったときに地域の農林水産業を支える、そんな地元への愛を子ども時代に育むこと、そして、今直面している限界集落や過疎地域が消滅する危機をいかにして乗り越えるのかということが、真の人口減少対策ではないかと思っています。

その視点で、人口減少を食い止めるシナリオを御紹介させていただきます。

まずは、有機農業の推進です。

日本は2050年を目標にカーボンニュートラル宣言を行いました。あらゆる産業でSDGsや環境への対応が求められています。国のみどりの食料システム戦略は経済と環境の両立を目指したもので、地球環境に優しい食料シス

テムを構築していくことが政府の方針の全てに反映されています。地産地消の循環型社会。

担当課はこう言います。有機農業の課題は大きく二つで、一つは、有機栽培技術というのはそうは簡単なものではなく、その技術の習得には労力、コスト、時間がかかる。なので、そもそもやる人がいないということ。もう一つは、出口の問題、能力、コスト、時間をかけて作った農作物は、やはり高くなるので簡単に売れない。だから有機農業で生計が立てられないと、こう言われます。

それに対して、一つ目の課題は、有機農家が言うには、技術を上げるためのデータやノウハウがあるから難しくはない。さらに、二つ目は、出口の問題を行政の施策によって仕組みができればよい。そうしたら、やる農家は必ず出てくる、これが現場の声です。

この二つの課題を解決するのは、オーガニック給食です。有機農作物の大口消費出口として、学校給食を位置づけるわけです。全ての学校ではありません。生産量を見越して、中山間地域などの学校を選定して導入していきます。有機農業の広がりが見られたら、導入する学校を増やしていきます。

先進事例を紹介します。

石川県羽咋市は、2015年に自然栽培に共感し、この土地で新しく農家を始める人に対して、空き家のあっせんや助成金の交付などでサポート、2015年から小学校へ導入して、2021年に全国学力テスト1位となったその要因が、オーガニック給食の導入によるものではないかと言われ、そして、2020年には、さらに保育園でオーガニック給食を試験的に導入しています。

千葉県いすみ市は、2015年に有機米を1か月間、給食に導入しました。2017年に全量が有機米に移行してから、残食が10%減ったそうです。2018年に学校給食向けの有機野菜の生産を強化し、全ての野菜を有機化することを目標に掲げています。

石川県羽咋市の人口は毎年減ってはいますが、農地有効活用により、地域コミュニティはつくられたのではないのでしょうか。

千葉県いすみ市の移住は、現在人気となっています。羽咋市同様に、人口減の解決には至っていませんが、循環型持続可能な地域に向かって進んでいるのではないのでしょうか。調査する価値はあると思います。

それを証明するのは、国の事業、オーガニックビレッジ制定都市に手を挙げる自治体が全国で出ています。この三重県においても、手を挙げた自治体を県として支援し、市民グループと連携しながら、オーガニック給食の導入などオーガニック推進県を目指し、子どもよし、農業従事者よし、中山間地域よし、三重よしの人口減少対策モデルを私がるる申してきましたけれども、これを一見知事はどう見ますでしょうか。知事の組織マネジメントも含め、私の政策提案に対しての御所見をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 非常に力強い御質問いただきました。

人の体は食べたものでできている。あなたが食べた物を言ってください。そうすれば、私はあなたがどんな人間か言ってあげましょうということをした方もおられるということも聞いたことがあります。

私も東京におりましたときに、食べ物に気をつけないかんというので、生協で無農薬のものを中心に購入して、食べておりました。

特に三重県の未来を担っていただくのは子どもたちです。その子どもたちが口にすることをなるべくいいもの、農薬が使われていないもの、そういうものを使いたいという親御さんの気持ちは、私も人の親としてよく分かります。

議員から御提案のオーガニック推進県を目指すという取組、非常に一つのいいアイデアだとも思っております。これをどう実現していくかというのは重要なことだと思います。

今日御指摘をいただいた羽咋市のお話、こういったものをより深く調査して、三重県でも実施できるかどうかということを考えていくのが重要だと思います。

かつて、三重県のほうでもオーガニックを入れようじゃないかということ

の取組をされた自治体があると聞いています。

そのときの問題点は、今議員からおっしゃったことも若干関係があるかもしれませんが、やっぱりオーガニックは量がなかなか取れないということで、学校給食にはなかなかなじみにくかったということがありますが、これは鶏が先か卵が先かという話かもしれません。力を入れてやっていけば、ひょっとしたら量が増えてくるかもしれない、そういったことも研究していくというのが重要やと思います。

いずれにしても、学校給食になりますと、市あるいは町で取り組んでいただいている話ですので、市や町の方々とお話していく必要があると思っています。

でも、決して市や町に任せて丸投げというつもりはありません。やはり県が持っている専門性とか、先進性とか、機動性がありますので、例えば羽咋市の話だとか、あるいは千葉県いすみ市なんかでもオーガニック給食に取り組んでいるという話も聞いておりますので、そういった辺りの調査を我々が市や町と一緒にやって、あるいは市や町がやらなければ情報提供してあげると、そういうふうにチャレンジしていくことは必要だと思います。

また、御指摘いただいたオーガニックビレッジ、農林水産省の事業だと思いますけど、これが令和3年度の補正予算、令和4年度予算で始まるということで、三重県でもこれに興味を持っておられる自治体があると聞いていますので、そういったところと連携しながら、どうやって進めていけるか検討を進めていきたいと考えているところでございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 一見勝之知事、前向きな答弁いただきました。私の体温が2度、3度上がったような気がします。

さらに、一見知事の答弁を後押ししたいという思いで、ここから少し話を展開させていただきます。

元小俣町長の草莽の奥野英介議員は、学校給食は、人件費等の経費を削減するためにセンター方式にかじを切った。配送という経費を考えても、こち

らのほうが安く抑えられた。小俣町がセンター方式にするのは迷い、悩んだが、時代の背景を考えると、その当時の判断が間違っていたとは言えない。しかし、時は流れ、我々は気候変動をはじめとする人類存亡の危機と同時に、三重県も人口減少をはじめ幾つもの課題に直面している。今私たちは立ち止まり、時代を逆戻りするという選択があってもいい。

子どもたちの健やかな成長を考えると、栄養士が関わる給食は大事にするべき。外国の農産物は本当に安全なのか、吟味しないといけない。輸出、輸入のバランスを取るために、国策で規制を加えられた農業を活発化するには公の手助けは必須で、その手段としてオーガニック給食は面白い。でも、オーガニック給食をやるためには、給食費を無償化にしなければならない。

なぜなら、働けない親もいるし、給食費の増額を気にしながら有機農作物や地元産は使えない。医療費の無償化、子ども手当も大事やけど、給食費無償は全ての子どもが対象となり平等、財政的に許されるならば、中山間地域で自校方式を復活させて、地域のおっちゃん、おばちゃんが地元食材を使って、孫のために給食を作る、食材を提供する有機農家がタッグを組んで組織化し、安定供給ができるようにすればいい。日本人はその昔、農耕民族だった。それを公が応援して復活させることやとおっしゃいました。

私は、奥野議員に勉強させてもらったとき、これはすごいと思って、ぜひ関連質問してくださいとお願いしましたら、笑い飛ばされました。

オーガニック給食ということを基軸にすることで、お母さんが中心となる消費者と有機農家、行政が線でつながれ、チーム化します。有機農家で人手が必要なときは、お母さんグループが出動して、手伝います。

そして、生産者と消費者のお母さんとの間で信頼関係が生まれ、様々な問題を解決する仕組みが出来上がります。行政はこれを利用する。行政の施策に農家と消費者が協力するという仕組みが、循環型コミュニティーを強化していく。そうなると、民間企業が注目し、行政が企業誘致に成功する。これ、実際の話です。

ボトムアップを大切にする一見知事なら、点と点を線で結び、面にして、



それを積み重ねていくことで形にしていくという行政運営をできるのではないかと期待しています。

子どもたちの健康増進、心と体の成長を願い、学校給食が有機、地元産農作物の買手としての安定した売り先となり、地産地消の循環型で地域経済を回す。その結果、有機農家が増えて市場が拡大し、移住促進が図られ、人口減少に歯止めをかけられるというシナリオは現実味を帯びてくると言っても過言ではありません。

この映写資料は、（パネルを示す）海外オーガニック給食の実態です。内容を留めることはしませんが、世界のリーダーは、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーでこの方向にかじを切っております。

10年後、20年後の三重県、そこへの一見知事の覚悟に御期待を申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

次に、2番、障がい者を雇用するということの本質、（1）障がい者の雇用率と定着率を高める施策についてです。

障がい者の就労への道は大きく三つ、特別支援学校から、中学校・高校卒業後ハローワークを通じて、就労移行支援事業所から、この三つのうち雇用率と定着率が高いと思われるのはどれか。知事はじめ執行部の皆さん、お分かりでしょうか。それは、特別支援学校から就職した場合です。

福祉サービス従事者が言うには、中学校を卒業した障がいのある子どもが全日制、定時制高等学校に進学し、一般就労を希望し、就職した場合の離職の割合はかなり高いと言っています。それはなぜなのかを掘り下げてみたいと思います。

平成30年度に開校した知的障がいの子どもたちが通う松阪あゆみ特別支援学校では、この4年間の一般就労希望者の就職率は100%、3年間の定着率は90%前後と伺っています。

これは、特別支援学校には長年積み上げてきた進路指導のノウハウがあるためだと思います。アセスメントし、職種の方向性を進路懇談会等で保護者と共に模索し、希望職種の企業に複数回の現場実習に行きます。そこで採用

側にその生徒の特性を理解してもらい、合理的配慮の提供について協議します。最終的に、生徒本人の意見を尊重し、進路を決定します。

この間、進路担当の先生が何度も足を運んで調整し、学校でもその職に就くための課題を中心に、支援や指導を行います。就職後も職場を定期的に訪問し、定着支援をしています。この教育現場の地道な努力によって、雇用率も定着率も高いわけです。

三重県で生活する障がい者が個の特性を生かし、その能力が発揮でき、安全・安心に生活が送れ、豊かさが実感できる、これこそが選ばれる三重県の基盤であるべきで、強じんな美し国ではないでしょうか。

その実現のためには、障がいの特性に対する理解、さらには偏見を排する心のバリアフリーに向けた施策を講じることと、さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、合理的配慮の提供が確実に行われるような周知並びに実効性ある施策を講じることが、行政としての責任であると思います。

そこで、三重県において就労に関わる場面で障がいの特性の理解や合理的配慮の促進にどう取り組んでいるのかをお聞きいたします。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中山恵里子）** 障がい者の雇用と定着に向けまして、合理的配慮の促進についてどのように取り組んでいるのかということでお問合せいただきました。お答えさせていただきます。

障がいのある方が希望する職場で仕事を続けていくためには、雇用される雇用主だけでなく、職場の上司ですとか同僚ですとかが障がいへの理解を深めていただくこと、また、施設のバリアフリー化など、誰もが働きやすい環境整備を行うことが大切であると考えます。

その上で、合理的配慮、これは障がい者の求めに応じて、一人ひとりの障がい特性に合わせて様々な障壁を取り除くというものでございますけれども、この合理的配慮を行っていくということが重要であると考えています。

こうした認識の下、県では、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らし

やすい三重県づくり条例に基づきまして、専門相談員を配置いたしまして、障がい者やその家族、事業者からの相談に対する助言ですとか、必要な調整を行っております。

また、事業者や障がい者の団体等で構成いたします三重県障がい者差別解消支援協議会、こちらを設置いたしまして、合理的配慮に関する具体的な相談事例を踏まえました検証を行うとともに、こういったものを事例集としてホームページ等で広く周知しているところでございます。

さらに、障がい者への理解や必要な配慮を知っていただくための啓発活動といたしまして、例年、事業者や県民の皆さんを対象に開催しておりますこちらのバリアフリーセミナー、今年度はオンラインでの開催になりましたけれども、こちらのテーマを障がい者の就労ということで今年度設定いたしまして、雇用経済部と連携して実施いたしましたところでございます。

セミナーでは、障がいの特性に合わせた働き方ですとか、合理的配慮に関する数多くの事例が紹介されまして、参加された方々からは、様々な気づきを得られたというような御意見が寄せられたところでございます。

障害者差別解消法の一部改正によりまして、令和6年6月までに、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなり、事業者の関心も今高まっているところでございます。

こうした時機を捉えまして、障がい者が安心して働き続けることができるよう、事業者をはじめ、より多くの皆さんに障がいや合理的配慮への理解を深めていただけるようにしっかりと取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 中山恵里子部長、県庁の中で児童虐待を主に担当され、発達障がいの子もたちが虐待される事案に対して親身になって取り組んでこられたと伺っております。淡々とした答弁ではございますが、社会的弱者に対する愛情が、私を見詰めていただくその目から感じさせていただきました。

ただ、現実、この実態というのは非常に厳しいものがあると思います。今

から私は、その現場の実態をちょっとお届けさせていただきたいと思います。

合理的配慮の提供は、障がい者の社会参加を拒む社会的障壁を取り除くために必要とされる障がい者の権利であります。その特性の理解と合理的配慮に関する当事者と福祉従事者の声をお届けします。

当事者です。昼休みに1人で過ごすスペースが欲しい。言葉だけでなく、写真や図によって指示してほしいと要求しても、特別扱いはできないと拒否されてしまう。障がい者に健常者と同じだけの仕事量を求めてくる。仕事ができないと、きつく叱責される。障がい者のできる仕事は、簡単な仕事の補助ぐらいしかないと決めつけられて、その人の能力や希望を無視して、意にそぐわない作業に従事させられることもあった。

この当事者の声に対して、福祉サービス従事者は、実際に対人関係を取るのが苦手な発達障がいの人であっても、ちょっとした配慮で高度なスキルや能力を発揮して働くことができる人はたくさんいる。視覚障がい者であっても車に乗れるし、パソコンを打てる人もいる。個々の障がいのある人の特性を理解する、そして合理的配慮。

身体に障がいのある人の合理的配慮は、車椅子のスロープ設置、手話通訳、音読など分かりやすいのですが、精神、知的、発達障がいのある人への合理的配慮は、その障がいの特性への理解が進まないと、どうすればよいか分からないことが多いわけです。特性の理解のところが大きな課題となります。

次に、(2) 定着率向上に向けた取組についてです。

県は、6月1日に雇用している障がい者の数で雇用率を出し、優良企業かどうかを判断していますが、雇用からいかにして定着させるのか、その努力をしているのが優良企業であるはずです。

精神、知的、発達障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人への合理的配慮を講じることは、就労定着化のために必須と言えます。

そして、定着率を高めるためには、雇われた障がいのある人と雇い主との間に立って障がい者をサポートするジョブコーチが必要ですが、三重県の民間企業でこのジョブコーチの派遣申請が極めて少ないと聞いています。

そこで、県として、福祉サービス利用の有無にかかわらず、障がい者雇用に取り組んでいる企業に対する定着に向けた取組をどのように進めているのかをお伺いします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 就労した障がい者の定着支援の取組についてお答え申し上げます。

県におきましては、障がい者の採用や職場定着を図るため、三重労働局とともに企業向けの障がい者雇用促進セミナーを開催して、普及啓発を行ってございます。

また、個別の企業支援につきましては、県内各地域のハローワークと共に、障がい者が雇用される前に職場でのOJTを通じて業務に慣れてもらう、いわゆる委託訓練と呼ばれる職業訓練を実施してございます。

この委託訓練では、企業や障がい者、場合によっては、障がい者の御家族を含めてということを知っておりますけれども、それに加えまして、ハローワークだとか就労支援機関、県の職業訓練コーディネーターなどの支援者の方々が参加する会議を訓練期間中に3回を実施するという、そこで本人の障がい特性や適性に合わせた支援につなげていくという仕組みとなっております。

また、この訓練終了後も雇用された障がい者をフォローするために、定着状況を定期的にヒアリングしてございます。例えば仕事が休みがちになるなどの状況を把握した場合には、直ちに支援機関と共にフォローするなど、訓練参加者の離職の防止、定着に向けたきめ細かな支援に努めておるといことでございます。

その結果といたしまして、直近2月のヒアリングにおきましては、令和2年度中に訓練を経て雇用された障がい者の方30名のうち25名、80%を超える方が就職1年後も同じ職場で働いているという状況でございます。

県といたしましては、企業に対する障がい者の定着支援につきましては、三重労働局などの関係機関と連携をし、企業自身の気づきを促すような、そ

ういったセミナーの開催だとか、きめ細かな支援ができる委託訓練、こうしたものを実施するほか、また、令和4年度は新しく、業務になれるまで一定の支援が必要な障がい者を雇用する企業を後押しするため、サポートスタッフが常駐する障がい者のテレワーク拠点の設置を支援してまいりたいと考えております。

引き続き、障がい者一人ひとりの適性に応じたきめ細かな支援を関係機関と共に行うことで、企業における職場定着の促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 島上聖司部長、御答弁ありがとうございました。

御答弁を聞かせていただいていると、今の県の施策に乗っかっている民間企業の定着率は、非常に悪くはないということなんですけれども、テレワークの拠点も新たにやっていただくと、県として一生懸命、そういう部分を御尽力いただいているんだなということは分かりました。

雇用する民間企業が、国のジョブコーチ制度を利用するように周知徹底を図るとともに、私はジョブコーチの資質向上の手だても必要だと思っております。

これは国がやることなのかも分かりませんが、なぜかという、ジョブコーチ自身が担当の障がい者の特性の理解、合理的配慮事項の見極め、何よりも当事者との信頼関係を構築することは時間がかかります。

就労移行支援事業所の方が言うには、私ら何か月しておっても、そんな簡単に信頼関係なんか結べないよと言われます。そのところが、だから難しく、うまく機能しないのが定着率が高まらない、そういう要因もあるのではないかと私は思います。

公的機関への就職にちょっと移りたいと思います。

就労移行支援事業所の新たな試みが始まろうとしています。公的機関への就労に向けての適性判断から就職試験、就労移行準備、就労定着までをワンセットで、ハローワーク等を通さずに、就労移行支援事業所が責任を持って

やるという仕組みです。

あらかじめその仕組みについては、私は担当の方にお渡ししております。この仕組み、三重県としてどう評価をしますか。また、県庁で雇用された障がい者の離職状況や定着に向けた取組はどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） それでは、県職員として採用された障がいのある方の、いわゆる離職状況、あるいはその職場定着に向けた取組につきましてお答えをさせていただきます。

まず、本県では、県職員の障がい者雇用を推進するため、令和2年3月に、三重県職員障がい者活躍推進計画というものを策定いたしまして、障がい者に対する職員の理解促進ですとか、あるいはその職員の採用や配属に当たっての受入れ体制整備の強化など、障がいのある方が働きやすい環境づくりに取り組んでおるところでございます。

また、この計画の中では、新たに採用されました障がいのある職員が早期に離職してしまうことのないよう、職場定着に向けた様々な取組を進めておりまして、計画策定以降、知事部局におきましては、新たに採用した障がいのある職員の離職者についてはいない状況でございます。

続きまして、職場定着に向けた具体的な取組について御説明させていただきます。

まず、障がいのある方を対象といたしました職員採用試験におきまして、令和元年に厚生労働省のほうから、障がいに対する職場での理解ですとか、職場でのコミュニケーションツールとして、いわゆる活用することを目的に示されました就労パスポートというのがございまして、これを本人協力の下で作成をいたしまして、自身の特徴ですとか求めたい配慮事項、あるいは得意とする業務スキル等につきまして、配属する所属へ前もって伝えまして、相互理解につなげておるところでございます。

また、ちょっと話が変わりますけれども、平成20年度から行っております

知的障がい者を対象といたしました職員採用におきましては、会計年度任用職員として継続任用を行いながら、いわゆるできること、あるいは苦手とすることを職場でしっかりと把握いたしまして、本人の特性に合わせて、少しずつできることを増やしていけるよう段階的な知識、経験の定着に取り組むことで、正規雇用に向けた長期的な人材育成を行っておるところでございます。

そのほか、計画を進めるに当たりましては、障がいのある職員が参画いたしました三重県職員障がい者活躍推進チームというものをつくりまして、そこにおいて検討を行っております。

このチームにおきましては、人事異動の際に、障がいのある職員に、一人ひとりに応じて職場で留意すべきポイントを作成したほか、障がいのある職員が在宅勤務制度を利用しやすいように運用の見直しを行ったところがございます。

こうした取組を通じまして、障がいのある職員が有する能力を最大限に発揮しながら、職業生活において活躍することができるよう、雇用者の立場といたしまして、引き続き、職場定着に向けた環境整備に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 高間伸夫部長、御答弁ありがとうございます。

県庁での障がい者の目線に立った、本当にきめ細やかな取組がなされていることがよく分かりました。何か離職者はいないという県庁でつくり上げた仕組みを各市町にもっと、波及していけばいいのになと思いました。

松阪市での新たな試みであるとか、各市町の独自の取組など積極的に交流され、障がい者の雇用と定着の取組がさらなるブラッシュアップを遂げていくような仕掛けをしてほしいと思います。

一つ気になったというか、もっと知りたいなと思ったのは、個に応じた、その障がいの特性に応じたどんな仕事をしているのか、なおかつ、その勤務



時間はどれぐらいなのか、その報酬はどれぐらいなのかという辺りが非常に興味を持ちましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

この項の最後に、障がい者を雇用するというこの本質ですが、当事者の立場に立ち切り、同じ目線に出てくる問題を障がい者の問題とせず、自分の問題、社会の問題、三重県行政の手だて、仕組みの問題と捉えて解決に動き、障がい者も、外国人も、高齢者も、独り親も共に生き、共に働くことが楽しいという共生社会を構築することにあると思います。

そのため、県独自でどれだけの予算をつけて、どんな施策を、どれぐらいの人をつけてやるのが重要であり、私はそこに今後注目をしていきたいと思います。ありがとうございました。

次に、3、外国人から選ばれる三重県、(1)永住・定住の外国につながる子どもたちの職業選択と就労定着についてです。

三重県では多くの国籍、地域の外国人住民が生活されており、令和2年の県の外国人住民國籍・地域別人口調査では5万4854人で、総務省の調査では、率にして3.05%で全国4位となっており、外国人住民は、地域の担い手として、あるいは労働者として、本県の持続可能な社会に必要な不可欠な存在であると思っています。

コロナ禍が収束した際には、さらに外国人住民が増加すると思っていますが、習慣や文化、言葉の違いなどから、日常的に日本人とつながりがある人は限られており、ダイバーシティ社会の実現にはまだまだ多くの課題があります。

そんな中、県においては、県民からの提案、みんつく予算ですけれども、それを踏まえて、三重県の多文化共生を考えるドキュメンタリー映画を制作され、3月5日土曜日に上映会を開催されたところです。

この映写資料を見てください。(パネルを示す)この映画を私も見ましたが、外国人のハートに触れられて思わず笑みがこぼれたり、考えさせられたりするすてきな映画でした。

そこでお伺いしますが、この映画に込める思いや願ひはどういったものな

のでしょうか。また、選ばれる三重県としての責務をどう考えているのかを併せてお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 三重県の多文化共生を考える映画に込めた思いと多文化共生社会の推進についてお答えいたします。

三重県の多文化共生を考えるドキュメンタリー映画「crossroad（クロスロード）」は、県民参加型予算で提案いただき、制作したものでございます。

この事業の提案者は、私たちのすぐ隣で働き、暮らしている外国人の姿を多く県民に知ってもらうことによりまして、多文化共生について考えるきっかけとなればとの思いで提案されました。そして、映画ができるまでの過程にも参加していただき、最後まで見届けられました。

映画の制作に当たりましては、日本人と外国人の方が共に制作するというプロセスを大切にしました。公募により集まった三重県在住の日本人19人と8か国18人の外国人、合わせて37人の皆さんが、ワークショップ形式でテーマや出演者、脚本など、一つ一つ議論を重ねて作り上げました。

内容は、三重県に在住のオランダ、ベトナム、ブラジル、中国、パキスタンなど様々な国籍、地域、年齢の方々の日常の姿を通して、三重県で仕事や勉強に取り組んでいる外国人の生活、夢、それぞれにとっての日本を描いたドキュメンタリー映画です。在住されていてらっしゃる多様な外国人の姿を自然に描く中で、私たちに様々な気づきを与える映画となっています。

私も見せていただきましたが、映画の中で、三重に住む外国人の皆さんが日本の文化や考え方に戸惑いつつも、私たち日本人と同様に、三重県はふるさとであり、また帰ってきたい場所と言っておられたことが大変印象に残りました。

3月5日に完成記念の上映会とトークイベントを開催しまして、多くの方に御覧をいただきました。

今後は、県内で活躍する外国人住民の存在を広く知っていただくため、6

か国語の字幕版を作成し、学校や地域で上映を行い、作品の上映を通じて県民の皆さんの多文化共生の意識の醸成と理解促進を図ってまいります。

3月13日には、三重テレビでも放映がされる予定ですので、ぜひ御覧いただければと思います。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束していく中では、外国人住民のさらなる定住化や多国籍化も見込まれ、新たな課題やニーズの拡大が予想されております。

県といたしましては、全ての地域住民がそれぞれの文化的背景を理解、尊重し、差別や偏見のない環境の下で地域社会を一緒に築いていくことを目指しまして、様々な啓発活動に取り組むとともに、多様な機関と連携して、外国人住民が十分なセーフティネットの下で生活できるよう推進してまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 岡村順子部長、御丁寧な、本当に分かりやすいというか、最後の答弁と私は聞いております。

私、教員時代の外国人の子どもを受け持ったときの反省から、外国人の施策を何とかしたいという強い思いから、大変、環境生活部のほうには失礼な質問もしたのではないかなと反省しています。長きにわたり、本当にありがとうございました。

外国人住民が不安なく安心・安全にこの三重県に暮らしていくためには、日本人と相互の理解を深めることが、まずは大切だと感じさせていただきました。たくさんの方が見ていただくような知事のPRや発信、言われましたけれども、教育分野でのさらなる活用等、お願いしたいと思います。

次に、（2）外国人労働者の雇用定着について。

安定した職業に就く、このことは日本人でも外国人でも同じ願いであるはずです。しかし、永住者、定住者の外国人の子どもたちは、身近なロールモデルに乏しい状態にあります。どんな仕事があるのか、そこに就職すればどんな生活が将来にわたって送れるのか、理解していません。また、雇用する

側の企業は、外国につながる高校生の存在を知り、理解する機会が持てていません。

定住・永住の外国につながる子どもたちの就職と定着支援ですが、高校では、個の就職を実現するための進路指導の取組として、就職実現コーディネーターの配置による就職支援や、外国人生徒や保護者を対象とした就職セミナーの実施などが行われていますが、外国につながる生徒の特性、強みに基づく進路指導というのは日本人生徒以上に難しく、厳しい状況にあります。

就職後の定着率は、三重労働局が数値を把握していますが、外国人に特化されたものではなく、離職、定着の状況把握もされていません。企業においても、雇用してから職場環境整備、特に文化やルールなどを教えるキャリアコンサルティングというものがなされていないのが実態です。

学校があっせんする求人には応募せず、ハローワークを通じて就職するが、その離職率は高く、正規雇用に再挑戦せずに非正規の職に移り、貧困の連鎖に組み込まれて、同じ母国の人たちとのコミュニティの中で生活することになります。このようなモデルが次の世代に受け継がれているのが現状です。

このように、外国人労働者の雇用について早期離職、職場定着といった課題がある中、実態把握までは至っていないと認識していますが、県として、企業の環境整備の支援など、外国人労働者の雇用定着に向けてどのような取組を進めているのかをお伺いします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（島上聖司）** 外国人労働者の雇用定着についての取組について、お答え申し上げます。

三重労働局によれば、県内の外国人労働者数につきましては、昨年10月末現在で3万人を超えておりまして、平成19年度以降は過去最高を更新しているという状況でございます。

また、昨年度、県のほうで実施しましたアンケートによれば、課題として挙がってまいりますのが、言葉の問題、コミュニケーションの問題だということ、これを課題に挙げる事業所が7割を超えていると。

また、外国人労働者におきましては、法令だとか仕事上のルールに関する、そういった知識が十分でないということもありまして、要するに事業者との間の労働条件等に関する問題が生じやすいといったことが課題として挙げられておると認識しております。

こうしたことから、県の企業向け支援といたしましては、企業を対象とした労働関係法令の開設とか、採用・職場定着支援のノウハウを提供するようなスタートセミナーと言われるものとか、あと、業種ごとに受入れ企業の体験談、そして在留資格の説明等を行う業種別のセミナーといったものを開催してございます。

また、専門家、行政書士だとか社会保険労務士の先生方ですけれども、そうした方々による個別相談を随時開催いたしまして、外国人雇用に関する課題解決に努めておるということでございます。

一方、外国人労働者向けの支援といたしまして、例えば津高等技術学校がございすけれども、基本的には日本語能力に配慮したような職業訓練をこれまでも実施してきているわけなんですけれども、今年度から、新たに県内専修学校と連携をいたしまして、定住外国人の求職者向けに、仕事上に必要な日本語だとかコミュニケーションスキルなどを学ぶ訓練コースを新たに開設したところでございます。

来年度につきましては、こうした取組に加えまして、定住外国人の求職者を対象にしたようなインターンシップを実施しようと思っております。そうすることによって、求職者と企業とのマッチングにつながる機会の提供、これに取り組んでまいりたいと思っております。

今後も国等の関係機関と連携いたしまして、事業者に働きかけを行いながら、外国人労働者の方がその意欲や能力を発揮して、生き生きと就労できる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 島上聖司部長、御答弁ありがとうございます。

ちょっと私も、様々なことをやっていたらということ是非常によ

く分かったんですけれども、やはり早期離職というところの実態に対して的確な施策なのかどうなのかというところが疑問だなと思ってしまいます。

産業支援センターでは、県からの委託事業で企業向けの受入れ支援セミナーを行っているのと伺っていますが、定住・永住の外国につながる高校生は、言葉の壁によって、日本人生徒以上にそのセミナーを受けるところに高いハードルがあると言わざるを得ません。

だから、その言葉の壁というところも含めて、一体、早期離職のその原因、要因というものは何なのかというところ、教育委員会事務局高校教育課と雇用経済部雇用対策課が連携し、県全体での早期離職の実態把握、そして、課題に対して解決につながる的確な職場定着の取組の御検討をお願いを、島上聖司部長と木平芳定教育長にお願いさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。部長、教育長ともうなずいてもらっておりますので、御検討に御期待を申し上げ、私の一般質問を終結させていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分休憩

---

午後 2 時 20 分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。6 番 小林貴虎議員。

〔6 番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 小林貴虎です。よろしくお願いします。

早速、伊勢木綿を今回も着てまいりました。かつて日本の繊維業は、無数にあった町工場によって支えられてきました。輸入された綿を国内で反物にし、これを着用してきました。

しかし、支那事変をきっかけに、軍事生産資材の輸入を増やすことが重視され、国は綿の輸入に制限をかけるようになりました。以降、幾度かの段階を経て、紡績業界の転換が国策として行われます。

戦後前に統廃合が繰り返され、10の巨大紡績企業が出来上がります。また、10大企業は、呉羽紡績から呉羽化学工業や呉羽航空機が分社化されたように、多角化及び軍事産業への転換が図られました。

町工場の集合体だった繊維業が合併したことで大企業になり、強い経済基盤を獲得し、結果、戦後の復興に寄与することができる社会環境の変化に柔軟に対応ができる強い企業をつくったとも言えます。

他方、1936年、昭和11年を100としたときの1945年、昭和20年、戦後当時の繊維生産能力は7まで落ち、繊維業は国内需要を賄うことができる規模ではなくなりました。

結果、衣類は輸入されるようになり、その後20年ほどでふだん着の西洋化が進み、着物を着る人たちが激減しました。

明治44年に伊勢木綿をブランドとする伊勢織物組合が発行した記念誌によると、昭和43年時点において、織物製造業173人、織物販売業126人、染色業98人、糸販売業5人、組合員は津、安濃、河芸、鈴鹿に存在し、計400人が登録されたと書いてあります。

組合事務所は、津市丸の内、殿村にありました。繊維業を取り巻く厳しい国策にあらがい続け、100年以上前に製造された豊田自動織機の折り機を今も使い続け、伊勢木綿を織っている製造業者が津市一身田でたった1社だけ残っています。

伊勢木綿を使って繊維を作っている業者は幾つもありますが、その材料である反物を織っているのは、1社のみということはよく覚えておいていただ

きたいと思います。特に雇用経済部、よろしく願います。

もう一つ、(実物を示す) これですが、マルツショールといいます。家内の国で3月になると好きな人、お世話になっている人、尊敬する人などに自分で作ったものを贈る風習です。マルティエというのは3月という意味で、マルツショールは、さしずめ3月ちゃんといったところです。

冬の魔女、ガロードキアと戦ったマルツショールは、戦いの末、胸を刺されて落命します。その剣から流れ落ちた血が白い雪の上に落ち、血が雪を溶かした後、春の新芽が芽吹く、この地域にキリスト教が伝わる前から存在する土着信仰の神話です。死の冬が終わり、新たな命が生まれる春が来る、生と死の循環の話です。

その家内の故郷は、今ロシアによって侵略戦争が行われているウクライナの西隣の小国、モルドバ共和国です。多くのウクライナ難民を受け入れている国の一つです。母も、姉家族もモルドバに居住しており、毎日、関連するニュースに目を通しており、事の行く末を大変危惧しております。家内の心中も穏やかではありません。当事者の家族として、ただただこの戦闘が早く終結することを心より願ってやみません。

それでは、質問に移ります。およそ35分かかります。25分で答弁をまとめていただけますようよろしくお願いします。

私の座右の銘は、格物致知誠意正心修身齐家治国平天下、儒学の大学の書の一節です。格物致知とは、物事の道理を知り、知に至るという意味で、私は書籍や資料をたくさん読みます。

私自身はプログラミングを学び、ここから車で10分ほど離れたところに育ちました。中山間地や僻地、農村や離島の生活は知りません。農業、漁業、林業はもとより、医療、介護、看護、土木、建築、製造業など、議員になってから関わることになった様々な当事者の現実を基本的に何も知りません。ですから、当事者から話を聞き、学ぶ機会を貪欲に確保するよう努めています。これ、私の行動指針です。

先般、野村議員の取り計らいで、坂手島、菅島、答志島に訪れました。い



ずれも初めて伺った場所です。そこで特に漁業者の抱えている切実な問題を聞きました。餌の小魚が減り、サワラが痩せているという声も聞きました。ノリの色落ちのことも聞きました。海水の中に含まれる栄養塩が減少している、水がきれい過ぎるという声を異口同音に聞きました。

県の水産研究所は、（パネルを示す）黒ノリ漁場の周辺の栄養塩を調査し、公開しています。PDFをエクセルに戻して、年二十何回かある調査7年分、全部手で入れたんですけども、デジタル社会推進局、オープンデータの観点から問題があると思うので、ぜひ見ておいてください。

桑名の3地域を水色にして、鈴鹿の3地域を緑に、津と松阪を灰色に、そして伊勢の3地域を黄色に、鳥羽磯部、一番下になりますけれども、大答志、答志上手、菅島表、菅島裏、安楽島の5か所を赤にしました。

記録のあった平成27年から令和3年までの年平均を比較したのが、1枚目のグラフです。現場のノリ養殖業者の話を伺うと、ノリの成長に必要なリンは10以上欲しいと。色と甘みに必要な窒素は50から100は欲しいとのことでした。

リンは、おおむねどの地域、どの年度も平均10は超えています。しかし、窒素は100を切っている地域が多く、鳥羽磯部ではほぼどの年も、どの地域も100を切っています。

調査は、（パネルを示す）漁期が始まる10月から3月半ばまで、2週間ごとに毎年二十数回行われています。一番古い平成27年と令和2年を比較しました。鳥羽磯部の5か所での窒素の量は、いずれの年も10月当初に少し100を超え、漁期を通して100を大きく下回っています。平成27年と令和2年を比べると、総量が減少していることも分かります。

リンも同じく、（パネルを示す）平成27年と令和2年を比べると、減少していることが分かります。漁期前半では10を超えています、1月半ば過ぎから10を切っていることが分かります。

鳥羽磯部の養殖業者が、ノリの色落ちが止まらないという主張は、この数字を見ても明らかです。ノリ養殖業者は、水質の排水規制を緩和して、栄養

塩を排出してほしいという主張をしています。

しかし、事はそれほど単純ではないと思っています。閉鎖的領域である伊勢湾は、大きなアクアリウムのようなものです。災害対策と経済成長のため人が行ってきたことが、アクアリウム内の環境を大きく変えてしまいました。

川の氾濫で家が流されないように堤防やダムを造り、水量をコントロールできるようにしました。洪水で亡くなる人は減りましたが、海へ流れていくべき砂が減り、浜が痩せることになります。

河川に堆積した土砂は人工的に河道掘削をして、どこかに捨てる必要が出てきました。ダムにたまった砂もしゅんせつする必要が出てきました。

また、大雨と増水によって山から海に流れていた栄養塩も海に流れ込まなくなりしました。

大水のたびに海水が攪拌されていましたが、水量が抑えられることで海の水が滞留し、貧酸素水塊を解消する自然の浄化能力が奪われました。

港湾を造り、船の離発着を便利にしたり、高潮や津波対策のため海岸をコンクリートで固めた結果、干潟や藻場が失われ、プランクトンを分解する能力が激減しました。

分解されないプランクトンが赤潮や青潮になり、漁業に悪影響を及ぼすようになりました。死滅した赤潮や青潮が海底に沈殿し、貧酸素水塊をつくる直接的原因になっています。

そのため、下水道を管理し、徹底的に水をきれいにしました。その結果、赤潮や青潮を減らすことができましたが、海の水から栄養塩がなくなります。魚も、ノリも、貝類も、我々が食べないほか様々な海の生物も減り、漁業が立ち行かなくなってきた、これが今までの流れです。

今我々が考えなければならないのは、経済的な理由で造られた港湾、治水のために造られたダム、堤防を壊すことではなく、その機能を維持しつつ、これらのものを造ったために失われた、直接的、我々の生活に影響を及ぼさないが、海全体にとって必要である海の機能をいかに回復するかということだと思います。このことは、県の作成した資料などを通して学びました。

(パネルを示す) 2020年9月2日に行われた国の中央環境審議会、水環境部会、第3回総量削減専門委員会において、三重県環境生活部大気・水環境課が作成した資料に書かれています。干潟は1955年比で37%、アマモ場は1%に減少しており、その結果、生物の吸収分解力が減少し、(パネルを示す) その有機物が海底に堆積し、貧酸素水塊をつくるという図が、ここに書かれています。なので、この資料では、(パネルを示す) 干潟、藻場の再生が必要だと結論づけています。

さて、平成20年に策定された伊勢湾再生海域推進プログラムという22年前の資料があります。ここでは、豊富で多様な生物を生み出す海の姿をつくるために、対策として、(パネルを示す) 陸域からの負荷を削減すること、沿岸部での生物育成場の整備として、生物による栄養塩類の取り込みを増やすことなどと記述してあります。

また、貧酸素水塊の改善と生物の資源の回復のための有効な対策のシミュレーションを行っておりまして、藻場、干潟を復元した場合と流入負荷を削減した場合を比較し、海底の生物の量が流入負荷削減では減るが、干潟復元では増加するため、貧酸素水塊を改善し、かつ、生物資源量の回復を両立させるためには、流入負荷削減よりも藻場、干潟の造成が有効だと結論づけています。

さて、松阪沖では、国土交通省の事業なんですが、(パネルを示す) 護岸工事と併せて、港湾しゅんせつなど、ほか事業で発生したしゅんせつ土を使って養浜を行い、浜を造っていますね、藻場の保全も行ったようです。

海岸法の平成11年改正で、防護のみならず環境や利用を念頭にバランスの取れた海岸の造成という記述が加えられました。国土交通省は、環境に配慮する工法を採用する法的根拠が既に整っています。

四日市市でも干潟整備が、平成24年から令和3年にかけて実施されました。県の水産基盤整備課が行った事業ですが、規模は4ヘクタールです。平成28年に実施された実効性ある藻場・干潟の保全・創造方策検討調査には、(パネルを示す) 三重県の干潟・浅場面積の造成目標として、平成29年から33年、

すなわち令和3年、今年度までに20ヘクタールを造成する、将来的には100ヘクタールを造ると書かれていました。

しかし、さきにお見せした2020年大気・水環境課が国に報告した資料では、再生された干潟は14ヘクタールと書かれており、目標の20ヘクタールには達していません。

ここまで調べてきた私の至った結果は、伊勢湾の全体の再生が必要であること、全体の機能回復をするためには、農林水産部の予算で漁業に関する場所だけを整えても限界があり、目標を達成することはとても難しいということです。

さて、しゅんせつ土の有効利用は既に実績があり、隣の三河湾では、平成10年から16年にかけて620ヘクタール、大規模な干潟造成、浅場造成、覆砂の実施を行っております。その効果は検証済みです。シーブルー事業という国土交通省の事業です。

平成25年には、浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針が国土交通省によって策定されており、ここでも既に示したとおり、現状が改めて確認されています。

環境負荷の増大、干潟・浅場の創出、浄化機能の喪失、貧酸素水塊の発生、慢性的赤潮・青潮の発生、水質及び海底の環境改善の必要性という記述があつて、そのため、干潟・浅場などの保全、再生、創出や覆砂、深掘り跡の埋め戻しなどの対策に、しゅんせつ土砂などの一層の有効利用が期待されていると書いてあります。

さて、令和4年度、（パネルを示す）国土交通省は概算要求において、この角にあります、総合的な土砂管理の推進という事業に、前年度比1000億円増の1兆890億円を要求していること分かります。

ダムに堆積した土砂の下流への還元、サンドバイパスや護岸堤などの浸食対策など、総合的な土砂管理の取組を推進すると記述されています。

単純に、しゅんせつ土をそのまま浜に投入するといった乱暴なやり方を認めているのではなく、（パネルを示す）新技術や新工法が多く検討され、実

証実験を経て、蓄積された取組が既にまとめられています。

そこで、県土整備部に伺います。

三重でもゼロカーボン宣言をしているわけですし、ここにブルーカーボンということも考慮しながら、国土交通省が進めているように、県土整備部においても貯水用のダムや砂防ダム、そのほか河道掘削や、ほか県関係事業から発生した土砂を使って、漁場であるなしにかかわらず養浜や干潟造成を、その先にある藻場の再生も考慮しながら、これから事業を実施していただけることは可能でしょうか、お伺いします。

[水野宏治県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（水野宏治）** しゅんせつした土砂を活用した養浜等について、お答えさせていただきます。

伊勢湾につきましては、環境基準の達成を目指して、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある再生を図ることを目標としております。

この目標を実現するために、国や流域自治体から成る再生推進会議を平成18年に設置して、行動計画を策定しながら、多様な主体が連携し、取組を進めているところでございます。

県では、環境生活部と農林水産部と県土整備部が、再生への取組を続けているところでございます。

この取組の中で、県土整備部といたしましては、宇治山田港において、安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防を緩やかに階段状にする対策など、堤防整備と併せた砂浜の保全・再生のための養浜などなど、幾つかの実績はあるところでございます。

しかし、議員御指摘のように、今後は生物との共生だとか、あるいは土砂の管理という観点から取組を強化していく必要があると考えております。

河川からしゅんせつした土砂の活用につきましては、例えば吉崎海岸の干潟造成工事に鈴鹿川の土砂、国の工事ですけれども、を活用する予定でございます。また、磯津海岸の高潮対策に鈴鹿川や県の朝明川の土砂を活用する

など、養浜への活用実績も幾つかあるところでございます。

一方で、土砂を養浜に利用するためには、現地の砂浜の砂だとか砂利の粒の大きさを合わせるためのふるい分け、あるいは、濁りの流出を防ぐための洗浄などで手間やコストを要するなどの課題も存在しております。

県土整備部としては、河川堆積土砂の撤去について、最近、大幅に撤去量を増加させております。こうした土砂についてふるい分けだとか、あるいは環境への影響の課題といったことも対応を検討しながら、養浜への活用について拡大を進めていきたいと思っております。

また、養浜以外につきましても、干潟等々いろいろございますが、水産資源の保全などに関するニーズを農林水産部から聞いて、さらなる土砂の活用の幅を広げ、伊勢湾再生に貢献できるようにしっかりと検討を進めてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

拡大していただけるという答弁をいただきましたので、非常に心強く思っております。国土交通省が様々な実験をやっておりますので、それも成果を反映させながら、ここ、県土整備部でも取り組んでいただきたいと思います。

養浜のことをお話しましたが、そのほかにもなかなか面白い事例が幾つかありまして、これは、新潟海岸で行われた事業です。（パネルを示す）新潟海岸事業実施に当たり作成された計画書には、自然環境保全のため、生物がその生育環境などを脅かされることのないように配慮するとともに、海岸保全、施設の整備に当たっては、その生育、育成の場となり得る工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用すると記述されておりました。

そのとおり、養浜された浜の先なんですけれども、護岸堤防がありまして、そこにワカメであったりだとか、それからナマコが生息していたり、それからマアジの群れが確認されたという報告があります。すなわち、成功してい

るということです。

次に、これは、富山県の水産研究所が関わった取組で、（パネルを示す）消波ブロックにアミノ酸プレート、ここにあるんですけども、アミノ酸プレートを取り付けするなど、藻場保全機能を有するブロックが採用され、結果を残しています。

（パネルを示す）松山港海岸では、養浜した浜の先にアマモを移植させています。たしか中部電力がやった研究で実証実験があったと思います。

先ほど県土整備部長も言われたので、（パネルを示す）これと似たようなことなのかなと思うんですが、既設の、ここですね、護岸堤防の先に、わざと傾斜を造って、人工的に干潟を造る工法も、例えばこんな場、これも少し違う形ですけども、実際行われているという実績があります。

それから、（パネルを示す）護岸堤防の新設に関しては、エコシステム型、ここなんですけれども、海域環境保全工法というものを実証実験を済ませて、既に採用されている事例もあります。ここに人工的な生物、微生物なりが生育する環境をつくって、ここがプランクトンの分解能力を有するということです。

これは少し似た実験ですけども、（パネルを示す）そういった穴の開いた護岸を造って、その先に、また人工的な浅場、藻場みたいのものを造った形で有機物を分解するという、護岸堤防にそういった機能を付加する技術です。

今後、県土整備部においても、改修や新設の際に、こういった環境配慮型の工法を積極的に検討し、採用していただくことはできるか、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（水野宏治）** 環境面に配慮した堤防等の整備について、お答えさせていただきます。

港湾や海岸施設につきましては、防災対策を加速するとともに、干潟や磯場などの生物の生息機能を併せ持つ生物共生型の構造物、いわゆるグリーンインフラの整備を進めていくことが今後は大切だと考えてございます。

例えば、平成29年に改正された港湾の施設の技術上の基準を定める省令といったものがございます。その中でも、生物共生型の構造物に関する規定が新たに追加されたところがございます。

一方で、県管理施設においては、環境に配慮した構造を持つ施設として、平成4年に長島港の海岸の城ノ浜において、湾の内外の海水交換を容易にして、水質を保全する離岸堤といったものが実績としてございますが、それ以降、先ほど御紹介したような省令に基づいた基準のような生物共生型の構造物の整備といったものがなかなか行われていないというのが実情でございます。

先ほど議員から御紹介ございましたけれども、防波堤のような直立な構造物には、生物の住める浅場といったものがなくて、生物の死骸だとかふんが周辺の海底にたまって、赤潮等の発生の一因になると言われています。

生物の共生型構造物につきましては、一例として、この直立の構造物にくぼみを設けて、その中に浅場を造って、魚やエビ、カニといった生物の生息によって有機物の移動を促して、それらの働きによって水質浄化の効果が期待されるものでございます。

こうした構造物については、全国でも整備事例はまだ多くないといった状況でございますけれども、県土整備部としては、他県での効果・課題を積極的に研究し、防災や老朽化対策に合わせて、段階的に導入してまいります。

また、海岸法に基づいて、現在、県で策定する伊勢湾沿岸の海岸保全基本計画といったものについて、今見直し作業を進めているところでございます。この計画の議論の中でも、土砂の活用、あるいは生物共生型の構造物の整備についても議論していきたいと思っております。

いずれにしましても、県土整備部といたしましては、伊勢湾全体の水環境の管理、あるいは水産資源の保全の観点から、これまで以上に環境生活部、そして農林水産部と連携して、伊勢湾の再生に向けた効果的な取組を充実してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕



○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

基本計画、ぜひ見直しの中で記述を入れていただいて、これからの実施に対して根拠をぜひ示していただきますようによろしく申し上げます。やりやすくなると思います。

さて、ここで終わるつもりでいたんですが、先般、（パネルを示す）野村議員からこんな写真をいただきまして、これ、全部廃棄されたノリなんです。色落ちしているからです。

桃取地区でノリの売上げは、平成28年1億6300万円、令和2年度8800万円、この時点で2分の1、令和3年、今年2020万円、4分の1、28年度比の8分の1です。前年度比4分の1のような大不漁を補えるような共済金を掛けないということです。

私が提案した内容は、伊勢湾全体の再生ですから、結果が出るまでには時間がかかります。今年のノリ養殖の惨事を知らされて、中長期的な戦略と併せて、今できることも実施するべきではないかと感じました。

栄養塩の添加は、有明海で平成10年12月から実施されており、実施の手法、時期、基準から法的根拠まで、既に知見が存在します。

令和4年度から実施できるような緊急対策を講じていただくわけにいかないか、現場での切実な声を聞いておられる知事に見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県の特産品というと、海産物であります。ビジョンの中でも、強じんな美し国とうたっておりますけれども、この美し国の基礎をつくっているのが海産物、水産業は三重県を支える大きな産業であります。

11月に、御指摘のように、鳥羽の答志島を訪問しまして、ノリの色落ちのお話を聞きました。何ができるかというので、中でも議論をしております。

また、先般、山本議員からも御質問を頂戴しまして、有機物の排水基準の上限を今まで設けていたわけですけど、だけではなくて、下限をちゃんと考えていくということも重要なことだということで、私どもも検討していると

ころであります。

また、議員から御指摘をいただきましたように、短期的な対策としては、施肥をやるということ、ほかのところで有効性が報告をされているので、これを来年度から効果調査を三重県でも実施をしたいということで、検討することとしているところでございます。

それから、中長期的には、流域下水処理場の栄養塩の管理運転を今やっているんですけど、これの効果調査もやっていかなければいけません。

さらにどういうことができるか、ノリの色落ちの被害の原因は何なのかというのをきちんと調査をして、必要であれば関係者にお問い合わせに行くと、汗をかくということも重要だと考えておりますので、まず、そのための材料を集めて、それからきちんと動こうと、こういうことを今考えているところでございますので、また引き続き、様々な情報を教えていただければありがたいと思っております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。期待しております。

次に移りたいと思います。もう既に時間が押していますので。失礼。

子どもの死亡の原因究明と改善策についてお伺いしたいと思います。

国のこども家庭庁の創設に向けた勉強会が小児科医でもある自見英子参議院議員を座長に、30回以上開催されています。

現在、設置に向けた最後の調査が行われていますが、新法及び新庁が設置される前に、先行して既に取り組みされているのが、CDR、チャイルド・デス・レビュー、子どもの死因究明だということを学びました。

また、三重県が先進的に取り組んでいることも知りました。平成27年から、県内の小児科医たちが、子どもの死亡事例を減らすため、死亡原因と予防策を検討する自主的な勉強会を既に立ち上げていただいていたからです。

現在、医師だけでなく、保健、福祉、行政機関などが連携し、警察などからの情報提供を得て、令和2年度から国のモデル事業として政策提言委員会が設置され、令和3年3月に最初の提言書が策定されました。

小児科医の勉強会の目的も、国が目指すものも、そして県のCDRのモデル事業の役割も、予防可能な子どもの死亡を減らすことに尽きると思います。しかし、同委員会は、政策の提言を行うことしかできません。この提言を根拠に施策が実施されて初めて、取組として帰結すると思います。

みえ元気プラン（仮称）92ページにある施策14-4、結婚・妊娠・出産の支援には、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報などを収集し、多機関が連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討しますと書かれています。

これなんです、（パネルを示す）こども家庭庁創設に向けた議論の中で、子どもにまつわる課題を解決するために必要なこととして必ず挙げられる図がこれです。

部局間の縦割り構造、国、県、基礎自治体間の横割り構造、就学前、就学後といった年代によって厚生労働省管轄から文部科学省管轄に変わる年代割り構造、これを改善する必要があり、多部局連携、国、県、基礎自治体の一体的対応が必要だという認識です。

昨年提出された第1回提言を受けて、県が、庁内の部局や基礎自治体と連携し、子どもの死亡事例を減らすため、どのような対策を講じるのか、今回の質問で確認したいと思っています。

提言、全部で四つです。2と4、2は児童虐待、児童虐待死に対して、提言4は自殺に対してであり、いずれも様々な要因が重なることで発生し、単純な解決策はありません。

しかし、子どもたちの個々の特性をしっかりと把握し、定期的に心理状況を確認することで、子どもたちが抱える課題に対して早い段階で対策を打つことができるようになり、最悪の事態を予防し得るのではないかと考えています。

虐待やいじめといった明らかな事例、事象に限らず、離婚、貧困、提言2に出てくるマルトリートメントと言われる子どもにとってストレスの高い成長環境、また、成績や学業問題、あるいはスポーツの結果などの挫折、学友

との人間関係での挫折などによって子どもの心、メンタルヘルスが崩れる要因になります。

こういった逆境的小児体験が積み重なることで、子どもの心身が侵されていきます。そして環境が改善されることがなければ、メンタルヘルスが一層悪化し、不登校やひきこもり、それだけにとどまらず、希死念慮を抱く状況に至る可能性もあります。

CDRは、子どもの死因を究明し、予防の可能性を探るために行われていますが、青年期に抱いた希死念慮が壮年期に自殺として遂行されることも多く、逆に、困ったときに助けの手を延べられたという青年期の経験が、自殺を思いとどまらせることにもつながるといので、青年への窓口を広げるアプローチは大切だと、三重県医師会学校メンタルヘルス分科会の梅本医師は述べられています。

また、梅本医師は、次に挙げる三つの点を言及しておられます。GIGAスクールの実現によりICT機器が児童に支給され、令和3年度からムードルというアプリを使い、津市内の公立学校と附属学校で心のアンケート調査が始まっています。

新型コロナウイルス感染症による生徒の心の影響は、特に女子に出ており、全国の自殺者統計で、令和2年度の女性の自殺が増加している。タブレットによるセキュリティーの高い聞き方は、生徒たちが本音を言いやすい。

そこで質問に移ります。

まず、子どもの希死念慮の早期察知という点から、また、子どものメンタルヘルスを保つため、子どもが感じているストレスとその原因を的確に把握することで、環境改善の対策を早期に講じることができるという二つの点から、医師の監修によって質問事項を作成し、教員が回収、集計する手間を省くことができるタブレット端末を使ったアンケート、津市で先行的に行った事例を県下の小・中学校全校において、年に2回、5月と11月に実施することは有効だと考えるが、教育長の見解をお伺いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 子どものメンタル不調の把握の先進的な取組をしている市町の県内での展開についての御答弁を申し上げます。

まず、学校での子どものメンタル不調の把握ですけれども、学校では、担任や養護教諭を中心に、日頃の健康観察や声かけにより、心や体の状態を把握し、対応しております。

それから、専門家のカウンセリングなどが必要な場合は、スクールカウンセラーが面談しますが、学校の実情に十分応え切れていないことから、配置時間を令和3年度は前年度より20.5%、令和4年度はさらに6.7%増やすこととしております。

また、多くの市町では、学校生活での満足度や意欲、それから学級の状況等を児童生徒へのアンケートで把握するなどしております。そして、トラブルやいじめなどへの不安がなく過ごせているか、クラスで受け入れられ、考え方や感情が大切にされていると感じられるかなど、児童生徒の実態や学級の状態を分析し、心配な場合は早期に対応するとともに、他者の気持ちを考える視点や社会性の育成につなげているところです。

御提案のありました津市の学校では、先ほど御説明いたしました満足感や意欲、それから学級の状態等を把握するアンケートに加え、自尊感情のアンケートと、御紹介ありました児童精神科医の方が作成されました健康症状チェック表の三つを併せて活用しております。

このうち健康症状チェック表には、不安な気持ちや抑鬱の状態など機微な内容の設問もあり、メンタルヘルスの専門医が教員への研修やサポートを行っているとのこと。アンケート後は、専門医が児童生徒一人ひとりについてきめ細かく分析し、教員へアドバイスするとともに、必要に応じて児童生徒や保護者と面談するなどの対応がなされています。

メンタル不調を早期に把握し対応することは非常に大切であり、現在実施している津市教育委員会での成果や課題、さらには専門医との連携など必要な体制を確認して、そうしたことも併せて、他の市町教育委員会に取組を紹介したいと思っております。

それから、県教育委員会では来年度、一つの中学校区をモデルに、スクリーニングの手法を用いまして、児童生徒一人ひとりの遅刻や身だしなみ、言葉遣い、友人関係など、学校での様子と家庭状況などを統一した基準で整理し、ケース会議で潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を把握し、組織的に支援する取組を新たに行います。

今後も、子どもたちのサインを早期に受け止め、適切な支援が行えるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

次の質問に移らずとも比較的好意的な回答いただいたとっておりますが、一応予定がありますので、次の質問も加えて質問させていただきたいと思えます。

例えば逆境的小児体験によってトラウマを抱えている場合、問題行動であったり、情緒の不安定といった形で表れます。ほかの人には取るに足らない出来事が、トラウマ記憶をフラッシュバックさせることがあります。

その結果、周りの人の目には、当事者が突然、発作のように暴力的になったり、攻撃的になったように映ります。このような行為が理解されないまま続けば、周りの子どもたちとの関係を悪化し、当事者は阻害され、孤立化していきます。

ここで安易にカウンセリングを行うと、またトラウマ記憶を思い出させる可能性があり、状況を悪化させることとなります。丁寧にトラウマの原因を探し当て、これを除去する必要があります。これはインフォームドケアに慣れた児童精神科医の診断が不可欠だということです。

当事者の子どもの置かれている環境の改善のため、福祉的手段も併せて講じる必要があります。これは提言2に書かれている不適切な養育に陥りやすい家庭が、地域で安心・安全に生活するための支援の拡充の提案の内容そのものです。先ほど教育長からお話いただいた津市の事例も、そこに当たるのではないかと思います。

あるいは発達障がいや軽度の知的障がいが原因で、学校での対人関係に課題を抱えるケースがあります。おおむね小学校高学年ぐらいに課題が表面化し、疎外され、孤立感を感じるようになります。場合によってははじめに発展することもあり、これも子どものメンタルヘルスを二次的に侵害する要因になります。

対人関係に問題があり疎外感を感じ、学校から遠のいてしまっている場合、本人にとっては安全地帯に退避しているわけで、助けが必要だと考えていません。ニーズがないため、主体的にスクールカウンセラーに相談することは少なく、保護者だけが困っている状況です。

助けを求めている当事者にリーチすることは容易ではありません。ひきこもりの25%が不登校を経験しているという調査結果もあり、不登校を防ぐことが、県が取組を進めているひきこもりを未然に防ぐことにもつながります。

現在、先ほどもお話がありましたが、スクールカウンセラーの数は決して足りているとは言えないことは、周知の事実です。

そして、そこでまず、教育長にお尋ねします。

対応すべき児童がいた場合、課題が顕在化する前に判断し、適切な関係を先に整えていただくことが有効だと考えます。児童のメンタルヘルスを保つことは、クラスのメンタルヘルスを保つことにもつながり、当然、教員のメンタルヘルスも保ち、学力の引上げにもつながります。子どものメンタルヘルスを保つことを目的に、専門的知見を教育現場に反映するため、先ほどお話ししていただいた津市のように、有識者を学校に派遣することは有益だと考えるが、学校側として受け入れる意向があるかお尋ねいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校への、例えば児童精神科の専門家の派遣などについての考え方について、御答弁申し上げます。

児童生徒の心理的、精神的な課題は、学校だけでは解決することは困難であり、医療や保健、福祉分野の専門機関の協力・支援が必要です。

県教育委員会では、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する方をスクールソーシャルワーカーとして任用し、対象児童生徒の気になる状況や家庭環境などを踏まえ、アセスメントを行い、支援計画を立て、場合によっては医療や福祉などの支援につなげています。

こうした中で、医療機関につながるまでの間、専門家による助言などがあれば、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者への有効な支援になると考えているところです。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

それでは、子どものメンタルヘルスを保つ施策に関して、先ほどの梅本医師から四つの点を伺いました。

不登校、ひきこもり、成人の健康被害、自殺、さらには巻き込み型の自殺と言われる大量殺人のような課題を未然に防ぐことにつながることにとても重要だと。

予防は早ければ早いほど医療経済的に有利であることは、児童精神科の分野では分かっていると。教育委員会だけではなく、子ども・福祉部、医療保健部と連携を図り、幼保、こども園、小中高、特支と一貫して対応していくことが大切であると。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の制定の後、国では、子ども基本法の制定に向けて議論が出ているが、三重県が率先して安心して教育を受けられるという子どもの権利推進県というモデルになるよう期待しているというお話を伺いました。

それでは、質問します。

子ども・福祉部として、先ほど教育委員会のほうでは好意的に受け止めるという答弁をいただきましたけれども、課題を抱える可能性がある子どもたちを課題が発生する前から察知し、子どものメンタルヘルスを健康に保ち、教育環境や家庭環境からリスク因子を除去するための施策を実行するため、



子ども・福祉部として、学校に専門的知見を有した有識者を派遣するなど、財政的に教育委員会と協力して施策を講じていくことが可能かお伺いします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） それでは、子どもの精神保健分野等におけます専門家の学校への派遣ということで御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

ストレスなどを抱えて心身に影響を受けるおそれのある子どもへの対応につきましては、福祉・保健・教育・医療など多様な分野が専門性を発揮して、そうした子どもを早期に発見して、早期に支援を行うということが重要であると、これは先ほど議員から御紹介いただきましたけれども、令和2年度のCDR事業の提言の中にも指摘されているところでございます。

子ども・福祉部といたしましても、専門性を生かして学校現場と連携して、子どもたちを支援する役割があると考えております。

議員もおっしゃっていただきましたように、子ども・福祉部には、子ども心身発達医療センターにおける児童精神科医や精神保健福祉士、また、児童相談所における児童福祉司や児童心理司といったように、養育環境に課題を抱える子どもへの対応に対して知識や経験を持つ職員など、高い専門性を備えた人材を有しているというところでございます。

現状で、発達障がいや児童虐待に関する支援ニーズが高まっております中、こうした専門職はそれぞれの機関で対応の中心となっているということもございまして、直ちに学校現場へ派遣するということには困難なところもあるかと考えてはおりますけれども、これまでも、発達障がい支援を専門に行うアドバイザーの養成研修に教員枠を確保させていただきましたり、あるいは、課題を抱える子どもへの対応を学校等で議論する個別ケース会議への児童相談所職員の参加ですとか、学校現場での子どもへの対応につきましては連携を進めてきたところでございます。

今後も引き続き、こうした取組を進めながら、教育現場において、医療や福祉等の専門家によるさらなる助言や支援等の求めがあれば、できる限り積

極的に協力していきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

政策提言も出たことですし、先ほど教育長のほうからも、支援はありがたいということでしたので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

子どものメンタルヘルスを低下させる要因の一つに、寝不足があります。睡眠時間をしっかり確保することはとても大事であること、日本の子どもたちは、ほかの国の子どもたちよりも睡眠時間が少ないことは、既に把握済みです。また、日本の成人も睡眠時間がとても少ないことも既知の事実です。

子どもの睡眠時間を奪っている大きな原因の一つが、スマートフォンやゲームから発せられているブルーライトであって、睡眠の質を低下させていることも分かっています。

昨年の学力・学習調査の結果、三重県の子どもたちは他県に比べてゲームの時間が長いことも分かりました。また、国語の表現力など特定の分野の正答率が低いことも把握されており、報告書の冒頭にも書かれています。

小児科医学会でも、このゲームと国語の正答率に関連があることを指摘して、懸念を示しています。

まず、子どものゲームやスマートフォンの使用に関して保護者への啓発がどのように行われているか、子どもの睡眠時間の確保の重要性をどのように伝えているか、また、教員を含めた大人がそもそも睡眠を軽視している傾向があり、教員及び職員に対して睡眠の確保のため、どのような啓発を行っているかお伺いします。よろしくお願ひします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 子どものゲームやスマートフォンへの依存、それに伴う睡眠不足への対応、さらには、教員に対する睡眠の重要性についての啓発について、お答えいたします。

まず、睡眠についての学習や啓発です。

児童生徒は、小学校の保健、中学校の保健体育の授業で、睡眠が不足する

と抵抗力が低下して病気にかかりやすくなったり、心の健康を損なったりすることや、睡眠の効果として、骨や筋肉などの発育や心身の疲労の回復、免疫力が高まることなど睡眠の重要性について学習をしております。

また、学校では、県教育委員会が作成いたしました生活習慣・読書習慣チェックシートや、学校独自の保護者向けのアンケートを活用し、早寝早起きや食習慣など、児童生徒の家庭における生活習慣の確立に取り組んでいます。

ゲームやスマートフォンへの依存に関しましては、市町で、端末を持つ際の統一したルールを作成して家庭に呼びかけたり、ネット依存の専門家の講演会を学校で開催するなど、そうした様々な取組が行われております。

県教育委員会でも、児童生徒がゲームやスマートフォンの計画的な使用などを話し合い、考えることで情報モラルを身につけ、インターネットの適切な利用ができるよう、児童生徒用教材と教員用指導書を現在作成しており、来年度から活用をいたします。

教職員に対しましては、毎年度実施しております健康診断結果の通知に合わせて、全教職員に配付する健康や福利厚生などを伝える広報誌において、適切な睡眠時間を取ることの重要性や睡眠の取り方などを啓発しています。

今後も、児童生徒の健全な成長と教職員が心身ともに健康な状態で仕事に臨むことができますよう、睡眠の重要性について広報誌における特集記事の掲載など、啓発の充実に努めてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

残りの提言二つなんですが、比較的、これは対策が簡単なものだと思います。

提言3では、子どもが川で安全な環境の下で水遊びをするための支援の強化として、具体的に指摘があります。うち四つは、教育現場での対応を求めています。

先般、総括的質疑で、石垣議員がライフジャケットの使用に関してお伺い

をしていますが、ちょっとはしよりますけれども、答弁を聞く限りは、基本的には、防災面に関してライフジャケットを保有しているところが、津波や河川氾濫の懸念がある学校であって、そこで防災訓練としてやっている。すなわち、ライフジャケットを着て水難事故を防ぐための教育を怠っているとは、とてもちょっと思えるような答弁ではありませんでした。

今回、CDRで出てきている水難事故は、小学生の1人遊びです。その場で防ぐことは、子ども本人がライフジャケットが必要だという刷り込みをされていない限り、防ぐことはできないと思います。

飲んだら乗るなという標語、我々、何回耳にしたと思いますか。繰り返して聞くことで初めて意識づけができると思います。なので、毎年夏になったら1回はライフジャケットを着て水に入るという教育が必要だと考えます。

そこで、全県一律では難しいかもしれないですけども、手挙げ方式でやりたいところを募るということも一つ、手ではないかと思しますので、今後、希望を調査していただけないかと思いますが、よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

**○教育長（木平芳定）** ライフジャケットの活用に関して御答弁申し上げます。

まず、小学校の水泳の授業では、クロールと平泳ぎに加えて、安全確保につながる運動が学習指導要領に新たに示されましたことから、服を着たまま水に落ちた場合の対処の仕方についても取り扱っております。

ライフジャケットの有用性と着用方法を知ることが、水辺の危険を予測・回避し、事故から身を守ることに繋がります。

県教育委員会では、毎年5月に、市町教育委員会に水泳などの事故防止を通知しており、昨年5月には、ライフジャケット着用の仕方を学べる海上保安庁や民間団体のホームページも紹介をいたしました。

次の本年5月の通知の際には、これらに加え、昨年10月に調査いたしましたライフジャケットを保有し、水辺で活動するときや学校での訓練で使用している市町の事例を紹介するとともに、ライフジャケット活用の市町の考え方も確認したいと考えます。

子どもたちが安全・安心を確保しながら水辺に親しむことができるよう、引き続き、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 提言1番目に移ります。寝返りによって親が子どもを窒息死させるという事例が報告されており、これに関する提言です。

不慮の事故で、ゼロ歳児ですが、8割が窒息死であって、そのうち就寝時の窒息が32%ということが、提言書に書かれています。

令和2年度の提言書では、周知徹底や啓発といったことまでしか言及されていませんが、どうも本年度に関しては、ベッドインベットの寄贈ということを書かれるようだと聞いています。

ベッドインベット、ベッドの中にもう一つ小さなベッドを入れて、その中に子どもを寝かせるということですが、安価なもの、5000円ぐらいで売っています。直接、それを送りつけることこそが、何よりも具体的な効果、啓発の効果だと先生方はおっしゃられています。

三重県の出生数1万1690人、5000円のベッドインベット、基礎自治体と折半して2500円、単純に掛け算すると2922万円、おおむね47%が第1子だとすると1373万円、出生届と連動してスケールメリットを出せば、年間1000万円ほどで乳児の不慮の事故を防ぐことができ、過ちによって自分の子どもを殺してしまったという耐え難い苦痛を経験する親を減らすことができると思います。決して高くないと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） ベッドインベットの公費による提供について検討してはどうかという御質問でございました。

昨年度のCDR事業におきましても、睡眠中における乳幼児の突然死のリスクを減らすためには、添い寝しないことが効果があるというような報告をいただいているところでございます。

このことから、生まれて間もない乳児向けのベッドインベットの活用は、

子どもの突然死リスクの低減には効果があるものと考えておりますが、今後、市町の母子保健担当者を通じまして、乳児がいる家庭への周知を進め、この使い方ですとか使用効果について十分理解していただいた上で、ベッドインベッドの活用も一つの方法といたしまして、より長く利用できるベビーベッドなどの方法や負担の在り方も含めまして、子どもの安全な睡眠環境を確保するための効果的な支援策を検討してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） いずれの四つの提言も結果が求められていると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

最後に移ります。

ライフプラン教育ということなんですが、（パネルを示す）これを見ていただけるといいんですけども、生活の質に関する調査というのを国がやっています。

かなりはしよるんですが、配偶者がいる場合と未婚である場合と、明らかに幸福度、青いほうが幸福やと、こっち、青い部分、男性、女性です、高い結果が出ています。また、どれだけ頻繁に会っているかという、配偶者に関してですけども、頻繁に会っているほうが幸福度が高いという数字が出ています。

それで、子どもの子育てに関する経験ですが、（パネルを示す）子育てが楽しかった、非常に楽しかったというのが色の濃いところ、それがあんまりどうでもいい、今はあんまり関係ない、一番下が、つらかったというところ。これ、全体の6%です。

幸福を感じる人たちは、基本的に子育てが楽しかった、あるいは常に楽しかったと考えている人たちだということが、この数字で分かります。

次のパネルは飛ばします。

先ほどの資料から、配偶者がおり、その関係が良好で、子育てにおいて満足度の高いほど幸福であるということが明確に示されています。

ちなみに、10代、20代の子育てが常に楽しい、あるいは楽しいと答えた人

たちの割合が、ほかの世代に比べて少ないわけですが、子どもが小さいほうが子育てが大変だということが表れていると思われませんが、夫婦が協力して子どもを育て、大変な時期を乗り越えていくことこそが重要なだろうと考えます。

さて、学習指導要領を見ると、中学校の保健のところ、1年生、心身の機能と発達、心の健康というところに、身体の機能と発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすることと書いています。

身体の成熟とともに性衝動が生じたり、異性への関心が高まるので、異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となると、抑圧をしなさいというような感じに受け止めることができるんです。

3年生になると、性感染症に関する教育と書かれていて、発生源をなくすと書いてあります。筆頭に、性的接触をしないという記述がある。つまり、抑圧するということです。その次に避妊具の使用。

高校生になって、やっと保健体育課で、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱おうと。責任感を涵養、つまり養うこと、異性を尊重する態度が必要と書かれて、解説に、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解し、家族計画の意義、人工妊娠中絶への心身への影響という記述があって、性と妊娠、出産、そして家庭ということに関連づけて教えていくことが、高校生になってやっと教えられるということが分かります。

避妊具を使用することで、人工的に妊娠を回避することができることは事実ですが、本質的に性行為によって人は子を宿すわけで、その現実を理解した上で子どもを生育する環境を整え、妊娠し、出産し、生育することが高校の学習指導要領に書かれている養うべき責任、親の子に対する責任だと考えます。

また、男女相互にその現実を理解し、妊娠、出産、育児への役割を担っていく心構えこそが教えられるべき異性への尊重なのではないかと考えます。

県の子ども・福祉部が作っている（パネルを示す）ライフプラン教育のウェブページからの抜粋です。56.87%が、いずれ子どもが欲しいと回答し

ていて、26.12%が分からない、明確にいいえと言ったのが17.01%、この分からないを案分しました。そうすると、77%が子どもを望んでいます。（パネルを示す）23%が明確に要らないと言っているということです。77%が子どもを持ちたいといずれは考えているということであれば、いかにすれば幸せな子育てができるかということを教えていくことは重要だと考えます。

平成29年3月に公開された男女共同参画会議の男性の暮らし方・意識の改革に関する専門家委員会の報告では、男性の育児、家事への参加が少子化対策で有効であって、第2子以降の子が多く生まれているということが分かり、女性の負担が軽減されて、夫婦の満足度の向上を通じて、子どもを産み育てていくことに意欲が高まると書かれています。

次に、面白いのが、シカゴ大学の社会学、山口一男教授の論文です。会話を通じた妻と夫の悩みや楽しいことの共有度は、出世意欲に強く影響する。妻と夫の心理的共有体験度は出世意欲を高めると、夫が自分の悩みや楽しいことを妻と共有するのではなく、妻が自分の悩みや楽しいことを話すこと、夫が受け止めていると妻が認識しているか否かが問題である。つまり、あなた聞いているんですかというのは駄目だということです。

夫の家事分担と育児分担は有意義な影響はなかったというのも、少し面白いところなのですが、さきに取り上げた配偶者との接触の頻度が多いほど幸福感が高いという結果と一致するんです。

逆に、夫婦間の関係がうまくいかなかった場合、あるいは子どもを産むことの準備ができていない男女が子どもを妊娠したときにどうなるのか。労働政策研究・研修機構のつくったシングルマザーの幸福度、健康と経済的ウェルビーイングという論文では、日本の母子世帯のほとんどは離婚によるものであって、結婚しているカップルの3組に1組が離婚していて、日本のシングルマザーは高就職率低収入であって、離別した父親から養育費を受けているシングルマザーは2割に満たないと。シングルマザーの厳しい経済状況は、彼女たちの精神的健康を低下させる要因の一つであって、全離婚の件数の6割に未成年の子どもがおり、その8割以上で母親が全児の親権を持っている



と書かれています。

そして、令和3年8月に公表された、子どもの虐待による死亡事例等の検証結果などについて、第17次報告には、ネグレクトが虐待の死因となっていた子どもたちの妊娠期、周産期の母体側の問題として、予期しない妊娠、計画していない妊娠が一番で36.7%、母子健康手帳の未発行が30.2%、若者、10代の妊娠が22.6%の順で高かったと。ゼロ日児、生まれた瞬間に死亡している事例は、母子健康手帳の未発行が78.8%、次いで、予期していない妊娠、計画していない妊娠63.5%、若者、10代妊娠が28.8%という順に出ています。

三重県の電話相談の相談員によると、去年、LINEで160件、電話で200件の相談があって、半数以上が10代、LINEでほぼ全員が10代だったと。あまりにも稚拙な性に対する知識しか持っておらず、そのことが原因で妊娠をしている。現場の方々、冊子を作った産科医からは、もっと早い段階から、性と家庭、家族計画における男性と女性の考え方、正しい知識を今以上にしっかりと教えていく必要があるという切実な意見をいただいています。

以上のことから、子どもたちに単に性感染症の予防や避妊の必要性だけではなく、男性、女性のそれぞれの役割及び相互に責任を持つこと、いかに家庭を築いていくべきか、正しい知識と責任ある行動こそが自分たちの未来を幸せな夫婦生活、楽しい子育て環境をつくることにつながるということを教えるべきだと考えます。

そして、この取組は少子化にとっても有意義であり、望まない妊娠による児童虐待及び虐待死、あるいは離婚から来る貧困、ストレスといった不適切な養育環境から子どもを守ることもつながります。

幸い、中学校の学習指導要領の特別活動の解説の中に、友情と恋愛と結婚などについて題材を設定し、講話を聞くという提案がなされています。

学習指導要領にも一定根拠があることから、子ども・福祉部が作成して提供している（実物を示す）思春期のみんなに考えてほしいライフプランという中学生向けの冊子を今以上に活用し、中学生にも家庭の在り方と人生設計を積極的に教えるべきだと考えますが、現在までの取組状況とこれから拡充

していく考えがあるかどうか、教育長にお伺いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御紹介のありましたパンフレットの活用状況と今後のさらなる活用についてということで、御答弁申し上げます。

まず、パンフレットの活用状況ですけれども、御紹介のありましたパンフレットは、中学生を対象に命の大切さ、妊娠・出産について正しい知識を持つこと、それから妊娠の適齢期などを知るために作成され、希望する学校が配付を受け、活用しております。

令和3年度は、県内の公立中学校28校でパンフレットを用いた学習が行われております。その場面を保健体育科の授業や総合的な学習の時間などで活用がされているところです。

それから、そのパンフレットのさらなる活用についてということでございます。

そのパンフレットにつきましては、三重県産婦人科医会が執筆、編集されており、活用している中学校では、産婦人科医等を講師に招き、体の変化について学んだり、相手を尊重する態度を学んだりする講演会を実施するときの資料として多く使われているという状況です。

身体の発育発達や性に関する指導は、学習指導要領に基づき、生徒の発達段階を踏まえ、保護者の理解を得るなどして行われております。

このパンフレットについて、希望する中学校が適切に活用できるよう、市町教育委員会の健康教育担当者が集まる会議などの機会に、パンフレットの紹介に加え、既に取り組みされている中学校での活用の仕方も含めて紹介することを考えてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

切実な相談員の声や産科医の見解をぜひ共有いただいて、拡充いただければと思います。

最後、藤堂高虎の遺訓二百ヶ条を以前にもお伝えしたと思いますが、93条、

1節だけお伝えします。

自分の女房に情けなく当たる者がいる。大いに道が違っていることである。  
以上で質問を終わります。(拍手)

## 休 憩

○副議長(稲垣昭義) 暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時30分開議

## 開 議

○議長(青木謙順) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長(青木謙順) 県政に対する質問を継続いたします。40番 舟橋裕幸議員。

[40番 舟橋裕幸議員登壇・拍手]

○40番(舟橋裕幸) 新政みえ、津市選挙区選出の舟橋裕幸でございます。一般質問もいよいよ最終日、そして一番最後、大トリを務めさせていただきます。なんか毎回大トリやっておるような気がするんですけども、それも今回は5人目というおまけみたいな状態で登壇させていただくことになりました。お疲れでしょうけれども、少々お付き合いのほどお願いしたいと思います。

前回の代表質問のときは、眼鏡を忘れましたが、今日はちゃんと持ってきましたので、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策について、まずお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策のまん延防止等重点措置が6日に解除されました。しかし、次は、感染率が高く重症化しやすいと言われるオミクロン

株B A. 2の感染拡大が心配されています。ならば、平時に有事のことを考えておくことが大切であり、台風が来てから屋根を修理しても遅いわけでありますから、過去の反省を踏まえて、今後の対策を、今、強化しなければなりません。

そこで、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、幾つかお伺いします。

まず、3回目のワクチン接種状況について、お伺いします。

全国知事会をはじめ、多くの機会を通じ、知事もワクチンの確保に御努力いただいていることには敬意を表します。また、ワクチン・物資支援プロジェクトチームを新設し、ワクチン接種の積極的推進に向けた決意もうかがわれます。

県も3月5日より、大規模集団接種会場を県下3か所に開設しました。しかし、3回目のワクチン接種が始まり2か月余が経過しましたが、思うように進展していません。政府は、2月中に医療従事者や高齢者は接種を完了させると言っていましたが、大幅に遅れています。高齢者である私も、ようやく2月24日に接種券が届き、3月19日にモデルナで接種できることになりました。また、人気のファイザーが不足ぎみで、モデルナ中心の接種状況であったり、職域接種の準備状況も2回目の70%程度しか予定していないとの報道があります。3月7日付の三重県の3回目接種率は23.9%と低調です。

そこで、接種率が低調な理由は、ワクチンの資材不足なのか、会場不足なのか、県民の意識なのか、どのようにお考えでしょう。加えて、県下の医療従事者や高齢者は、どの程度接種が進んでいるのでしょうか。また、県下のワクチンの需要と供給の実態及び今後の接種の進捗に向けた展望について、お伺いします。

次に、高齢者に対する医療提供体制についてお伺いします。

今回の新型コロナウイルス感染症第6波の特徴は、先ほども申し上げましたが、当初、感染力が非常に高いけれども重症化しないと言われていました。初期は行動的な若者が感染者の多数を占めていましたが、今は高齢者や子ど

もたちが多数感染しています。加えて、高齢者は新型コロナウイルス感染症による肺炎での死亡より、高齢者が既に持っている基礎疾患が新型コロナウイルス感染をきっかけとして重症化し死亡する傾向があり、高齢者の死者数が最多のペースで増えています。

こうした中、宿泊療養施設の利用率は3月7日現在17.4%であり、臨時応急処置施設10床は、ほとんど使われていません。利用率が低いことは結構なことです。しかし、ハードルが高くて利用できないのであれば、問題です。

宿泊療養施設に関しては、65歳までという年齢制限がありました。先月、75歳まで改善されました。介護の必要のない高齢感染者もみえます。年齢制限を撤廃してはと考えますがお考えをお伺いします。

また、臨時応急処置施設については、酸素ステーション的機能で設置された経過があります。しかし、このたびの新型コロナウイルス感染症第6波は、肺炎よりも基礎疾患対応が求められます。酸素供給ではなく、基礎疾患にも対応できる点滴治療も可能な施設とすべきではないでしょうか。命を守る、高齢者の死亡を減少させる、そういうためにも必要と考えますが、お考えをお伺いします。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、ワクチン、宿泊療養施設、それから臨時応急処置施設について、お答えさせていただきます。

まず、ワクチンでございます。

ワクチンの3回目接種につきましては、令和3年12月から2回目接種の時期が早かった医療従事者への接種が始まり、その後、高齢者施設等の入所者や従事者、その他の高齢者の接種、それから64歳以下の方と順次進められております。

本県の接種率につきましては、昨日の3月8日時点では、全年代で25.7%、それから65歳以上の高齢者が63.3%となっております。全国平均では、全年代では26.7%、高齢者では64.7%となっております、全年代では1.0が

イント、高齢者では1.4ポイントと低くはなっております。しかしながら、1、2回目の接種が全国平均を上回っているということから、今後、接種が進んでいくことで全国平均を上回るものと考えております。

ワクチンにつきましては、3回目接種の対象者約142万8000人に対しまして、約163万回分が4月末までに供給されることとなっております。内訳は、ファイザーが約53%、モデルナが約47%となっております。このように、国からはワクチンが十分供給され、市町においては、接種体制の確保や接種券の発送などに取り組んでいただいております。

県においても、市町を支援するために1月30日から集団接種会場を四日市市、津市、伊勢市に開設しており、ワクチンの種類を問わなければ接種を受けていただける環境は十分に整っているものと考えております。一方で、1、2回目接種がファイザー社ワクチンであった方の割合が非常に多いということから、同じワクチンでの3回目接種を希望して、現時点で予約に慎重な方が一定数いるものと思われ、このことが接種率に影響を及ぼしている可能性があるとも考えております。

県といたしましても、3回目接種を促進するために、県民の皆さんに1、2回目とは異なるワクチンを接種する交互接種の効果と安全性について理解を深めていただけるよう、引き続き市町とも連携して広く啓発に取り組みたいと考えております。

また、3月1日からは、65歳以上の高齢者及び妊婦とその同居家族について接種券が届いていなくても2回目接種後6か月以上経過していれば、予約を受け付けることとし、3月4日からはその対象を2回目接種後6か月以上経過した18歳以上の全ての方に拡大して、接種機会のさらなる提供に努めております。加えて、今月からは企業等における職域接種も本格的に始まるということから、今後さらに接種が促進されるものと考えております。

続きまして、宿泊療養施設、それから臨時応急処置施設についてお答えいたしたいと思っております。

まず、宿泊療養施設に係る入所対象者につきましては、無症状、軽症者を

原則としてきましたが、第6波における急激な感染拡大に対応するため、中等症Ⅰ、または重症化リスクの高い患者など健康観察の優先度が高い患者を中心として運用するとともに、入所の年齢上限を御指摘のとおり65歳未満から75歳以下に2月1日から引き上げたところです。なお、実際の入所に当たっては、年齢だけではなくて、医療的な観点から患者の症状などを総合的に判断して、新型コロナウイルス感染症医療調整本部と共に調整の上で決定しておりますので、これまでに89歳の方が入所した例もございます。

今後とも、宿泊療養施設のさらなる活用を図るために、入所基準については適切な療養が提供できるということを前提に、引き続き、年齢もそうであれば、状態を見て柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また一方で、第5波においては、救急搬送が増大するとともに、酸素投与を必要とする中等症Ⅱの患者が速やかに入院できず、自宅療養をせざるを得ない状況となりました。このため、第6波の備えといたしまして、入院待機者を一時的に受け入れ、一定の医療的な処置として酸素投与のほか、水分やエネルギーの補給、解熱等を目的とした薬剤の点滴、内服薬の投与も行うことができる臨時応急処置施設を設置することとし、対応ができる医療機関に限られる夜間に一時的に受け入れ、翌日には速やかに正式な療養先の調整を行うという体制を取ることといたしております。

この第6波においては、入院調整を一元化し、県内の病床使用率の平準化も図っており、また現状では、各地域における救急医療の体制も維持できていることから、現状においては、臨時応急処置施設の受入れは多くはない状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症入院患者の受入れ病院のバックアップとして、酸素投与等必要とする患者を夜間に受け入れられる病床を一定数確保していくことは必要不可欠であると考えておまして、これがあることによって、円滑な入院調整や入院患者受入れ病院が安心して患者に向き合っていただくということにもつながっていることから、引き続き現在の運用を維持していきたいと考えております。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 聞いていました話よりは、少し柔軟に対応いただいているのかなと思います。やっぱり限られた医療資源ですから、柔軟に対応できるような体制を常に意識として持っておっていただきたいなと思います。

ワクチンについてですけれども、知事もマスコミなんかを通じて、ワクチン接種が最大の感染拡大の防止だということを声高に言ってみえます。ただ、副反応が怖いわと言って、受けへん人が結構見られるのも事実であります。そのギャップを埋めるためにも、やっぱりしっかりとした情報提供をしていただくこと、安全ですということが一つ。もう一つ、川口議員が言いましたが、後遺症の問題は副反応も含めてきちんとした医療体制がありますよということを皆さんに周知していただく、そういうことがワクチン接種のアクセルになるんじゃないかなと思いますので、そういう努力もしていただきたいなと要望しておきます。

次に、保健所の充実についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の最大の課題は、感染者が非常に多いことです。感染者の増大により、自宅待機者がうなぎ登りとなり、自宅療養者へのフォローアップで保健所は混乱を極めています。従来に比べ、自宅療養フォローアップセンターが設置されたり、派遣労働者や保健所以外からの県職員の応援、会計年度職員の採用など対策は取られていますが、正規職員以外は勤務条件の制限があり、その日の積み残した患者への対応は、保健所職員が手分けして夜遅くまで、土日関係なく電話している現状であります。また、県職員の応援派遣期間は2週間が基本で、レクと引継ぎを考えますと実質10日程度となります。

そこで、保健所の業務改善に向け、3点、お伺いします。

第1点目は、保健師の増員です。

新年度に向けた組織定数の提案において、児童相談所の増員については報告を受けましたが、昨年来、私も含め多くの議員が求めてきた保健師の増員の報告はありませんでした。本年4月に向けた採用計画において、退職者を上回る合格者を出していただきましたが、様々な事情により大幅増員できな



いと伺っています。ならば、来年の令和5年度に向けた保健師の増員について、お考えをお伺いします。

2点目は、県職員の派遣応援の期間についてです。先ほど申し上げましたとおり、2週間は非常に非効率的であります。派遣元も大変だとは思いますが、せめて1か月間の派遣を検討してはいかがでしょうか、お伺いします。

最後に、保健所のDXの推進です。コロナ禍で保健所が大混乱のとき、書類が山のように積まれ、手書き、パソコン入力、ファクス、電話とまるで昭和の時代のオフィスです。国が作成したソフト、HER-SYSは、重くて使い勝手が悪いとのこと。県は、第3次県行財政改革取組の進捗状況報告において、デジタル技術を積極的に活用して業務の生産性向上と正確性を確保するとあります。鈴木知事鳴り物入りで設置されたデジタル社会推進局は、保健所業務のデジタル化や生産性向上にどのように貢献でき、今後どのような対策を講じていくのか、お伺いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） まずは、私から応援派遣の期間の2週間のことについて、御説明をさせていただきます。

まずは、職員のいわゆる新型コロナウイルス感染症対策応援の現状について、少し御説明させていただきます。

職員による保健所への応援派遣につきましては、昨年末に第6波に備えて作成いたしました派遣者リストに基づいて、各保健所管内の感染者数の状況に応じまして、現在、全庁職員による派遣を行っているところでございます。

保健所以外の業務の応援要請に対しましても、例えば、宿泊療養施設の設置・運営ですとか、あるいは県内飲食店の見回りとか、こういった部分についても全庁での派遣協力を行っているところでございます。こういうふうな状況の中、保健所の応援期間については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の先行きが見えず、長期化していくおそれがある中、引き続き多くの人数を持続的に派遣しながら、一方では、派遣元の負担も極力減らしていくということもありますので、やっぱり派遣する期間としては、2週間が限度な

のかなど、こんなふうに思っております、現状も派遣元で業務調整を行いながら、派遣を続けている状況でございます。

一方、応援に関しましては、前後の派遣者で応援期間の重なりを設けながら、応援職員間でのOJTを行うとともに、ウェブ研修による保健所業務についての基本知識の習得ですとか、業務マニュアルの事前配付、こういったものに努めておりまして、なるべくスムーズに応援業務へ入れるよう、引き続き必要な準備体制を整えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（加太竜一）** 私のほうでは、保健師の増員について御答弁申し上げます。

まず、令和4年度に向けた状況でございますが、本県においては、今年度に定年退職を迎える保健師はおりません。そこで、保健師の増員を図るために、定年退職はございませんが、積極的な新規採用に取り組んだ結果、新年度に保健師は純増となる予定でございます。加えて、令和5年度に向けても、令和5年度も定年退職を迎える予定の保健師はおりませんので、こうしたタイミングを好機と捉え、引き続き積極的な採用に取り組んで、保健師のさらなる増員を図っていききたいと考えてございます。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通じて蓄積された専門職としての経験・知見・ノウハウを次世代に途切れることなく継承していただくことが重要であるとも考えており、短期的な視点だけではなく、長期的な視点にも立ちながら、今後も計画的、継続的な保健師の採用及び人材育成に努めてまいりたいと考えてございます。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

**○デジタル社会推進局長（三宅恒之）** デジタル社会推進局における支援ということでお答えさせていただきます。

デジタル社会推進局といたしましても、感染症対策に係る業務の支援を行っていくことは大変重要と考えておりまして、これまでAI音声技術を用

いたワクチン接種に係る夜間コールセンター取組であったり、新型コロナウイルス感染症対策本部や宿泊療養施設におけるネットワーク環境の整備やビジネスチャットなどのデジタルツールの導入ということで御支援を行ってきたところでございます。

保健所の業務につきましては、津保健所におきまして、濃厚接触者対応業務の改善を支援いたしました。当該業務では、応援職員にとりまして、業務の全体概要が把握しづらく、自分の業務範囲をつかむのに時間を要するとともに、保健所のほうでも応援職員への業務の説明に時間を割かざるを得ないというような状況でございました。それから、また陽性者データのほうも手入力しておりまして、データ作成に時間を要するという課題がございました。このため、業務フローを作成しまして、業務の全体概要と各職員の業務範囲を可視化しまして、職員間の連携や業務引継ぎを円滑にできるようにしたほか、データ転記等の自動化であったり、AI OCRを活用して、手書きの調査票をデータ化して手入力を減らすなど作業の効率化を行いました。このほか、鈴鹿保健所のほうでは、一部の文書事務の処理におきまして、RPAを導入しまして自動処理できるように支援したところでございます。

今回の支援では、AI OCRの活用によりまして、データ入力に係る作業時間が軽減されたということで、保健所の職員のほうからは、重複作業等の無駄を省くことができた、作業効率が上がったという声をいただいております。

一方で、医療保健部のほうに各保健所の状況を聞いたところ、保健所業務は、各地域の事情によって関係機関との連携の手順等が異なるということで、こうした取組を直ちに他の保健所のほうに展開できるということは難しいというようなことでございました。また、業務改善を行う場合は、一時的には現場の負担が増加するため、それぞれの現場の状況に応じて進める必要があると考えてございます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、国の対応方針は随時変化しておりまして、業務フローの変更や読み取り項目の加除への対応など継

続して改善に取り組む必要もあることから、今後も引き続きまして医療保健部と連携して、現場の声を聴きながら保健所業務の支援に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 総務部長、加太部長は頑張って取りに行くと言っていますので、あなたが頑張らんと取れませんのでよろしくお願いします。

単純労務は、短い期間でもいいと思うんです。ただ、電話で相手をするのは、やっぱり保健所のベテランの人から聞くと、応援に来た人って微妙な判断がやっぱりずれてくる。基準が明確でないですからね。その人、その人によって違うもので、そこら辺のところで、もうちょっとというやっぱり声があるんですよ。そこらへんも、今ここで2週間を一月にしますと答えをもらおうとは思いませんけれども、少しは柔軟にできるように考えておいていただきたいなと思います。

次、大きくは、本庁舎整備に向けたグランドデザインの策定について、お伺いします。

三重県庁は、昭和39年竣工で既に57年が経過しています。18年前の平成15年に、免震装置を設置する耐震補強を行ったとはいえ、老朽化、狭隘化は避けられず、とても暖かい、DXに対応した、働きやすい執務環境とは言い難い状況であります。また、危機管理を指揮する司令塔としての機能は大丈夫でしょうか。

お隣の岐阜県庁は、三重県より2年遅れの昭和41年竣工であります。来年1月開庁に向け、令和元年より工事に着手し、現在建築中であります。本庁舎を建て替える場合、解体後に現地建て替えという手法は取れません。自ずと別の場所を選定しての建て替えとなります。幸いにして、本庁周辺には、来客用駐車場や元職員グラウンドであった職員・公用車駐車場、旧看護短大跡地など利活用できる候補地があります。

一方、新年度予算において、県警察は科学捜査研究所を吉田山テニスコー

ト跡地へ建て替えに向けた設計費を計上しています。また、防災対策部は災害対策本部オペレーション機能の強化に向けた調査費を計上しています。調査結果によっては、新たな施設を建設し、防災センターを設置することになるかもしれません。加えて、日本赤十字三重県支部の他地移転話や三重県社会福祉会館を県庁周辺へ移転、新築を検討するとの話もあります。さらに隣接の三重県吉田山会館は昭和42年建築、三重県合同ビルは昭和43年建築、三重県勤労者福祉会館は昭和49年建築と早晚建て替えの議論が出てくる可能性があります。つまり、吉田山周辺の県有施設の多くが建て替えの時期に来ていると言えます。こうした流動的な状況の中で、県行政が効率的、効果的に行われ、危機管理を指揮する司令塔としての機能を十分に発揮し、職員の利便性と県民サービスの向上を考慮した核となる本庁舎をどこに建設するかをまず決定し、関連する行政機関や団体の建物をどのように配置するか、また県民が集い、県民に親しまれ、かつ高い行政サービスの実現など考慮した全体的な構想を描く必要があります。それぞれの機関や団体が早いもん勝ちで県庁周辺で整備を行い、まだら模様を呈するのではなく、新たな本庁舎を核とした行政機関の配置を示す本庁周辺の土地利用のランドデザインを今から描くべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

加えて、本庁舎の整備は岐阜県の例に見られるように、4年程度かかります。老朽化、狭隘化した現在の庁舎の建て替えに向けたお考えについても、併せてお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問いただいた内容、併せてお答えさせていただきたいと思います。

私の知事選挙期間中であつたと記憶しておりますけど、舟橋議員から、三重県はお金がないでなと言われたことを記憶しております。

知事に就任にしまして、そのとおりでありました。お金がないので、庁舎を新しくすることはなかなか難しいという感じもあります。

江戸時代の二本松藩、ここに戒石銘というのがあります。藩主の言葉を石

に刻ませたものでありますが、爾の俸爾の禄は、民の膏民の脂なり。おまえのもらう給料は、公務員のもらう給料は、庶民の方々が、県民の方々が出された汗とあぶら、県税であるということでありまして、公的施設が立派なものを、民間企業みたいなインテリジェンスビルを造る必要はないとも思いますが、今の県庁、御指摘いただいたように建築後もう57年が経過しておりまして、ほぼ私の年と同じぐらいであります。ちょっと下であります。周辺施設についても御指摘いただいたように相当の年数が経過をしております。

職員に申し訳ないなと思いますのは、私、知事になりまして、それぞれの職場を回らせていただきました。見ていますと手狭です。また、電気もあの蛍光灯みたいな感じで、スイッチがぶら下がっているという感じで、そんなところで働かせるのは本当に申し訳ないなとも思います。さらには、公的施設は立派なものである必要はないんですけど、いざ災害が起こったときには、そこはヘッドクォーターになりますので、災害対応のオペレーションルームとかシチュエーションルームとか、これは必要になってきます。ところが、57年前にはそんな思想がないので、全くそんな設備がないです。これは、早く何とかしないといけないと思い、その分だけでもということで、御指摘いただいたような防災対策部で、今、調査予算を計上して、来年度から調査するというようにしているところです。

聞くところによりますと岐阜県の庁舎はワンフロア全体が災害対策できるフロアになっていると、非常にうらやましいし、岐阜県民はいいですよと、三重県民に対して申し訳ないなという気もします。高間総務部長にも、何とかせないかんよねという話をしますが、なかなかお金がありません。それは確かに事実なんですね。だけど、いずれ建て替えを検討すべき時期は必ずやってきますので、そのときに御指摘いただいたように、県庁本庁舎だけではなくて、周りの建物も一緒にバランスよく総合的に考えて、どういうふうにやったらうまくいくのかというのを考える必要はあると思っています。担当部局に土地利用について考えてくださいという話をして、現在考えてもらっているところでもあります。

今後、この成果が出てくると思いますので、総合的な検討を進めまして、県民のために役に立つ県庁、あるいはその周辺の建物ということを考えていきたいと考えているところでございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） まあ、考えてもろうておるみたいですので結構な話です。

参考に、今建てています岐阜県庁は、地上21階建て、延べ床面積6万8000平方メートル、三重県庁が2万3000平方メートルですから、ちょうど3倍のフロア面積を持っています。さっき知事がおっしゃって、紹介がありましたけど、5階です。5階に危機管理フロアとして常設の災害対策本部スペース等を確保しています。専用施設として持つのは、全国で8番目だそうです。ただ、建設費は、あそこ議会と別棟ですから、議会棟で80億円ぐらい、本棟で400億円ぐらいかかります。ほとんどが起債と聞いておまして、舟橋議員、借金まみれになりますわという話も岐阜県の職員から聞かされました。

私も津市の人間ですから、随分前に津市の象徴であった三重会館が建て替わりました。百五銀行の本館ビルもきれいになりました。お隣のJAビルも何か近々建て替えるという話もあります。最近、新聞に載りましたが、築60年たったので、中部電力三重支社もとなりました。いよいよ残るは県庁と市役所になるわけです。先ほど、知事がおっしゃったように役所の建物はトップを切って豪華なものを建てる必要は当然ないと思いますし、県民の皆さんにそれは御了解を得られにくいと。ただ、もうぼちぼち順番も来ているんじゃないかなという思いもありますし、県庁を建てるのは正直、1年、すぐ建つわけではありません。やっぱりしっかりとした議論と準備をして、それなりの時期に立て替えていただくようお願いしておきたいなと思います。

3点目、行きます。

河芸町島崎町線の志登茂川架橋についてです。

1995年、平成7年、北川元知事初めての知事選挙において、三重県に新幹線を走らせるという公約がありました。ざわざわとしたのは、その当時を

知っている人です。その陰に隠れていたとはいえ、鈴津道路建設という鈴鹿市から旧津市南部をつなぐ海岸道路の建設をするという公約がありました。北川知事当選後、県庁の中で県内新幹線の可能性調査が行われたり、津市においては、志登茂川と安濃川を一気にまたぐ橋を架けるんだという話を聞かされたりしたのですが、両公約とも断ち切れになってしまいました。ただ、鈴津道路建設においては、その後、都市計画道路河芸町島崎町線の整備促進に引き継がれ、地元でも平成10年に河芸町島崎町線建設促進協議会が発足し、国道23号の交通渋滞解消、地域の産業振興や土地利用の増進、防災、安全性の確保など地域全体の活性化を目指し、活発な活動を行ってきました。

発足当初、県は大変冷たい対応でありましたが、海岸堤防の改修が決まった頃から、津市の努力もあり、県の姿勢も大きく推進にかじを切って、現在に至っています。

余談でありますけれども、堤防改修について触れておきます。私が初当選した頃、伊勢湾台風後の急ごしらえの堤防は老朽化し、堤防内部の空洞化が心配されており、当時、県に対策を求めると、調査して空洞化したところは応急処置を行うという程度の回答でした。ようやく平成24年から4年間で事業費10億円、県内海岸堤防200か所に堤防内空洞や堤防コンクリートのひび割れ箇所に対し、緊急対策を実施するということはしてもらいました。その後、東日本大震災の津波被害が決定的となり、国のふるさと海岸整備事業として海岸堤防の全面大改修となりました。堤防と道路が一部一体的構造になっている河芸町島崎町線にとっては追い風になったわけであります。

話を道路に戻します。この（パネルを示す）資料は県のほうから頂戴したものでございます。河芸町島崎町線9.3キロメートルのうち、旧河芸漁港から白塚漁港までの2.1キロメートルは、志登茂川流域下水道事業で既に整備され、供用開始しています。ここから、ここまで、二つ目のところですよ。それから、白塚漁港以南の志登茂川河口までの2.9キロメートルは二つの工区に分かれ、南側の第2工区の1キロメートルは直轄海岸事業にて、平成28年に堤防改修と一体で整備されました。ここですよ。これが、二つの工区に分か



れています。下のほうだけが整備されたんですということで、下水道事業で整備済みの2.1キロメートルと上のところでは、海岸直轄事業で整備済みの1キロメートル、下から二つ目のところでは、間に道路事業で行う第1工区1.9キロメートルが未整備となっている。真ん中の赤いところが未整備なんです。未整備の第1工区は現在整備中で、本年度、当初1億円余に加え、1月の補正予算にも7100万円が計上されるなど事業を推進していただいておりますので、できるだけ早い早期整備をまず求めておきたいと思います。

そして、本年度、ようやく街路事業の予算で、4000万円が計上され、志登茂川架橋に向けた事業化に着手いただくことになりました。この下の赤い折れているところです。ここは道路事業で、ここに川があって渡るという状況になります。もともと河芸町島崎町線の実現は、三重大学前国道23号の交通渋滞対策や志登茂川改修につながり、地元の強い要望でもあります。ようやく夢が現実味を帯びてきた、一色浜田線以南の河芸町島崎町線の全線開通に向けた取組について、2点お伺いいたします。

1点目は、現在、道路事業で整備中の第1工区1.9キロメートルの供用開始に向けた今後の見通しについてお伺いします。

第2点目は、街路事業で事業化の検討に入った志登茂川架橋とその関連道路整備について、今年度予算4000万円の執行内容及び今後の展望について、お伺いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 河芸町島崎町線の進捗状況と今後の見通しについて、お答えさせていただきます。

河芸町島崎町線は、津市河芸町を起点とし、三重大学の海側を通過して、志登茂川を渡河し、島崎町に至る延長約9.3キロメートルの都市計画道路でございます。このうち、道路事業で整備中の延長約1.9キロメートルの区間につきましては、平成28年度に着手しており、これまでに南側の約0.5キロメートルを供用しておるところでございます。残る1.4キロメートルのうち、南側の約0.7キロメートル間については、区間を区切って整備を進めている

ところでございます。また、北側の約0.7キロメートル区間については、今後、測量設計を行い用地取得に着手することから、現時点において供用時期をお示しすることはできませんが、南側区間に引き続き整備を進めてまいります。

次に、志登茂川の架橋を含む0.7キロメートル間とそれに接続します都市計画道路津海岸御殿場線の約0.7キロメートル間については、街路事業での整備を予定しており、今年度県単街路事業にて、計画管内の現地測量や道路予備設計、志登茂川の橋梁部の地質調査などの調査や設計に着手したところでございます。また、志登茂川に架かる橋梁については、約260メートルの長大橋となります。多大な事業費も要することになります。

今後は、道路予備設計を踏まえた都市計画決定の変更や事業認可の取得などの諸手続を段階的に進めてまいります。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 第1工区、いつできるか、ようお答えできませんと言われてしまいましたけれども、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算が来ることによっていろんな道路整備、三重県下の社会資本整備がアクセルを踏んでいる現実があります。この金に来ておる間に、何とかもう1歩でも2歩でも、ここを進めていただきたいなと思います。先ほど言いました一色浜田線、ここから川を渡ったその街路事業の部分まで5.7キロメートルしかないんです。ところが、ここへ下水道事業、道路事業、直轄海岸事業、街路事業、四つの事業が入って、これだけの道路を改修するという非常にまれな事業構成での道路整備ということになっています。今、お答えいただきました理事のほうは、街路事業担当ですけれども、今、時期は言えやんとやった第1工区は道路事業なんです。県庁の県土整備部は、理事と部長が見えて、それぞれ役割分担あります。この四つの事業もそれぞれ違うんですよ。ツートップで、その2人が手を合わせ、心を合わせて一生懸命やって初めて、こういうまだら模様の事業は行くと思うんですけれども、お答えでなかった県土整備部長のお考えも聞かせてもらおうかなと思うんですが、い

かがですか。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 今、県土整備部、理事と私で進めさせていただいているところでございます。目指すところは、いろいろ事業とか予算とか色は違うところですけど、安全・安心な県民の暮らしを実現すること、そのために海岸通りの道路も含めてどうするかといったことは、よく調整しながら進めていっているところでございます。

ただ、考えなくちゃいけないのは、今回、理事が答弁しましたけど、あそこの海岸ペリの道路が災害時にどのような役割を果たすのかどうか、そういうことも含めて、今後よく検討しながら、段階的に進めていかなくちゃいけないとは思っております。いずれにしても、県土整備部の中でよく調整しながら、いろんな知恵を組み合わせ、効率的に進めていければなと思っています。

以上です。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○**40番（舟橋裕幸）** ツートップ仲よく連携を取って、しっかり前へ進むように頑張ってくださいようお願いしておきます。

最後に、新たな総合計画についてお伺いします。

一見知事は、10年先の三重県の目指す姿とともに今後の県政運営の基本方向を示す長期ビジョンとして、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）を策定し、5年間の中期戦略計画として、みえ元気プラン（仮称）を策定中です。過去、北川知事は新しい総合計画・三重のくにづくり宣言、野呂知事は県民しあわせプラン、鈴木知事はみえ県民力ビジョンという総合計画を策定しました。県民が、この膨大なボリュームのある総合計画を目に通すことというのは、まずありません。

県議会議員の私たちも、県の職員も、バイブルのように常に右の机の上へ置いて、それを見ているということも恐らくありません。しかしながら、基本理念とそれに派生するキーワードは、やっぱり常に頭の中に置きます。意

識します。

北川知事の生活者起点だとか、野呂知事の文化力、鈴木知事の新しい豊かさなどがありました。

一見知事の基本理念は、三谷議員の答弁にあるように、強じんて多様な魅力あふれる美し国とするならば、そこから派生する幾つかのキーワードをお示しいただきたいと思います。

次に、ややもすると総合計画は、地震、津波や風水害など大災害が予想されるので防災対策を強化します、格差の拡大による貧困対策を行います、地球温暖化防止に向け環境対策を強化しますなど、現状の課題や問題点を克服するための政策、施策が中心になります。もちろん、県政推進上、非常に大切なことではありますが、知事という三重県のリーダーには、夢も語っていただきたいと思います。

前知事、鈴木さんは、厳しい現実の前に、私たちは安易にばら色の未来を描くことできませんと言っています。しかし、私は、県民が三重に住もう、三重で生活しようと考えるとき、リーダーが夢を語るかどうかは大切なことだと思っています。

そこで、総合計画の中で、現状と対策のみならず、夢を語っていただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

3点目は、知事が注力する政策を、自信を持って進めていただきたいと思います。県の行政は、継続性と多様性の両面を持ちます。本来やるべきことや、やらなければならない事業はたくさんあります。過去にも事業のスクラップ・アンド・ビルドは行われてきましたが、県政全体から見れば微調整に過ぎません。なつては困りますけれども、財政再生団体にならない限り、事業の大幅スクラップは無理であります。また、三重県財政において、投資的経費はそれほど潤沢にあるわけではありません。これは、知事と共通の認識です。

新年度、財政的に従来より少し余裕があるとはいえ、支出が硬直化し、収入が限られた中で、知事の考える重点政策、重点施策の実現は大変ハードル

が高いんじゃないかと思えます。

次期総合計画の政策、施策体系は、15政策53施策に体系化されています。前鈴木知事のみえ県民力ビジョンは、16政策56施策でした。詳細に見比べて検討していませんけれども、組み直しやとか表札の付け替えで終わっているところも多数あるんだろうと思います。私は、それでいいと思っています。知事は、生ぬるいところにドライブをかけてやっていくとか、有識者や議会の声を聴いてやっていくとか発言しています。みえ元気プランを策定する際、まず県政として本来やるべきことがおろそかにならないように注意して策定していただきたい。これをまずお願いしておきます。

そして、全ての施策、政策を120%では執行できません。そこで、限られた行政経営資源の中で知事が注力する人口減少、危機管理、カーボンニュートラルなどについて、どのように取組を進め、成果につなげていくおつもりか、お考えをお伺いします。

最後に、知事は、聴いて、聴いて、さらに聴いて、汗をかく行政の聴政を目指すとしています。総合計画策定に向け、知事は有権者等からいろいろ話を聴くとしています。第三者である有権者の声ばかり聴くのではなく、大切なのは、県民の代表である議会だとか、現場の声ではないでしょうか。今回の当初予算と総合計画の日程にずれがある中で、聴き過ぎて策定スケジュールが遅れることのないよう作業を進めていただきたいと思っています。

私の言いたいことは、もう言いましたので、残り結構10分ぐらいあります。知事の思いをたっぷりと聞かせていただこうと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 浅学非才の身でありまして、頭が悪いものですから10分もとうとうとしゃべれなくて大変緊張しているところでございまして、短い時間になったら申し訳ないなと思えます。

まず、御指摘いただいた3点目のところを先にお話しさせていただきます。15政策に53の施策、実は舟橋議員と私も同じ考えでありまして、行政官もしていましたものですから、そういった考え方が共通しておるのかもしれない

んけど。知事の中で、県庁が行っておる施策を全部見るって、これは無理です。私は、県庁の職員を信頼しています。県庁職員は、真面目に夜遅くまで仕事をしてってくれています。彼らがやっていること、やらなくていいことをやっているわけではありません。彼らがやっていることを後押しするというのが、知事の大きな仕事の一つだと思っています。また、自分の考えでこういうところはもっと早く進めるべきやないかと、ここは変えてもらいたいということもありますが、それも県庁の職員と議論して、みんなでよりいい形でやっていこうという形にして進めていくということもやらせていただきたいとも思っています。したがって、多様な仕事、継続性をもってやる、これは行政に課せられた大きな使命でありますので、それを県庁の人たちが実行できるように、私も一緒になって汗をかいていきたいという思いであります。ただ、先ほど申し上げましたように、いや、これはちょっと三重県、もうちょっとやらかなあかと違うかなというのがありまして、それ、いろんな方にも話を聞いていますが、やっぱりそう思いますという方も多くいらっしゃいます。それを、今後、システマチックに聞いていくことも必要やと思っておりますけれども、少なくともドライブをかけて、力を入れてやっていかないかんということは進めたいと思っております。それは、53施策の全てではありません。みえ元気プラン（仮称）でいいますと、例えば、七つの力を入れてやるべきことというのは言わせていただいておりますので、今後、いろんな方の御意見を伺って、変わっていくかもしれませんけれども、今、私どもが考えているのは、その七つ。少なくとも、これは力を入れてやっていこうと思っております。

まず、1点目でございます。

それで、1点目、立ち戻りまして、基本理念は何なんだと、キーワードは何なんだということでもあります。北川元知事、野呂元知事、鈴木前知事、それぞれプラン、ビジョンがあつて、生活者起点、文化力、新しい豊かさというキーワードがあります。そういう意味では、私どもが今回提示させていただいておりますみえ元気プランの中に、ビジョンに名前をつけてしまった

ので分かりにくいんですけども、私が考えていますキーワードとしては、やはり強じんな美し国、三重県をそういう形にしていきたいということです。北川元知事、野呂元知事、鈴木前知事がおっしゃった生活者起点、文化力、新しい豊かさは、どういう形で三重県を発展させていきたいのかということが言われているのではないかと思います。私が考える三重県を発展させる姿というのは、強じんで豊かな美し国にしたいということでもあります。ただ、県民との関わりというのが見えにくいじゃないかということも言われます。ただ、北川元知事の生活者起点というのは、県民は生活者であると、これは分かりやすいものでありまして、そういう意味では、私が考えているのは、県民を中心に据えた行政しかないだろうと思っています。そういう意味では、県民の皆さんの声を聴いていきたいと申し上げているのも、そういうことであります。もちろん、まず議会の皆さんの声を聴く、県民の代表者でいらっしゃるの、それは当然であります。さらに、その上で声なき声を拾い上げていくというのも政治の重要な使命ではないかと思っていますので、県民の皆さんの声、あるいは先進的な知識を持った人の声も聴く、有識者の声も聴きながら、県民のためになるよいビジョンやプランをつくり上げたいという思いを持っているわけであります。

いろんな言葉を並べてもしようがないと思っして、私はシンプルに強じんな美し国というのを県民の皆さんと一緒につくっていきたい。県民と一緒につくる強じんな美し国、これがキーワードではないかと思っていますところであります。

夢でありますけれども、なかなか大きな夢を持ってません。県内新幹線をつくる、そんな夢、なかなか持てないんですけども、ぎなぎな、どぞぞ生きていくというのがちっちゃな夢なんですけど、実は大きな、ちょっとそういう思いもありますけれども、ぎなぎな、どぞぞ生きるのもいいですけど、できたらにこにこ笑って過ごせる人がいる三重県をつくっていきなと思ひます。それが、ちっちゃなささやかな夢といえば夢、だけどそれは非常に難しいことだと思っています。多くの県民がにこにこ笑って、この県に住ん

でよかったなと思えるそういう県をつくっていくのが、私のささやかではありますが、ありますけれども、ある意味、大それた夢です。そうすれば、三重県に住みたいと思う人がたくさん来ます。選ばれた、選ばれる地域になっていきますので、そういった地域をつくっていきたくてこういうふうに思っています。

三重県は東海道の宿場町がたくさんありまして、江戸時代、これは交流の中心地でありました。それが戦後、高速道路や新幹線のルートから外れて、残念に一步奥まった地域になっていますけど、チャンスはありまして、2037年にリニア中央新幹線がやっ来てまいります。日本の成長のコリドーにまた躍り出るということでもありますので、選ばれる地域になっていくと思います。

それから、どの施策に力を入れていくのかという御指摘を頂戴しております。それについては、人口減少、危機管理、カーボンニュートラル、あるいは観光というのもあります。それぞれについて、新しい課も設けております。課をつくることだけがポイントではなくて、しっかり進めていく必要があるのです。県庁内に本部もつくりまして、体制を強化して進めていきたいと思っています。

また、県民の皆さんの声を聞きたい、これは私の思いであります。何とか聞いていきたいとも思っていますし、それからやっぱり先進的な知識を持った人の知恵をいただいて、三重県をよりええものにしたいということも考えております。もちろん、県議会の皆さんの声をしっかりと聴きながら、いいものをつくり上げたいと思っていますので、ぜひ、今後とも御協力、御指導、よろしくお願い申し上げます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） 再質問しませんと言っちゃいましたので、時間がありませんけれども、やめておきます。また、次回にということで。

県議会議員になって28年目ということになります。当選当初から、さっきの河芸町島崎町線、話はありました。そんなん夢さとの頃は、僕、思っていました。その夢が今現実になりつつある。ならばということで、もう一つの夢の県庁も建て替えて、ええ環境で仕事してみたいなという思いがあり



ましたので、この二つの夢を今回質問に入れさせていただきましたし、できたら知事にも夢を語っていただきたいなという思いで、今回の質問の構成をしました。

残念ながらお答えは、私の在職中には実現はしませんというのを明確にお答えいただいたみたいですが、引き続き、夢を持って議員活動をしていきたいと思っておりますので、あと1分ありますが、5人目ですからこれでやめます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

- 議長（青木謙順） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後4時29分休憩

---

午後4時40分開議

## 開 議

- 議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 会 議 時 間 の 延 長

- 議長（青木謙順） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

## 質 問

- 議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。

舟橋裕幸議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

舟橋議員の関連質問ということで、障がいを持った方の新型コロナウイルス感染症対応について質問をさせていただきます。

まず、障がいをお持ちの方、特に重度の障がいをお持ちの方が、新型コロナウイルス感染症に陽性と判断された場合、入院や自宅療養について、お一人お一人の障がい特性が十分に理解された上で対応されているかどうかということ、まず、お伺いしたいと思います。また、障がいをお持ちの方の介護者が陽性者となり、介護者が不在となった場合、関係機関との連携をはじめどのように対応されているのか、お伺いいたします。あわせて、先ほども舟橋議員からも出ていましたけれども、宿泊療養施設の利用というのが大変少なくなっているというお話でしたけれども、障がいをお持ちの方は、現在、利用することができないと聞いていますが、やはり合理的な配慮の下、障がいをお持ちの方も利用できるようにできないのかどうか、見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 私のほうからは、特に重い障がいのある方が患者となった場合の対応についてお答えさせていただきます。

まず、入院に関してですが、医療調整本部におきまして、医師を中心に必要性や優先度を判断しているところですが、その上で入院が必要とされた場合ですと、重い障がいがあるなしにかかわらず、その方の状況に応じて、受入れ環境の整った医療機関を選定し調整いたします。ただし、宿泊療養についてですが、本県が確保している宿泊療養施設につきましては、その設備や構造上、重い障がいのある方を受け入れる環境にはないということがございますので、したがって、訪問サービス等を継続的に利用していた

だきながら、往診等の治療を受けつつ、在宅で療養していただくことになるかと考えておりますけれども、そのために、重度の障がいのある方も含め、そういった自宅療養が適切に行えるように、体制は取り組んでまいります。ただし、宿泊療養における障がいのある方の受入れということにつきましては、例えば、聴覚に障がいのある方に対しては、音ではなく、フラッシュライトであるとか、振動でお伝えするスマートウォッチとかの機器を利用して、聴覚に障がいのある方については受入れをしておりますので、今後とも可能な限り、障がいのある方の受入れの対応に取り組んでまいりたいと考えております。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 私のほうからは、障がいをお持ちの方の介護者が感染した場合、その場合にどうした対応を行っているのかということでお答えさせていただきます。

障がい者の介護者が感染して、入院等で不在となった場合、障がい者の特性によっては、生活環境の変化に対応できないということもございますので、住み慣れた場所で支援を行うことが基本であると考えております。そのため、市町と相談支援事業所が中心となって、自宅への訪問サービスですとか日頃利用していただいている事業所への短期入所など、適切な支援が受けられるように調整を行っているというのが現状でございます。

現在のところ、障がい者に必要なサービスが適切に提供されていないという声は、私どものほうには伺っておりませんが、今後の感染状況によりましては、訪問サービスの提供ですとか、市町による短期入所先の確保が困難になってくるという場合も想定されます。県としましては、障がい者の受入先の広域的な調整等につきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、市町や事業者の意見を聴きながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 保健所とかも大変な中で、特に緊急性を持って対応が求められる事柄ですので、それぞれの現場で引き続いて丁寧な相談や関係機関との連携を十分に行っていただきたいと思うのですが、1点、確認したいんですが、この障がい者福祉サービスの居宅サービスというのは、宿泊療養施設で受けることができるのかどうかというところだけ確認させてください。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 宿泊療養施設においても、受けていただくということは可能であります。市町の下承を得てということになりますけれども、条件が整えば可能ということになります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） これまで、第5波とか、今、第6波と言われていますけれども、少し感染状況がやっぱり落ち着いてきたときに、いろんな方策というのは、これまでいろんな改善というのをされてきたと思うので、これからしっかりいろんなことを考えて改善につなげていっていただきたいと思いません。

次に、障がいをお持ちの方が地域で暮らし続けていくために、障がい者福祉サービス、居宅介護とか重度の訪問介護ということなどありますけれども、非常に大変重要な事業であると思っていますし、新型コロナウイルス感染症があるなしにかかわらず、大変重要なものだと思います。自宅療養者の支援を行っても、特別な手当もなく、感染対策も含めて、事業者の負担というのは大変大きなものがあると伺っています。

先日は、厚生労働省のほうに4万人ほどの署名が集まって、いろんな新しい動きもできてきたと聞いています。国は、この3月4日に高齢者介護、それから障がい者福祉も含めて、感染者の訪問介護を行ったヘルパーへの手当を全額公費負担で行うことを可能とする見解を示しました。

県として速やかに進めていく必要があると思いますが、新たな情報も含めて、今後どのようにしっかり着実に進めていくかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、お答えします。

感染症患者に対する訪問介護に係る手当等につきましては、これまでもいわゆるかかり増し経費として、地域医療介護総合確保基金が活用可能だったんですけれども、今回の通知によりまして、その水準や上限額等が明確に示されたものと認識しておりますので、関係事業所等に丁寧に説明いたしまして、確実に伝わるようにしたいと思っております。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） ただいま医療保健部からも答弁がございましたけれども、今回、障がい福祉サービスについても国からの基準が示されたところでございます。これを受けまして、県といたしましては、事業者が適切な支援を受けられるように、丁寧な周知を改めて行うとともに、既に補助申請を済ませた事業所からの追加の申請にも対応してまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

この厚生労働省からの文書の中にも、今、事業者が大変な多忙な中で、書類の提出とか事務負担の軽減に取り組むように通知文書の中に含まれていますので、そういったことも含めて、しっかり情報を届けて、着実に事業所の皆さんをしっかりと支えていっていただきたいということを強くお願いして、関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第57号から議案第76号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。49番 西場信行議員。

〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） 一見知事、こんにちは。また、出てきました。お願いします。

一昨日、3月7日に令和3年度一般会計最終補正予算議案第57号が知事から提案されました。

その中で、基金繰入金について国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金で35億6148万円減額されました。そのことに関しまして、私の質問に答えて、総務部長からは、国体基金の今年度の残金総額が44億2143万円となり、令和4年度に入ってから、財政調整基金として積み立てられるということでありました。

令和3年度の当初予算ですが、国体基金の充当総額、これが76億7000万円と聞いています。そのうちで57億8000万円、約58億円が水力発電譲渡金であります。全体の7割5分だと、このように理解しています。この水力発電譲渡金の58億円については、宮川河川の流量回復のための財源としてどうするか、基金設置するかなどの検討を進めておりましたが、県財政が危機的状況ですね。お金がないので今日は知事が答弁でも言うておられました、この三重県の危機的状況の中で、国体基金の積立てが滞りました。国体開催時期が迫ってきて、やむを得ず国体予算への流用を余儀なくされてしまいました。あまり語り継ぎたくない県政の歴史のページになってしまったと、このように思います。しかし、その国体が中止となり、44億円の残金となっておるといのが現在の状況であります。国体等基金残高44億円の今後の対応については、水力発電民間譲渡後の残された課題解決のため、宮川のよりよい流況に向けた流量回復等検討会議で実施が進められております宮川ダム直下毎秒2トンの常時放流に伴う必要経費としていくか。もしくは、宮川の水力発電事業に関連する課題解決のための基金として設置していくことが望ましいと、このように思います。

約60年前にダム湖に水没した大杉集落住民と、県、当時は青木理知事の間でございますが、交わされた約束事であります大杉谷特別対策要綱の対応など、長年に渡ります歴史的経緯を考えれば、それが当然で、道理にかなった

譲渡金の使途であると私は考えております。

以上の観点から考えますと、今後の44億円の具体的な使い方を私なりに幾つか挙げるとすれば、4点あります。

その一つは、ダム湖に注ぐ大和谷溪流からの直接パイプによるダム放流口の新設であります。現在は、宮川農業用水のかんがい放流口の専用の放流口を使っておりまして、隙間で流量回復の水を充てようとしておりまして、非常にかんがい期にこれを使うことは使いにくい、こんなような状況であります。

二つ目として、ダム湖に堆積する土砂の排除があります。

平成16年の宮川豪雨災害、そして、平成23年の東紀州、紀伊半島大水害、このときに、宮川ダム湖に大量の土砂が流れ込み、現在もその流入が続いております。これを治水公共事業でやりたいのですが、なかなかそれができにくい、こういう状況です。

三つ目は、先ほど申し上げました昔の約束事、大杉谷特別対策要綱におけます未解決問題があります。国道422号の通行不能区間があります。県道53号大台ヶ原線で、未改修の当時の60年前の約束道路工事がまだできておりません。

四つ目として、宮川総合開発の大きな4目標の一つでありますダム湖周辺の観光対策があります。こういったものというものが考えられます。

また、議案提案の、一昨日、その終了後でございますが、伊勢市選挙区選出の県議会議員の1人から、宮川総合開発に関係の深い大仏山公園整備に使うという提案も聞かせていただいたところであります。いずれにしましても、まずは、宮川流域基金設置が現実的な対応であると考えます。

今後の財政調整基金の使途について、庁内協議において、その実現をお願いしたいと思います。

さて、そこで、この基金議案の上程を踏まえまして、宮川の総合開発事業の諸課題や流量回復取組を担っている県の役割としての今後の対応についてですが、一旦は、一般財源化して財政調整基金に入れられる44億円の水力発

電譲渡金の使途を本来の宮川関連事業に活用していくために、県として、今後どのように取り組んでいくのか、対応をお聞かせいただきたい。お願いします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** 先日3月2日に一般質問で、西場議員から質問をいただきまして、ちょうど1週間、今回は議案第57号に関する質問ということで、今からお答えさせていただきたいと思います。

それで、これまでの取組の予算措置につきましてですけれども、宮川に関する取組につきましては、これまでも必要な事業費について、その時々状況に応じ、関係部局において、毎年度の予算議論の中で必要な額を確保して取組を進めてまいりました。

そういう中、例えばですけれども、これまでも利水者などの関係者との意見交換のための宮川上流域における流量等の検討業務であったりとか、良好な水質で維持放流を実現するためには、かなり多額な事業費を投じて、施設の整備など実施してきたところでございます。そういう中、このように事業費の多い、少ない、多寡にかかわらず、県として必要な取組については、その都度、毎年度の予算議論の中で、今まで要求し取り組んでいるところと認識しております。

そういう中で、先ほど議員の中から、基金どうだという話、ありましたけれども、現時点におきましては、2日前のときに、総務部長のほうからそういう話もありましたけれども、また、西場議員のほうからも紹介いただきましたけれども、それらを踏まえた上で今後の宮川に関する取組につきましても、検討を進める中で、その時々状況に応じて、県として必要な取組については、全体の判断の下、毎年度の予算議論の中で、めり張りをつけて、関係部局において確保すると、私も、地域連携部としても、連携、調整を取りながら、取り組んでいくものかなと考えているところでございます。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○**49番（西場信行）** 全体協議の中で検討するということは、少し聞くに値



いたしますが、毎年度の協議と、これは年度ごとの会計年度でやることですから、そうではあるけれども、こういう大きなことをこれからやろうというときに、毎年度、毎年度の協議では、処し切れないことが出てきます。特に、これから常時2トン放流について、相手の中部電力、そして利水者、こういうところと本格的な協議をやってきたときに、やっていかねばならない施設整備や必要な金額というのが当然出てくるわけでありますから、これを年度、年度のその都度の総務部との交渉の中で、処し切れるものじゃないじゃないですか。ここを、44億円のこれを使ってどうするかという全体協議をこれからしっかりやっていただきたいと思います。

私が、今回やった質疑は、こういう流量回復、また水質改善、あるいは河川環境の対策など、言わば所管する地域連携部、そして県土整備部を応援するスタンスでやっておるんですよね。もっと頑張れ、河川の維持管理者である県土整備部、もっとしっかりやれよ、地域連携部と。私は、鼓舞し、応援、励ましておるようなことであります。しかし、そういう意味では、受けて立つ側としては、やっぱり財政調整基金を預かる総務部長になると。そこで、最後に、この財政調整基金を預かる総務部長としての見解、ちょっと聞かせてください。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 先般、議案聴取会するときにもお答えさせていただきましたとおり非常に大切なお金ということで、取りあえずは、財政調整基金のほうに積みさせていただきますけれども、それはどういうふうに使っていくかというのは、これから県庁内で議論して、どうするかというのを決めていくものだと思いますので、なかなか総務部としては、これに使いたいというのは、特に表明するあれでもないの、今日はこれぐらいでよろしくお願いたします。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 途中で申し上げましたように、10年間かかって、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金を積んでいくという財政の責任が

あった。しかし、総務部の責任とまでは言わないけれども、こういう中で、県の財政計画が破綻したわけです。それがゆえに、今回のこういう状況を招いておると。この経緯を踏まえて、どうしていくかということを総務部としては忘れずに、しっかり対応していただくようお願いして、質疑を終わります。お願いします。（拍手）

○議長（青木謙順） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 21番、日本共産党の山本里香です。議案第57号の令和3年度一般会計補正予算に関して、質疑を行います。

生活福祉資金貸付事業補助金というのがありまして、3億2000万円の増額となっております。これまでも、特別な新型コロナウイルス感染症対応において、社会福祉協議会における貸金事業ということで、機能してきたことですけれども、これまでは原資追加というような形の説明でしたが、今回は、債権管理事務費の追加ということで、この3億2000万円、どのような内容でしょうか、教えていただきたいと思います。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 債権管理事務費の具体的な用途についてということで、お答えさせていただきます。

生活福祉資金の特例貸付実績は、制度開始から令和4年2月末までの累計で件数で2万918件、73億3387万円となっております。このうち、令和4年3月末までに申請が行われた初回貸付け分は、一部を除きまして、令和5年1月から償還が開始される予定で、償還期間は最長で10年以内とされております。

今回の令和3年度補正予算に債務管理事務費として計上いたしました約3億円は、実施主体の県社会福祉協議会が、今後10年以上にわたって行う償還金の受入れ事務ですとか、相談支援業務に必要な経費の一部を補助するというものでございます。

具体的には、県社会福祉協議会に加えまして、償還事務の窓口を担う市町

社会福祉協議会に担当職員を配置いたします人件費ですとか、借入れ世帯へ償還手続に関する案内等を送付する通信運搬費、コンビニ収納を可能とするための経費等を想定しております。

なお、貸付原資や貸付事務費に不足が生じた場合には、その一部として充当することを認めるものとなっております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） とっても大切な貸付けの新型コロナウイルス感染症に対応する事業で、一般の小口とか一般の生活福祉資金のもう20倍も30倍も要望があって、そして今機能しているということです。このことは、今3億2000万円は、これから10年もかかる中での事業費の、これが、また不足してきたら補填はされるかもしれないけど、もう近々だけのじゃなくてということで、説明だったと思います。それと県社会福祉協議会だけではなくて、市社会福祉協議会でも仕事が大変多くて、多いために、三重県社会福祉協議会のホームページには、希望が多いので、給付まで時間がかかることがありますので、お断りの文言まで出ているほど、県社会福祉協議会も市社会福祉協議会も大変な作業をこのピークはいろいろあると思うのですが、していただいているということですから、このことが本当に有効に生きていくということは大事なことだと思っております。償還の据置期間が延びたこともあって、この次の1月から償還作業に入ることの中での丁寧な仕事をしていただかなあかんと思うのです。住民税非課税であれば、間違いなくこれは償還免除ということになりますし、それからクエスチョン・アンド・アンサーなど厚生労働省の文書の中でも、一律にしないで丁寧な対応をするようにということがありますので、そのためにも、人件費も含めてきちんとした対応のための経費として十分に使っていただきたいと思います。

ところが、追加して考えれば、6月末まで貸すほうも延長がされているということで、そのことにも十分な対応を。以前もこの場所で、貸付けの申込みと、それからその決定に関してのことを幾つか申し上げたことがあります。寄り添った対応をということでそのときもお答えいただいて、その後のこと

なのですけれども、やはり御相談は絶えずあります。そんな中で、三重県の貸付けの決定状況も細かく教えていただきました。ここ12月、1月は100%に近い貸付けの決定をしていただいているということが、それによって分かったわけですけれども、それでも、高齢者の方で、返還の可能性が薄いであるとか、そういうようなこと、あと一人親方みたいな形でアルバイトを続けていながらその支給をされて申し込まれた方、大変困難になって申し込まれた方が、はねられているという事実がやっぱり出てきていまして。この厚生労働省のクエスチョン・アンド・アンサーを見てみますと、給与明細等の確認書類等を用意していただく必要はないとか、貸付要件において、収入の減少の大きさは問いませんとかということが流れていて、本当に柔軟に対応を続けてしてほしいということが再三言われているんですけれども。三重県の社会福祉協議会の窓口にお持ちいただくものというのがありまして、小口も総合支援資金もその中に詳しく書いてはいただいているんです。でも、給与明細書、給与振込口座の通帳履歴など、勤務シフト表とか細かく書いてもらっているんですけれども、ほかの県のいろいろ、私、調べてみたんです。そうすると、厚生労働省のクエスチョン・アンサーでも、申立書に自分で記入することで代えられるということで、申立書の説明があるんですけれども、三重県、それはないんです。ここら辺のところでも、ちょっと運用的に厳しいんじゃないかと思うのですけれども、厚生労働省からクエスチョン・アンサーでも、このような申立書による申請で足りるということになっておりますが、そこら辺の指導もきちんと市や県の社会福祉協議会にもしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 議員から御指摘、今いただきましたけれども、確かに三重県の審査が厳しいのだろうかというようなところは、統計なんかを見ていると思わないでもございませんけれども、ただ、県といたしましては、他県との比較というよりは、ただ制度の趣旨はしっかりと理解して、こういう趣旨なのでということは理解した上で、申請者にもきちっと

御理解をいただく。そして、当然のことながら、主体になっております県社会福祉協議会のほう、市町社会福祉協議会にもなりますけれども、そういったところについては、制度の趣旨をしっかりと理解した上で、寄り添いながら適切な審査を行っていただくように、それはかねてからお願いをしているところでございます。今後6月末までに今のところなっておりますけれども、その間もしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 私は、あえて、ここの場所で、決定順位が何番目だとか何パーセントで、三重県がどこら辺におるとかいうことは、あえてここで今言わなかったわけです。他県と比較するという事だけじゃなくて、きちんと運営がされていけばいいと。

三重県、お金がないよねという話だけど、お金がなくて新型コロナウイルス感染症で困っていらっしゃる方を何とか救おうというのがこの国から出てきたところの特例であると思います。初めに取り上げさせていただいたときに、本当に悲惨な状況があって、その後、ここでお話をした後で、すぐに決定率が上がったわけではなかったですけども、12月、1月と決定率が上がってきているということについては確認しています。そのことをもって、これから頑張ってもらいたいということの思いで、やっぱりそういう記述の仕方にも表れてくると思うのです。これを見て、多くの方がどうしようかと悩まれて、持ってみえるわけですので、この趣旨に沿ってとおっしゃいましたけれども、趣旨に沿った運用をぜひとも続けてしていただきたい。本当に困難が解除されない、新型コロナウイルス感染症の今の状況ではということの中で、今後の運営に期待いたしまして、市の社会福祉協議会と県の社会福祉協議会と十分連携いただいて、進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（青木謙順） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） お疲れさまです。悔いの残らないようにしっかり質問さ

せていただきたいと思います。

議案第57号の令和3年度の最終補正予算のうち、地域観光産業支援事業について、質疑させていただきたいと思います。

この事業ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中で、地域的な感染状況の落ち着きを踏まえて、宿泊サービスに対する割引、地域クーポンの発行などの必要な費用を22億8700万円ほど増額するというものです。

これまで、県民限定で宿泊割引や地域クーポンの発行にも取り組んでこられたところですが、旅行業のみならず裾野が広いとされる観光産業を支援していくということで、ほかの産業やそれぞれの地域に与えた波及効果がどういうものであったか、十分に検証しながら、その波及効果をさらに広げていくということが必要であると考えています。

そこで、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける公共交通を担う交通事業者への波及効果はどのようなものであったと考えているのかお伺いするとともに、今後の事業の展開に当たっては、公共交通の利用促進を積極的に誘導していく方策を行えないか、観光局長の考えをお聞かせください。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 2点、御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の1点目でございますが、この令和3年6月で補正予算で御承認いただきましたみえ得トラベルクーポン事業でございますが、7月8日から12月31日までの期間で、3回に分けて実施をさせていただいたところでございます。

御質問のあった中身でございますが、宿泊業をはじめとする事業者への方にいろいろ聞き取りをさせていただきましたが、コロナ禍でやはり自家用車の利用が多いものの、クーポン事業の実施により、鉄道などの公共交通の利用も徐々に増えていったというような形で伺ったところでございます。また、各旅行会社への調査でございますが、クーポン事業の実施により、鉄道を活

用した旅行商品でございますが、クーポン事業実施前と比べると、3倍から6倍の売上げとなるなど、効果が出ておるといふようなところでございました。さらにクーポン事業ではございませんが、6月補正予算で御承認いただきました県内旅行商品造成・販売支援事業では、団体旅行の需要の減少に伴う非常に厳しい交通事業者を支援するため、鉄道やバス等を活用するといふのを条件に、旅行商品造成をその販売支援といふようなところでございますが、これにつきましても329コース、8000人の方に御利用いただいたといふことで、そういうふうな形で取組を進めてきたところでございます。

それで、令和4年度へ向けてなのですけれども、県版Go Toトラベル事業といふことで、国のほうから、今、示されておる内容でございますが、11月時点での国の発表では新たなGo Toトラベル事業について、まず、国がといふことで、それが、国が主体となって事業をした後、ゴールデンウィーク明けぐらいから県が主体となり事業を実施するといふことで示されておるところでございます。

県が実施する新たなGo Toトラベル事業では、宿泊を伴う旅行商品の割引額の上限でございますが、鉄道等の交通利用がない場合は5000円に対しまして、鉄道等利用した場合、これは8000円といふことで、公共交通の利用を促進する制度設計といふ形になっておるところでございます。また、先ほど御案内させていただきました県内旅行商品造成・販売支援事業につきましても、令和4年度もしっかり取組をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

〇22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

今後の取組で、公共交通も含めた交通事業者の利用を誘導していくといふことが進んでいくといふことは分かったんですけども、その波及効果といふんですか、例えば、観光消費額だとかどういふところを回遊したとかも、どれぐらい公共交通の利用があったかといふのは、今後、定量的にその効果と

というのは検証されるということによろしかったでしょうか。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 今回、御質問いただいて、何か聞き取りだけじゃなくて定量的なことというようなところで何かないかというようなところで調べたところなんですけれども、スマホでみえ得キャンペーンのクーポン、そういうふうな形での事業をやっておるんですけれども、あれで、クーポン事業をやっていないときと、それとクーポン事業をやっておる時の鉄道の利用をちょっと分析、急遽してみたんですけれども、そこでは、約3倍弱ぐらい、鉄道の利用者がいましたので、これが全部そのクーポンを利用したものでとか、いやいや、もう環境がよかったものということの人が動くことによってかは、少しそこまでの分析は難しいんですけれども、そういうような形で、データを活用した分析についてもして、生かしていきたいと思っております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それでは、次に、公共交通の利用促進に取り組む立場の地域連携部長にお尋ねいたします。

そもそも新型コロナウイルス感染症の以前から、地域の鉄道やローカル鉄道、あるいはバス路線の収支状況というのは大変厳しい状況にあって、そこに新型コロナウイルス感染症の影響で交通事業者全体が大きな打撃を受けているところです。今回の計上されています地域観光産業支援事業や、今後当初予算でもたくさんの観光振興の取組がありますけれども、公共交通と観光の連携というのは、苦境に立つ公共交通を支えていく、残していくということにもつながっていくと思います。そして、それは移動手段としてはそうなのですけれども、それだけではなく、特に鉄道ということを考えますと、鉄道文化ですとか、鉄道遺産だとか、あるいは三重県のすばらしい景観というものを車窓から眺めることができるそういう景観だとか、公共交通そのものを観光資源と位置づけて、人の流れをつくっていくということにもつながると思います。



この点について、交通と観光をこれからどういうふうに関連させていくかということを経営部長にお伺いしたいと思うのと、観光局長、何度も申し訳ないんですけども、その鉄道そのものを観光資源として位置づけていくという考え方について、どのようにお考えかということもお聞かせいただきたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、交通政策として観光施策とどのように連携するかについてお答えさせていただきます。

地域鉄道等公共交通ですけれども、交通事業者がコロナ禍により大幅に利用者減が起こっております。このような厳しい経営環境にある中で、その利用促進に当たっては、我々も本当に大切やと思っているところなんですけれども、そういう中、議員からお話がありましたけれども、交通施策と観光政策は、かなり親和性が高いということもありまして、それを目的と手段という面であるとか、それ以外の面も含めて、日々連携することが大切だなと。また、一方、現在の状況を踏まえて、危機感を共有しながら一緒にやっぴかなあかんということで、これまで取り組んでいるところでございます。そのところの取組内容については、先ほどから観光局長のほうから、かなり具体的に、取組例であるとか効果なども説明があったところかと思ひます。

そういう中、私ども、地域鉄道の交通事業者に対しましては、利用回帰等におきましては、例えばですけれども、伊賀鉄道における伊賀線全線99周年記念乗車券・記念入場券セットであったりとか、2022年2月2日、これは2並びなのですけれども、そのような記念日での入場券の切符、企画切符の取組であったりとか、伊勢鉄道における鉄道車両へのF1に関するラッピングなど、地域の特色を生かし鉄道の魅力を発信することで、移動手段としてだけでなく乗車することを目的としていただけるよう利用促進に取り組んでいます。

一方、観光部門というだけじゃなくて、私ども公共交通としましては、観光も生活も大切ということで、地域の、これから本当に持続可能な存続も含

めて、取り組まなあかんかなという思いがありますので、そういうことも視野に入れつつ、幅広にしっかりとやっていきたいと思えます。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 鉄道そのものを観光資源ということで、なかなか難しい御質問を頂戴したのかなとちょっと思ったんですけども、例えばということで、地方鉄道であれば、いろいろPRグッズとか、いろんな形のものをつくってみえて、それを販売とかいうような形で試みて、例えば、三岐鉄道とか、伊賀鉄道とかあすなろう鉄道でもそんな形のものをつくってみえます。そういうふうなものであれば、それこそ魅力と観光資源的な、それを買うとか、そんなところで、現在ですと三岐鉄道は、みえ得トラベル地域応援クーポンのほう、自分のところはこういうふうなものがあるので参加したいということで手を挙げていただいて、実際、参画していただいております。同じような形で、地方鉄道、あすなろう鉄道であったり伊賀鉄道であったり、そんなところも参画していただくことによって、この地方鉄道の魅力というようなことを御理解して、進むような形の取組をしていけたらというふうな形で考えておるところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

僕も鉄道が大好きなので、またこれからもここでいろんな鉄道の話ができれば、公共交通の話ができればいいなと思っています。

知事も、またみんなで公共交通を盛り上げていきましょう。三重県のV字回復を祈っていますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で、議案第57号から議案第76号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案

第57号から議案第76号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議案付託表

予算決算常任委員会

議案番号	件名
57	令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）
58	令和3年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
59	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
60	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
61	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
62	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
63	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
64	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
65	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
66	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
67	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

68	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
69	令和3年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
70	令和3年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
71	令和3年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
72	令和3年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
73	令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
74	防災関係建設事業に対する市町の負担について
75	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
76	土木関係建設事業に対する市町の負担について

---

**休 憩**

○議長（青木謙順） 着席のまま、暫時休憩いたします。  
午後5時26分休憩

---

午後5時29分開議

**開 議**

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程追加・議員の辞職**

○議長（青木謙順） この際、申し上げます。

北川裕之議員から議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。お諮りいたします。北川裕之議員の議員辞職を許可することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、北川裕之議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

## 会 議 時 間 の 延 長

- 議長（青木謙順） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。  
本日の会議時間は、議事の都合により午後9時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後9時まで延長することに決定いたしました。

## 休 憩

- 議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。  
午後5時30分休憩

---

午後6時10分開議

## 開 議

- 議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程追加・差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任

- 議長（青木謙順） この際、申し上げます。  
差別解消を目指す条例検討調査特別委員の北川裕之議員が、議員を辞職されたため、会議規則第18条第1項の規定により、差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により、議長から三谷

哲央議員を差別解消を目指す条例検討調査特別委員に指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明10日から23日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明10日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

3月24日は定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後6時11分散会